

代腦錄

愛鷹山民有請願日誌



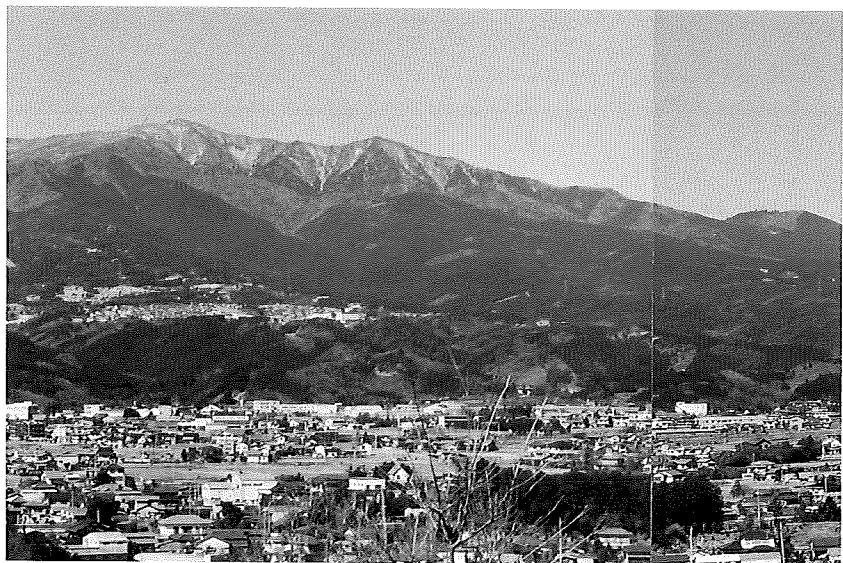


横山健吾（1858年～1942年）



裾野市公文名より西方愛鷹山と富士山を望む  
写真左手愛鷹山中腹に広がるのは千福ニュータウン

千福 横山家の門

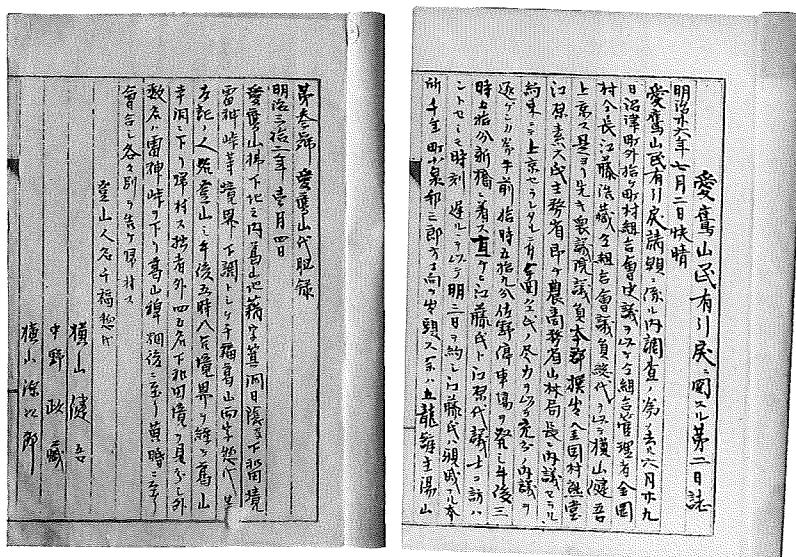
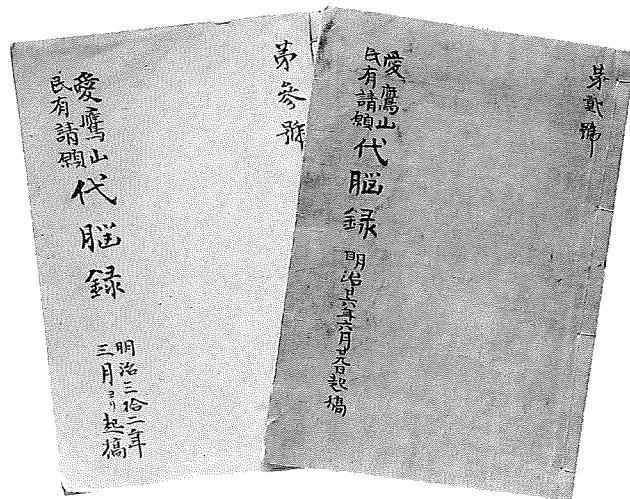




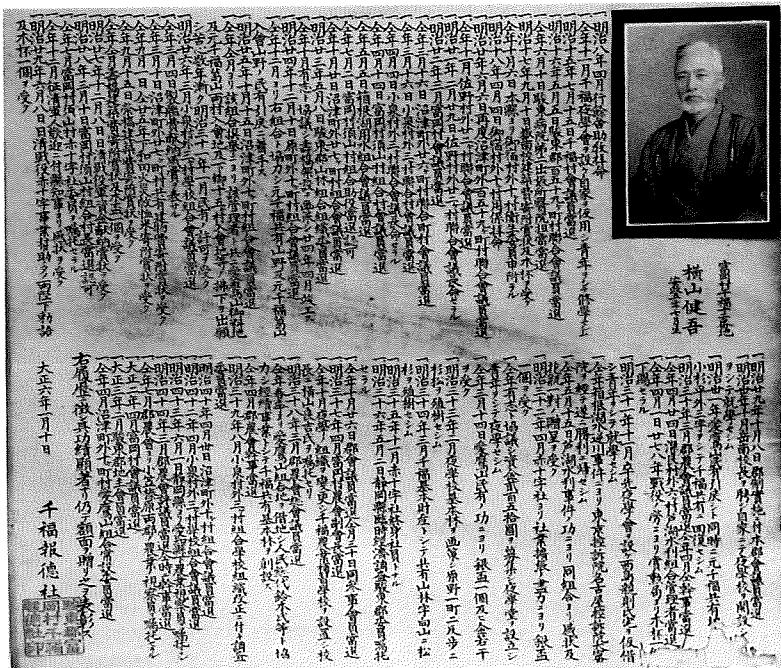
明治42年 払下10周年を記念して建てられた愛鷹山払下記念碑  
碑文には「土地者無尽之宝蔵／自治体之基礎利用之／保護之共有者之本務也」と刻まれている

上 大正15年4月撮影 右上枠内は払下功労者の江原素六

下 現在は沼津市立少年自然の家の裏手に移築されている



「愛鷹山民有請願 代脳錄」第二号・第三号 表紙と書出部分



大正6年1月10日 千福報徳社による  
横山健吾の表彰状  
それまでの横山健吾の履歴が記されて  
いる（巻末167頁参照）



横山健吾・みち夫妻の墓  
横山家の裏山の中腹にある 現在その  
魂は屋敷地内の墓に移されている

## 発刊にあたつて

裾野市史編さん委員長 助役 杉山政康

本市の市史編さん事業は、関係者の不斷の努力によつて資料編四冊、市史研究、調査報告書等をすでに刊行し、現在も事業をすすめているところです。編さん事業を通して調査、収集をした資史料は四万点以上に及んでいますが、すべてを資料編に収録することは不可能ですので、日記等まとまつた内容で、特に史料価値が高いものについては『資料叢書』として刊行しております。

このたび資料叢書3として「代脳錄 愛鷹山民有請願日誌」を刊行することとなりました。この史料は、明治三十二年（一八九九）の愛鷹山払下げという歴史的事件において、その運動の中心人物であった横山健吾氏が、その過程を記した日記であります。愛鷹山の払下げに関しては、まとまつた資料がほとんど現存せず、唯一現在利用しうる資料と思われます。

本書を刊行するにあたり、貴重な資料のご提供をいただきました横山正美氏に厚く感謝し、本書が多くの方々にご高覧、ご活用いただければ幸いです。今後とも格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成八年三月



目

次

口 絵

発刊にあたつて

凡 例

代脳録 第弐号

代脳録 第参考号

愛鷹山関係雑誌

解 説

140

115

69

1



## 凡例

で記した。必要ないと認めたものは、訂正加筆をそのまま本文とした。

資料の翻刻にあたって、できるだけ原本の体裁を生かすようつとめたが、読者の便宜と編集上の必要から、原すの意味を損なわない範囲で、次のようにあつかった。

一適宜、句読点（、。）、並列点（・）を付した。

一漢字は原則として常用漢字を用い、異体字・俗字・略字・同字等は標準字体に改めた。ただし、固有名詞（人名・地名）の旧字体は原文のままとした。

また「并」は原文のまま使用した。

一変体仮名はひらがなに、助詞等に慣用的に用いられる者、江、与、茂、而、而已、ら、は、は、」等は、カタカナに改めた。

一清音・濁音は原文のままでした。また、ひらがな・カタカナの混用についても原文のままでした。

一本文中の抹消部分については、必要と認めたものは、その左側に「マク」を付し、右側に訂正加筆を小活字

一本文中に朱筆などがある場合、その部分を「」で囲み、右肩に（朱筆）などと小活字で示した。

一文字不明などで判読できない場合、□で字数を埋め、

「判読不能」と傍注を付した。

一繰返し記号として、一字の繰返しは「々」（漢字）、「、」（カタカナ）、「、」（ひらがな）とし、二字以上の繰返し「、」等はそのまま用いた。

一印判は、資料の性質上すべて写である。公印、私印の区別はせず原文の表記のままとした。

一原文の誤りについては、幾通りかの訂正の可能性がある場合にはママを付し、明白に推定できるものやあて字については「」で現在の一般的な表記を傍注で補つた。また脱字は本文中に「」で補つた。



愛鷹山  
民有請願

代 腦 錄 第 弐 号



第弐号

愛鷹山  
民有請願  
代腦錄

明治廿六年六月廿九日起稿

(縦三六ミリ×横一六四ミリ)

素六氏、主務省即チ農商務省山林局長ニ内議セラル、約束ニテ上京セラレタルニ付、今回同氏ノ尽力ヲ以テ充分ノ内議ヲ遂ゲンカ為、午前拾時五拾九分佐野停車場ヲ發シ午後三時五拾分新橋ニ着ス。直チニ江藤氏ト江原代議士ヲ訪ハントセシモ時刻遅ル、ヲ以テ明三日ヲ約シ、江藤氏ハ親戚ナル本所千年町小泉邦三郎方工向テ出頭ス。余ハ五龍館主湯山氏ト同伴セシヲ以テ、京橋区銀座壱丁目西本信良方ニ投宿ス。

明治廿六年七月三日 快晴

午前拾時江藤金岡村長、拙者旅偶西本方ニ出張セラル。

依テ種々打合セヨナシ、正午拾時兩人ニテ牛込区佐土原町三丁目五番地江原素六氏ヲ訪ヒシニ、同氏ハ出他不在ナルヲ以テ明四日午前再ヒ訪問スヘシトテ、各々名刺

壱葉ヲ残シ帰途ニ付ク。途中帝國大学ニヨリ江藤氏実弟

捨三氏ニ面会シ、大学各部ヲ廻リ各々教場及器械室等ニ至ルマテ実見シ、午后五時帰宿ニ付ク。江藤捨三氏ハ工科大学一年生ニシテ性質温厚ナリ。此内実見セサリシワ

明治廿六年七月二日 快晴

愛鷹山民有引戻二関スル第二日誌

愛鷹山民有引戻二係ル内調査ノ為メ、去ル六月廿九日沼津町外拾ヶ町村組合会決議ヲ以テ、同組合管理者金岡村々長江藤浩藏、同組合會議員給代ヲ以テ横山健吾、上京ス。是ヨリ先キ衆議院議員本郡選出金岡村熊堂江原

医科大学ニシテ他ハ悉皆綱覽セリ。帰途協議ノ末、江原代議士ヲ止宿西本方工招待シ百事打合セラナスニ如カズトテ途中壱通ノ書状ヲ発シ、此ニ於テ各々別ヲ告ケ江藤氏ハ小泉氏ニ歸り、余ハ駿河臺ナル神学校ヲ問ヒ午后七時帰宿ス。

明治廿六年七月四日 快晴

午前拾時江藤金岡村々長、拙者旅宿西本信良方ニ來リ、江原代議士ノ來訪ヲ待テリ。午后三時五拾分頃ニ至リ突然江原氏來訪アリ。各一礼ヲナス。夫レヨリ江原氏ハ農商務省山林局長工面談ノ始末ヲ述テ曰ク、今日早朝代議士田艇吉ノ紹介書ヲ以テ田邊山林局長ノ私邸ニ至リシニ、早速局長面会セラレタルヲ以テ、愛鷹山ニ係ル証拠物件悉皆閲覽ニ供セシニ、局長モ大ニ感スル所アルヲ以テ曰ク、如此書類數多アルモノヲシテ官有二帰セシムルワ當局者ノ調査粗漏ナルト人民ニ於テ熱心民有ニ尽力セザリシトニ基因セシナラン。既ニ是迄各県ヨリ民有証拠物件提出セラル、モ、入会原野ニシテ山手役本高入リナル証

拠ハ例外ナレバ無論民有ニ帰スベキモノナレトモ、割付免状ノミニテハ愛鷹原野及同山林山手ナルヲ証スルノ道無之ニ付、是レニ附隨スル明細書キ上ケ帳及ヒ其県知事ニ於テ愛鷹山ニ閑スル割付ナルコトノ証明証ヲ添付ノ上、速カニ願書差出スペク旨談話セラレタルニ付キ、江原氏猶壱歩ヲ進メテ曰ク、貴官ノ御意見ハ如此ニシテ了解セシモ、主任調査ノ意見確定セザレバ〔左〕案心ナラサルニ付、其為メ關係人民総代両名上京致居リ候ニ付篤ト事情陳述致サセ度候間、主任官ニ面接アランコトヲ望ムト述ベシニ、田邊局長曰ク、小官ヨリ貴殿ニ面接シ此ノ如キ談話ハ差間ナキモ、人民総代ヲシテ調査主任ニ引合セ候ハ少ク相憚リ候義ナル旨述ベラレタリ。田邊局長ハ猶言ヲ繼テ曰ク、是レマテ静岡県ヨリ數通ノ民有引戻請願出テタレトモ、何レモ証拠薄弱ニシテ民有トナスニ足ラス、遺憾ナカラ官地ニ帰セシナレバ、充分ノ調査ヲ遂ケ高入山手米ハ確ト愛鷹山ナルヲ証スルコト尤モ必要ニ付、充分注意セラレタキ旨懇々談話アリタルニ付、是ニ於テ談ヲ

余談ニ写シ数刻ノ後帰邸セラレタル由、漏ナク陳述セラレタルニ付、猶協議之上、是非調査主任ニ壱応書類ヲ披見セシメ充分ノ意見確メ度トテ猶江原氏ニ迫リシニ、江

名刺ヲ残シテ帰宿ス。途中江藤氏ハ本所ニ余ハ京橋ニ各々別レヲ告ケ、午后六時全ク帰宿ス。

明治廿六年七月六日 快晴

午前八時突然止宿西本方工江原代議士來リ、余モ食后ナルヲ以テ代議士田艇吉ノ紹介ニテ面接セラレタル所、勤官吏二名ノ邸ヲ訪ヒシモ、何レモ地方出張中ニテ面談ナルヲ以テ代議士田艇吉ノ紹介ニテ面接セラレタル所、群馬県ノ書記官タラシメントテ静岡県知事ヲ以テ紹介セシニ聞キ入レザリシコト等アリシ旨談話アリテ、大ニ都合好カリシ由談話アリタリ。

明治廿六年七月五日 快晴

午前六時、五龍館主湯山柳雄同宿ナリシモ処用済ナルヲ以テ帰国ス。

午前拾壹時江藤村長、拙者旅宿ニ來リ種々談話ノ末、

江原氏ノ手配如何ナラントテ午后三時兩人ニテ佐土原町ノ江原氏邸ヲ訪フ。江原氏ハ他出ニテ面会ヲ得ズ、空ク

刻力乃至今夜マテニワ通報可致旨、談話セラレタリ。此時江藤氏ハ未タ本所小泉方ヨリ出張ナキニヨリ、拙者壱名ニテ承諾ノ旨ヲ述べ、夫レヨリ暫ク談話ノ末江原氏帰邸セラレタリ。

午前拾壹時頃ニ至リ江藤氏來訪セラレタルヲ以テ、江原氏ノ談話詳細ヲ説明シ、江原氏ヨリノ來状ヲ待チシモ

終日何等ノ報道ナキニヨリ、夜拾壹時頃迄待チシモ是亦

何等ノ報ナキヲ以テ、江藤氏モ同居壹泊ス。

明治廿六年七月七日 快晴

江藤及拙者喫飯後暫ク前日ノ約アルヲ以テ江原氏ノ報

道ヲ待チシモ、是日モ同ク通信ニ接セサルニヨリ、午前

九時三拾分芝区神明町居住遞信省官吏松元剛吉方ヲ他用

ヲ以テ問ヒシニ、談偶々官地処分ニ及ヒ遂ニ愛鷹山民有

引戻請願ニ関スル談話ヲナセシニ、同松元氏曰ク、該山

引戻ニ付テハ農商務中知己ノモノモ有之、且山林局長及

參事官ハ同県人ナルノミナラス懇意ナルヲ以テ周旋可致

旨ニ付キ、拙者曰ク局長ニワ最早知己ヲ求メ意見ヲ糺セ

シニ至極好結果ナリ。依テ此ノ上ハ調査主者ノ意見ヲ確

メ度ニ付キ手続キアラバ周旋セラレ度旨述ベシニ、松元

氏曰ク本日出省可致ノ処他用アルヲ以テ明日出省ト定メ

アルヲ以テ今夕刻マテニワ手續キ運ブベキニ付、明八日

午前八時頃迄ニ來ラレ度旨述ベニ付、明日ヲ約シ帰宿

セリ。此日モ終日江原氏ヨリ報導<sup>(道)</sup>ナキヲ以テ、午后二時

ヨリ江藤氏ハ本所小泉方工帰宿セラレタリ。

明治廿六年七月八日 晴快

午前八時前日ノ約束アルヲ以テ芝区神明町松元剛吉方

ヲ訪ヒシニ、松元氏曰ク、昨日約セシモ朋友ノ依頼ニヨ

リ止ヲ得ズ横浜ニ出張、午後拾時頃帰郷セルニ付キ、遂

ニ昨日ノ約束ヲ履行セズ、何共縮恐ニ付キ本日ハ必ス履

行致、夕刻マテニワ何等報導可致旨述ベラル、ニ付、愛

鷹山民有引戻請願并ニ同理由陳述書各壹通ヲ渡シ立戻ル。

帰途京橋区加賀町進經太氏方ヲ訪ヒシモ、横濱出張中ニ

テ不在ニ付空ク立戻リタリ。此ノ進經太ト申人ハ工学士

ニシテ石川島造船所長タリ。曩キニ日本橋区通壹丁目鯨

組々長平松與市郎等ト箱根湖用水ヲ利用シ駿東郡深良村

工製蠟所建設致度由ニテ、去ル四月中佐野澤園工來ラレ

其節ヨリ懇意ナリ。然ルニ行政裁判所評定官進十六ト申

ス人ハ此ノ經太氏ノ実兄タリシニヨリ、此經太氏ノ周旋

ヲ以テ請願ノ証拠物件監定ヲ請ハンガ為、出頭訪問セシ

モノナリ。

午後三時ヨリ江藤両人ニテ江原氏ヲ訪問セシニ、幸ナルカナ在宿ナルヲ以テ面会セリ。此時農商務省記録課同省属中川喜重ナル人、江原方ヲ出発ノ際ナリ。同氏出立後江原氏曰ク、唯今出立セシワ農商務ノモノニテ兼テ打合セ置キタル日本橋区ノ中川喜重ナルモノニテ、彼壹条ニテ夫々取調來リ吳候処、同人ノ曰ク、昨今調査主<sup>[任]</sup>更迭アリタルヲ以テ、昨今ノ主任タル部長下見重慎ニワ面会スルモ、山林二通業<sup>[曉]</sup>セサルヲ以テ其功ナカルベシ。他県ノ典獄ヨリ転任タルモノナレバ、却テ民間ノ請願等ヲ相嘶候モ害ヲ生スルトモ益ヲ生スルコトナカルベシ。依テ功能ナカルベシトテ、今日日本橋ヨリ態々來タラレタリトノコトニテ、種々談合ノ末、江原氏曰ク、代議士中長野県撰出議員中村彌六氏ハ先年來農商務省山林局ニ奉職セシコトアリ。其後農林學校長ニ転シ其后代議士ニ選出セラル、ヲ以テ辞職セシナレバ、多少ノ考案モアルベケレバ、明日同氏ヲ訪ヒ同氏ノ意見ヲ聞キ置ケベキニ付、明後拾日午前八時頃マテニ出頭スベキ旨陳ベラル、

ヲ以テ、依頼ノ上兩人共立去リタリ。帰途、神田南甲賀町八番地井田伊三郎方エ立寄リ爾來止宿ヲ依頼シ、本日ヨリ銀座壱丁目西本信良方ヲ引拏ヒ兩人共此ニ止宿ヲ定ム。爾來江藤氏モ此ニ移転シ事務處弁セリ。

明治廿六年七月九日 快晴

本日ハ夫々本願関係人工宿所移転ノ報知ヲナシ、夫レヨリ江藤氏耳療養ノ為医師方工出、夫レヨリ散歩ノタメ上野・浅草・向嶋ヲ遊歩シ終日消光セリ。

明治廿六年七月拾日 快晴

午前七時三拾分江藤・小生両人ニテ兼テ約束アルヲ以テ江原氏ノ邸ヲ訪フ。途中車上ニテ江原氏ノ帰邸セラル、ヲ認メタリ。江原氏邸ニ至レバ先生出テ是レヲ向フ。直チニ階上ノ先生ノ室ニ至ル。先生曰ク、昨日中村氏ヲ訪ハントセシモ他人ノ依頼ニヨリ多用ナルヲ以テ、今早朝中村氏ヲ四谷信濃町ニ訪ヒシニ、同氏未夕寝床中ニテ直チニ起キ余ヲ<sup>[迎]</sup>フ。依テ依頼ノ転末ヲ談セシニ、同氏曰ク余ノ知己ニ調査スベキモノアリ。余必ス周旋スベシ。

各地方ヨリ種々ナル請願來ルモ証拠不充分且願書不完全等ニテ遂ニ意ヲ果ス能ハサルモノ往々有之ニ付、願書ノ調製及証拠ノ調査等マテ悉皆周旋致スペクニ付キ、上京ノ委員両名來ル拾二日午前六時頃マテニ當所へ出張致サスベシ。然ル上ハ同人等ヨリ充分聞取り周旋スペシトテ

甘諾セラレタルニ付、江原氏ヨリ曩キニ同氏工提供セシ

書類悉皆ヲ中村氏工相渡、拾二日ヲ約シ帰宿セシ旨、申陳ベラレタリ。猶江原氏曰ク、中村彌六氏ハ大日本土木會議々員ニシテ毎日内務省工出頭セラル、人ナレバ、是非午前六七時頃ニワ談判完結候位ニ早朝出頭致スペクト

テ、中村氏工宛タル老通ノ添書ヲ渡サレタルニヨリ、兩

人是レヲ請取リ将来ヲ頼ミ帰ラントセシ際、先生曰ク、

中村氏ニ依頼スルトモ中村老人ノ手ニナルモノニ非ス。

夫々技師監定周旋ニヨルモノナレバ多少ノ運動費ハ支出

セサレバナラサルベキ旨談話ニ付、右ハ兼テ承諾ノ旨ニ

付先生ニ於テ可然取計ラハレ度、他日必ス支出可致トテ

兩人共立去リタリ。

右帰途、赤坂新坂町津田三郎及赤坂新町児玉及銀座等、各地相回リ止宿ニ戻ル。時ニ午後三時三拾分ナリ。芝神頼シ置タル請願証拠読査ノ件ハ相当ノモノ無之ニ付致サナキ旨、回答アリタリ。

明治廿六年七月拾壹日 快晴

午前八時江藤氏ハ耳治療ノ為神田裏猿樂町医師賀古鶴所ナル人ノ邸ニ出頭シ、余ハ宿所ニ書類ノ調査ヲセリ。児玉弁之輔來談アリ。午后駿河臺ヨリ児玉きり殿來訪アリ。夜ニ入り平松與市郎及鈴木嘉吉ヘ書状發送ス。

明治廿六年七月拾二日 快晴ス

午前四時起床シ種々準備ヲナン、午前五時ヲ以テ四ツ

谷信濃町代議士中村彌六氏ヲ訪フ。玄関ニ至リ江藤及拙者両名ノ名刺并ニ去ル拾日江原代議士ヨリノ添書ヲ出シ取付キヲ乞フ。書生出テ中村氏ニ取付ク。暫クシテ書生ノ応接所ニ案内ス。応接所ニ至レバ中央ニ「テーブル」アリ。上等ノ夏椅子三脚ヲ備エ、金地ノ屏風壹双

ヲ以テ隣室ヲ覆フ。少許ニシテ書生茶及烟草盆ヲ出シ是レニ添フルニ新聞紙數葉ヲ以テス。暫時ニシテ中村氏服装ヲ正シ出来リ、各々壱札ヲナシ各自姓名ヲ述テ面会ノ所謂ヲ述フ。中村氏曰ク、余ハ多忙ノ身ナルヲ以テ至急用件ノ大意ヲ述ベラレタシ。依テ江藤氏ハ愛鷹山ノ由來ヲ説キシモ、説長キヲ以テ中村氏ハ中途ニシテ願書及証拠物件ヲ点見致度旨述ペラル、ニ付、古書類写及本書等披見ニ入レタルニ、一々熟読ノ上、願書ハ如斯贅文ヲ書スルワ却テ不利益ナルニ付、唯民有ニ帰セシムベキ要点ヲ書スルニ止メ、他ハ悉皆相ハズキ候方却テ得策ナラン。且証拠物件各号ヲ閱スルニ何レモ使用権ヲ確ムモノニシテ所有権ヲ確ムモノ僅々ナリ。売買証文・境界争論等ノ書類ハ使用权ニ必用ニシテ一モ民有ノ証トナスニ足ラズトテ、証拠物件第壹号及同四号・同八号等ハ民有ニ少ク証拠トナスベキモノト考フ。他ハ概シテ使用権利ニ関スルモノナレバ却テ有害ナラン。併シ各書類一応調査スペキニ付書類残サレタク旨述ベラル、ニ付、大略愛鷹

山ノ民有トナスベキ所謂ヲ述ベ書類ヲ残シ立去リタリ。其節ノ言ニモ、入会地ニシテ民有タルベキ所有権ヲ有セシモノハ恐ラクワ之レナカラ。併シ如此高内ニ山手ノアルワ古来稀ナルモノニ付、篤ト調査シ、自分ノ見达立タザル時ハ其道ノモノヘ問合セ、近日回答スベキ旨ニ付、悉皆書類ヲ渡シ宿所ヲ書置キ七時頃立去リタリ。此時中村氏ハ土木會議ニ出張ガケノ由ニ見請ケタリ。拙者等外二面会ヲ求メシ人、玄関ニ見請ケタリ。

帰途車ヲ駛セテ牛込佐土原町江原氏ヲ問ヒシニ、在宿ニテ直チニ階上先生ノ居間ニ通ス。依テ中村氏ニ面会セシ次第逐一ヲ陳ベ、猶先生ヨリ至急取調ノ件中村氏工相迫リ吳候様依頼セシニ、先生曰ク、余モ関東地方ニ星<sup>亨</sup>同道ニテ政談演舌会ニ来ル拾四日ヨリ出発ニ付、其以前中村方工壱回督促トシテ出頭可致旨、承諾セラレタリ。依テ中村氏方調査費トシテ金拾五円、江原先生車賃トシテ五円、都合貳拾円ヲ江藤氏ヨリ江原氏工渡シ種々依頼ノ上、八時三拾分頃兩人共帰宿セリ。

明治廿六年七月拾三日 快晴

本日ハ江原氏ヨリ中村代議士工照会吳候約束ヲ以テ、江藤両人其報ヲ待テリ。

明治廿六年七月拾四日 快晴

午前七時三拾分ニ至リ、江原氏ヨリ突然端書到達ニ付披見セシニ、如何ノ間違ニヤ用件更ニ記載ナク、表書ニ江藤及拙者ノ姓名ヲ記シ唯江原素六トアルノミニテ、裏面則チ用件記載ノ場所ニワ更ニ一字ヲ記サス。其用件タルヤ更ニ解スルナルク、加之江藤氏ハ昨夕刻本所小泉方工出張于今帰宿ナキヲ以テ何分判断ニ苦ミ、午前八時ヨリ江原氏止宿ヲ訪ハントシ、江藤氏ニ一通ノ書状ヲ残シ出發ス。因テ牛込佐土原町江原氏邸ニ至リ面会ヲ求メシニ、取締キノモノ曰ク、今払晚上州地方工出發セラレ四五日ヲ経テ帰京スト。是ニ於テ始テ書状ノ要件ヲ解セリ。先キニ星衆議院議長ト党勢拡張ノタメ上州地方漫遊ノ計画アリシコトヲ語リシコトアリシヲ以テ、今朝出發ノ報導ナリシナラント自解シ、帰京モアラバ早速報導<sub>(道)</sub>吳候

様、伝言セラレ度旨申残シ、夫レヨリ車ヲ駛テ四ツ谷信濃町代議士中村彌六方ヲ問フ。玄関ニ至リ名刺ヲ出シ面会ヲ求メシニ、書生出テ応接所ニ案内ス。暫クシテ茶及烟草火等ヲ出シ、後少許ニシテ中村氏出テ面会ス。依テ拙者曰ク、今朝江原氏ヨリ一片ノ書翰アリシモ白面ニシテ其用件ヲ解シ難ク、因テ出頭訪問セシニ早ヤ上州地方漫遊ニテ遂ニ面会ヲ得ス。故ニ用件ノ何タルヲ弁セサルニ付、或ハ先生ヨリノ用件ニワ非スヤ。然ルニ於テハ再ヒ先生ヨリ來状ヲ得候モ失敬ニ付、御調査ノ御模様伺旁出頭シタル旨ヲ陳ブ。中村氏曰ク、今朝拙者工モ宛テ江原氏ヨリ一通ノ書翰來レリ。夫レニ依テ見ルト、三四日上州地方工出張云々調査ノ模様承知致度云々ト記載有之候ニ付、近日帰京可相成事ト信認致候。先ツ調査ノ模様ヲ概言スレバ、多忙ノタメ充分ノ調査完結シタルニワ非サレトモ、彼証拠物件ニテハ拾中七八分ハ民有タルベクト認メラル。併シニ三分ハ疑ハシキ廉ナキニ非サルヲ以テ、今后一層ノ取調ヲナサン。然レトモ余ハ多忙ノ位置

ナルヲ以テ、夫々今日関係ノアル者ヲシテ調査セシメン  
トス。調査ノ法方并ニ其人名等ハ余ノ胸中ニアルヲ以テ、  
余ニ一任セラレタシ。余ハ監督ノ位置ヲ以テ充分ノ調査  
ヲナサシメン。来ル拾八日ハ壱式泊ノ見込ヲ以テ静岡県  
工出張、帰京ノ上ハ早々野州地方工用件有之、其上ハ北  
海道工出發ノ予定アルヲ以テ、何分自身調査ノ任ニ当ル  
能ハズ。故ニ江原氏モ拾八日頃迄ニワ帰京可相成ニ付、  
夫迄ニワ出願ノ順序、証拠ノ選択、願書ノ文体等、篤ト  
取調置キ、関係人集会ノ上充分示指可致、夫レニワ是非  
江原氏立会ヲ要スベキ義ト考候ニ付、江原帰京早々其手  
配可致、若拾八日以前ニ於テ江原氏帰京ナキニ於テハ、  
調査主人ヨリ拙者宅ナリ或ハ何處ナリ都合ヨキ場所ヲ定  
メ、貴君等兩人ニ出願ノ法方等御指示可致、其節猶本省  
等ヨリ出問等有之節ハ其答工等マテ打合セ置キ、渾テ問  
答等ノ協議等モ相定メ置カサレバ不都合トモ相考候ニ付、  
今后集会ノ日時ニ於テハ確ト總テ将来ノ約束ヲナシタク  
ニ付、左様承諾セラレ度シ。尤モ打合セモ面倒ナレバ、

直チニ願面調製ノ上進達ノ運ヒニ致候テモ差間ナシ。併  
シ重大ノ事件ナレバ、早<sup>計</sup>失シ候モ却テ得策ニ非サル  
ベシ。併シ両様ノ内貴君等ノ意見次第ニ任スペシトノ説  
ニ付キ、拙者ニ於テハ前説即チ江原氏帰京ノ上関係人集  
会シ万協議ヲ遂ケ然後決定スルニ如カズト考候ニ付、  
左様致サレ度シ。併拾八日以前ニ於テ江原氏帰京無之ニ  
於テハ拙者等兩人ニ御指示相成度旨陳述シ、猶集会以前  
ニ於テ静岡県工出發ニ候ハ、一応ノ報導<sup>道</sup>ヲ乞ヒ度旨申陳  
ベシニ、中村氏モ甘諾サレタルヲ以テ、午前拾時同邸ヲ  
発シ帰宿ス。此日ハ中村氏モ大ニ閑ナリシ模様ニテ充分  
ノ談話ヲナセリ。既ニ土木會議モ壹昨拾二日閉会セシヲ  
以テ或ハ猶予アリシナラン。

午后三時ニ至リシモ江藤氏帰宿ナキヲ以テ、止ムヲ得  
ズ一通ノ書状ヲ残シ一時帰村ス。其所謂ハ中村氏ヨリ十  
八日迄ノ延期アリシヲ以テ、平松與市郎ノ設置ニ関スル  
製蠟所建築ノ件ニ付湯山柳雄氏ヨリ帰宅ノ件數回ノ照会  
アリシヲ以テ、后<sup>マ</sup>午三時三十五分新橋發ニテ帰村ス。

明治廿六年七月拾五日 快晴

昨夜八時帰村ノ途次五龍館工立寄り、平松氏ニ係ル製蠟所設置手続キ打合セ来リシヲ以テ、本日ハ在宅ニテ留守中ノ私事ヲ整理ス。

明治廿六年七月拾六日 快晴

午前拾時製蠟場設置ニ係ル用件ニ付、五龍館湯山方工

訪ヒシモ協議委員衆会遲キヲ以テ午〔後〕拾二時壹時帰宅ス。午后四時ニ至リ再度出京ノ集備ニテ自宅出發、製蠟場ノ件ニ付再ヒ五龍館ヲ訪問セシニ、湯山半七郎外數名及菅沼小泉村長等集会シアルヲ以、止ムヲ得ス立会シ、遂ニ出京スルヲ得ス。午后拾壹時帰宅ス。

明治廿六年七月拾七日 快晴

午前三時、再度出京ノ集備ヲ以テ旅装ヲ整ヒ出發ス。

途中湯山柳雄氏方工立寄り、同氏モ横濱マテ私用發途ニ付、同道ニテ三時五拾分佐野発車第一列車ニテ出京ス。午前拾時着京ス。江藤氏在宿ナリシヲ以テ昼飯ヲ喫シ、セラル、ヲ以テ上京ノ功ヲ奏セス、空ク江原氏ヲ待ツト

新橋ニ至リ永井嘉六郎及江原素六ノ兩人ニ至急出京スベ

キ旨電信ヲ以テ通報シ、翌拾八日午后中村彌六氏ニ面会ノ準備ヲナセリ。然ルニ江原氏ハ曩キニ栃木県地方工出張中ニ付居所判然不仕候ニ付、自由党本部工相尋不候得共、判然不仕。唯宇津<sup>〔都〕</sup>宮関東自由新聞社宛ニテ發信ベシトノコトニ付、右宛ヲ以テ發信セリ。午后五時帰宿ス。

明治廿六年七月拾八日 快晴

午前拾時ニ至リ四ツ谷信濃町中村彌六氏ヨリ壹通ノ片書到達セリ。其文ニ曰ク、兼テ本日午后ヨリ御來訪ノ旨御通報ノ処、同日ハ少々差闊有之。然ルニ未タ江原氏モ帰京之レナクニ付、同氏帰京ノ上篤ト談合ノ上、会合ノ時日相定メ申スベク云々。右ニ付本日会合ノ<sup>〔予〕</sup>預定ニ候処、延期相成候。依テ江藤氏ト協議シ、江原氏ノ帰京ヲ待ツト決セリ。

午后壹時ニ至リ愛鷹山組合管理人長泉州長永井嘉六郎氏、電報ニヨリ上京セリ。然ルニ中村氏ヨリ会合ヲ延期セラル、ヲ以テ上京ノ功ヲ奏セス、空ク江原氏ヲ待ツト決シタリ。

明治廿六年七月拾九日 快晴

トモナルベキニ付、本県ヨリ態々出京セル旨述ベタリシ

午前八時永井嘉六郎・江藤浩造・拙者合三名ニテ江原氏ヲ訪問セシニ、江原氏ハ未夕帰宅ナキヲ以テ、留守宅書生出テ昨日日光ヨリ發信相成タル端書如此トテ壱通ノ書信ヲ出セリ。夫レニ因テ見ルトキワ、本日鹿沼ヨリ日光ニ出テ來ル廿壹日壱番列車ニテ帰京致度云々ト記載アリタルニ付、帰京ノ上ハ直チニ報導セラレ度旨懇々依頼ノ上、帰宿致。午后壱時ヨリ千住鐘淵紡績公社工場見分トシテ三名ニテ出頭ス。午后武時ニ車ヲ同会社門前ニ止メ門番ニ至リ來意ヲ述ベシニ、事務所ニ至リ呉候旨述ベラル、ニ付、三名事務所受付ケニ至レハ給仕出テ向フ。

因テ三名々刺ヲ出シテ、将来静岡県ニ紡績所設置ニ付テハ参考トシテ見分ヲ許サレ度旨述ベシニ、給仕ハ名刺ヲ以テ事務員ニ通ズ。暫クシテ給仕ハ応接所ニ案内ス。三名応接所ニ至レハ茶烟草盆ヲ出シ、暫クシテ事務委ト覚シキモノ壱名出テ來リテ來意ヲ問ヒシニ、将来本工場設置設置ノ参考トモシ且目下絹糸機械設置計画中ニ付参考

ニ、事務員曰ク工場内縦覧ハ謝絶シ置キタルモ態々ノ出京、殊トニ将来ノ計画モアラバ縦覧セラルベシトテ、給仕ヲシテ工場工案内セシム。工場ニ至レバ又受付ケアリテ、給仕ハ受付ケノモノヘ三名ノ來意ヲ述ベシニ、受付者ハ縦覧鑑札三枚ヲ持參シ自ラ案内者トナリ、第壱ニ蒸氣釜備付ケ場ヨリ順次各場ヲ案内セラル。其機械精密ニシテ其工ナルコト人力ノ能シ得タルカト唯驚歎スルノミニテ、言語ニ譜ルヲ得ズ紙筆ニ尽スヲ得サルノ綿密ナル工場拾四五ヶ所モアリ。其工場ハ多クワ女工ニシテ年齢拾五六歳ヨリ三拾歳位マテニテ、風俗ハ大概女唐ト唱フル紺ノ筒袖衣服ナリ。男子ハ機械室其他各室トモ多少相雜リ居リ、其数凡二千名以上ニ達セルモノト云ハレタリ。

各室凡壱時三十分間余リ見分シ、午后四時頃各々車ヲ駛セテ止宿ニ戻ル。

明治廿六年七月廿日 快晴午后六時ヨリ意外ノ降雨アリ

拙者ハ処用ノタメ京橋ニ出張、自由新聞社工立寄リ江原代議士ノ出張先キヲ尋ネシモ、栃木県下今市ニ向ケ昨日出發ト日光ヨリノ報ニテ今市ノ何處ニ居ルヤラ判然セサル旨ニ付、用弁ノ上立戻リタリ。然ルニ午前拾壹時頃ニ至リ中村彌六氏ヨリ今日壹時ヨリ三時迄ノ間ニ來談アリタキ旨通報ニ付、昼飯後中村方工永井・江藤并ニ拙者ノ三名ニテ車ヲ駛セテ出頭ス。玄関ニ至レバ書生出テ、主人未タ帰宅ナキヲ以テ暫時休息セラレ度シトテ応接所ニ案内ス。暫クシテ生書ハ茶・新聞并ニ烟草ノ火ヲ出ス。彌タアツテ主人中村氏帰宅セラレ少許ニシテ余等ヲ応接所ニ向フ。余ハ壹礼ヲナシ、永井氏ハ初面会ナルヲ以テ中村氏ニ紹介ス。永井氏名刺ヲ出テ厚意ヲ謝シ猶将来ノ依頼ヲ述ブ。此ニ於テ中村氏曰ク、先般来江原氏并ニ諸君ヨリ依頼ニ付、書類ニ付キ壹応ノ調査ヲナセシニ先ツ此位ノ証拠ナレバ充分願意貫徹スベシ。壹刻モ早ク書面調製ノ上県厅ニ差出シ、県厅ヨリハ神速本省ニ差出ス様可致云々。併シ願書調製セヨトナレバ其依頼ニ応ズベキ

モ、拙者ハ多忙ノ身ナレバ其道ノ人ヲ以テ調製セシムル義ニ付、其辺ニ付テハ江原氏ト協議セサレハ御相談致兼候次第、先般來江原氏ヨリノ依頼ニワ壹応ノ調査ノミ依頼ナリシニヨリ本日ハ可否ヲ弁明スルニ止リ、今日ノ件ニ付テハ後日ナラサレバ引請ケ難キ次第、強テ責任ヲ帶テ調整セヨトナレバ必ス責任ヲ以テ調製スベシ。併シ余モ明廿一日早朝静岡県工出發、廿五日壹列車ニテ帰宅ニ付、到<sup>(底)</sup>低唯ニ於テハ致方ナシ。且余ハ多忙、殊ニ官途ヲ辞セシヨリ數年ヲ経過シタル今日ナレバ却テ粗漏ニ渉ル廉ナキニ非サルヲ以テ、其道二十數年奉職シアルモノヲシテ責任ヲ負ハシムレバ必ズ満足ノ結果ヲ得ル義ニ付、御依頼トアレバ是レヲシテ百事依託セシムベシ。乍去其誰タルワ余ノ胸中ニ任セラレタシ。已ニ青森県羽前ノ国某郡ニ於テ民有ノ証左ヲ持參セラレタルニヨリ調査セシニ、靜岡県ノ愛鷹山ニ係ル証左等トワ雲泥ノ差アルモノトテ証拠數葉ヲ示サレタルモ、何レモ高外ノ山手ニシテ本高入ナルモノ更ニ之レナク故ヲ以テ之レ等ハ到<sup>(底)</sup>低民有

二帰セサルモノナリト明言セラレ、何レ近日江原氏モ帰宅セラル、モノナレハ其上篤ト相談スベシ。依テ壱時書類ハ返付スルトテ預ケ置キシ書類持参セラレタルニヨリ、何レ廿五日御面会マテ預リ吳候旨述ベシニ、大切ノ書類

留守中心配ニ付持參セラレタシトニ付、悉皆受取、夫レ

ヨリ引戻ニ関スル手続キ并ニ県庁処分、本省ノ処分方等ニ付充分問答ノ上、談數刻ニ渉リ壱時間半余リ本省ニ於テ同氏取扱ヒタル件等ニ付キ説明ヲ談話セラレ、廿五日江原氏トモ協議ノ上再会スベキコトニ約シ、三名トモ止宿ニ戻リタリ。時ニ午后五時ナリシ。

午后六時ニ至リ突然大雨盆ヲ顛スカ如キ有様ニテ夜半マテ降雨アリ。翌午前式時頃ヨリ晴天トナル。

明治廿六年七月廿一日 快晴ス

午前六時私暁、永井氏ハ昨日ニ於テ中村氏ヨリ大略聞取リタルヲ以テ帰郷セラル。然レトモ江原氏ニワ面会セサリシヲ以テ江原氏工宛テ壱通ノ書状ヲ残シ、自後ハ江藤并ニ拙者ニ於テ百事取計ハレタシトテ發途セラル。

午后六時ヨリ江藤氏ハ本所小泉邦三郎方工出頭ス。然

ルニ夜九時頃ニ至リ江原代議士方ヨリ同氏帰宅セラレタルニ付明廿二日午前六時迄ニ來リ吳候旨、端書來リタリ。依テ明早朝發足トシテ寢ニ付ク。

明治廿六年七月廿二日 快晴ス

午前四時半起床シ夫々仕度ノ上、朝飯前ニテ江原氏ヲ訪ハントシ午前五時車ヲ駛セテ佐土原町江原方ニ至リシニ、同氏ハ他出ノ用意ニテ朝飯セラレ居レリ。直チニ階上ナル先生ノ室ニ至リ面会ス。先生曰ク今朝中村氏方ヲ訪ハント準備中ナル旨ニ付、去ル廿一日壱列車ニテ中村君ハ静岡県工出張セラレタルニ付不在ナル旨述ベシニ、然ラバ見合スペシトテ車ヲ止メタリ。依テ余ハ去ル拾四日江原君柄木県出張后ニ係ル中村君トノ手続キ巨細弁明シ、来ル廿五日早朝再会ヲ約シタルニ付先生ニワ是非立合ハレタク旨述ベシニ、先生曰ク本日是レヨリ陸軍省并ニ海軍省等ニ出張シ後午三時半ニテ御殿場工出張、明日山梨県郡内ノ演説会ニ立合イ、廿四日沼津ニ出テ廿五日

ハ豆州松崎ノ演説懇親会工出張ノ日取ナルニ付、廿五日  
ノ会合ハ何分列席ナシ難シ。其後廿七日頃ナラデハ面会  
スル能ハサル旨述ベラル、ニ付、余曰ク本件ニ付テハ永  
井氏モ態々出京セラレ先生ノ帰京ヲ待チシモ遂ニ面会ヲ  
得ズ昨日帰村セラレ、中村氏モ去ル拾八日静岡工出張ノ  
筈ナルニ先生ノ御帰京ナキヲ以テ廿一日迄延期セシ次第  
ニ付、松崎ノ演説ハ一時延期シ会合セラレタシト述ベシ  
ニ、先生曰ク是レマテ数回延期シアルヲ以テ今更延期ナ  
シ難シ、依テ中村氏ノ帰京途次沼津ニ於テ会スペシト述  
ベラレタレトモ、余ハ中村氏ト先生トノミニテハ会合ノ  
功ナカルベシ、調査ノ主<sup>(庄)</sup>人并ニ拙者カ或ハ江藤ノ委員モ  
会セサレバ満足ノ結果ヲ得ズ、殊トニ調査主任ニワ是非  
面会スルノ必要アレバ、可成東京ノ或場所ニ於テ先生始  
メ中村氏及主任調査者并ニ拙者トモ会合ノ上、答弁等ノ  
要点ヲ研究シ置キタシ。故ニ沼津ノ会合ハ不便ナラント  
云ヒシニ、先生曰ク、然フハ廿六日豆国ヨリ帰京シ同夜  
会合スベキニ付、中村ノ都合如何ナランカ電信ヲ以テ静

岡工照会スベシトノ説ニ付、直チニ江原氏方ヲ辞シ四谷  
信濃町中村氏ニ至リ静岡ノ宿所ヲ尋不シニ、取付キノモ  
ノ曰ク未夕静岡ヨリ宿所ノ報導ナキニヨリ判然セズ。併  
シ報導以前ニ於テ用件モ出来セバ御料局静岡支庁宛ニテ  
申越スベシト申置キ出発セシニヨリ、同所工照会セラレ  
タシトノ答ニヨリ、夫レヨリ四ツ谷電信局ニ至リ御料局  
支庁ヘ宛テ下ノ如ク電報ヲ發セリ。「二五工ハラス二  
六ヨルアウベシ。」夫レヨリ再度江原方工戻リ江原氏ニ  
右ノ手続キヲ談シ、若亦中村氏ニ於テ廿六日差岡アレバ  
静岡ノ帰途廿四日沼津ニ於テ江原・中村并ニ拙者共会合  
スベキコトニ相談シ、中村氏ノ返信模様ニヨリテ正午十  
二時頃再度出張可致トテ、壹度江原氏ヲ引取止宿ニ戻リ  
シモ江藤氏ハ未夕帰宿ナシ。時ニ午前九時ナリシ。然ル  
ニ中村氏ヨリ返信ナキニヨリ拾二時迄待チシモ更ニ返信  
ナシ。是レヨリ先キ江藤氏帰宿ナキニヨリ本所小泉邦三  
郎方工宛毫通ノ端書發送セシモ、更ニ是モ亦返事ナキノ  
ミナラズ帰宿ナキニヨリ、兼テ江原氏ト約セシ時刻來リ

シモ中村ノ返信ナキト江藤氏ノ帰宿ナキニヨリ大ニ当惑、  
為スベキノ術ナク唯<sup>選</sup>忙然タリシニ、永井嘉六郎氏ヨリ一  
通ノ書翰來リシニヨリ開封セシニ、去ル拾八日ノ岳南日  
報ニ江原氏ハ來ル廿二日山梨県ヨリ豆州ニ遊説ト記載ア  
ルニヨリ、今回ノ事件<sup>(モ)</sup>ヲシ江原氏在サバレバ満足セサル  
ニヨリ、仮令山梨県工追跡ストモ江原氏ヲ引戻シ帰京ノ  
上、廿五日ノ会合ヲ失セサル様ナスベシトノ書狀ニヨリ、  
直チニ江藤方工脚夫ヲ發シ同氏ノ帰宿ヲ待チシモ、早ヤ  
時壱時ニ近ツキタルヲ以テ江原氏ノ約ニ遅ル、ヲ以テ、  
脚夫ノ帰宿ヲ待タズ余党人ニテ車ヲ駛セテ江原氏宅ニ向  
フ。是ヨリ先キ下婢ニ命シテ曰ク、江藤氏来ラバ直チニ  
江原氏工來ルベシト。依テ余ノ江原氏ニ着シテ後暫時ニ  
シテ武人曳ノ腕車ニテ江藤氏來レリ。依テ江原氏ニ中村  
氏ヨリ返信ナキニヨリ今后ノ方針ニ付キ如何セん、是非  
共豆国行キヲ延期シ廿五日ノ会合ニ立合ハレタシト述べ  
シニ、江原氏モ策尽キタルヲ以テ止ムヲ得ズ本日三時半  
ヨリ東京ヲ発シ山梨県工出張、來ル廿四日帰京ノ上廿五

日ノ会合ニ列スベシト相決シ、中村方工先電取消シノ報  
ヲ發シ且松崎ノ会合延期ノ電報ヲ發スルコトニ決定シ、  
來廿五日午前ニ於テ再ヒ面会スベシトテ、江藤并ニ余兩  
ヲ以テ三時三拾分ノ列車ニテ出發ス。余并ニ江藤氏ハ帰  
途九段坂下ナル電信分局ニ於テ中村氏工宛下ノ如キ電信  
ヲ發セリ。「二五エバラヲルセンデントリケス。」而テ一  
方ニワ江原氏ヨリ松崎閑友太郎工宛壱通ノ電報ヲ發シ止  
宿ニ戻リタリ。午後五時ニ至リ大磯町ナル招仙閣ヨリ中  
村氏返電ヲ發セリ。「二六サシツカエナシ」トアリ。依  
之テ見ルニ今朝静岡御料局支庁工宛發信シタルヲ大磯ヨ  
リノ返信ニ付、斯ク遷延シタルモノニテ恐クワ静岡ヨリ  
中村氏ハ大磯ニ引取リシモノナラン。午後九時頃ニ至リ  
再度大磯中村氏ヨリ返電アリ。「二五ユウカタニタノム」  
トアリ。之レニ依テ見ルトキワ廿六日ノ会合ヲ取消シ廿  
五日夕方ニ会合出来申スペク義ニ付、此ニ於テ始テ江原・  
中村及委員ノ会合ヲ見ルニ定リシナリ。依テ満足シ永井

氏エモ一通ノ返書ヲ發シ各々寢ニ付ク。時ニ拾壹時ナリ。

午后拾壹時、平松與市郎製蠟所新設ノ件ニ付箱根湖用  
水組合會來ル廿五日佐野ニ於テ開会ニ付、是非出席吳候  
旨、製蠟所設置委員湯山柳雄・同半七郎・松井謙治・勝  
又彌平治・杉山角平・渡辺恵作・渡辺孫三郎・小林理三

郎・星野徳三郎・山本淺次郎合計九名ヨリ連名ニテ書狀

來リタルニ付キ、直チニ意見ノアル所ヲ縷述シ老編ノ返  
書ヲ發セリ。

明治廿六年七月廿三日 快晴ス

午前、去ル廿一日江原氏工會合シ來廿五日会ニ決定セ  
シ旨、詳細永井嘉六郎方エ報(道)導セリ。

明治廿六年七月廿四日 快晴ス

午前江藤氏ハ処用ノタメ本所小泉方工出頭ス。午后五  
時山梨県郡内ヨリ帰途御殿場ニ於テ江原氏ヨリ下ノ如キ  
電報アリ。「イマゴテンバタツ」「江原ヨリ横山ト」アリ  
タルニヨリ晩食後車ヲ駆テ新橋ニ迎フ。午后九時四拾五  
分新橋着ノ汽車ニテ江原氏帰京ス。同所ニ於テ中村氏ヨ

リ返信ノ模様并ニ本日再度中村氏工宛急速帰京ノ電報ヲ  
發セシ由来等談話シ、明廿五日ハ早朝出頭スヘキノ處、  
東シテ、車ヲ命ジテ江原氏ヲ自邸ニ送リ、拾二時頃止宿  
ニ戻ル。

明治廿六年七月廿五日

昨日ノ約束アルヲ以テ江原氏工午前拾壹時出頭ス。江  
藤氏ハ午前六時帰宿セルヲ以テ兩人ニテ訪フ。然ルニ江  
原氏ハ自分等ノ出頭遲キヲ待テリ。直チニ中村氏帰京セ  
シヤ否ヤヲ電報ニテ同邸ニ問フ。少クシテ本日壹時帰邸  
ノ筈ナル旨返電アリ。依テ暫ク江原氏方ニ休息ス。江原  
氏曰ク、今朝沼津ナル岳南日報工宛テ豆国松崎行ノ乗船  
ハ夜何時ニ出航セルヤ、其都合ニヨリ中村ノ談判(伸)紹締ア  
ルヲ以テ電報ヲ發セル旨談話ニ付、多分午前四時頃ノ出  
帆ナルベキニ付、午后九時五十分ニテ新橋発ト確定シ、  
中村ノ談判充分セラレタシトテ協議中、岳南日報ヨリ夜  
半拾二時出帆ト返電アリタルニヨリ、是レニ依テ時間ヲ

算スルトキワ午后三時参拾五分新橋発ニ非サレバ出帆ニ  
間二合ハザルヲ以テ、猶午后九時五十分新橋出発ニテハ  
出帆ニ合ハサルガ<sup>ガ</sup>如何ト電報ヲ発セシモ、早ヤ二時ニ垂  
ントスルヲ以テ返電ヲ待タズ中村氏方工三名ニテ出頭ス。  
尤モ自分等式名ハ江原氏ヨリ少ク遅レタルヲ以テ、江原  
氏ハ最早中村氏ト協議中ナリシニヨリ、別室ニ暫ク控工  
タリ。而テ江原氏モ談尽キタルヲ以テ中村氏ニ紹介ス。

江原氏曰ク、唯今中村氏ニモ充分依頼セシニ、中村氏ニ  
於テモ壱人ニテナスニ非ス、他ニ参名ノ協議者アレバ是  
等工対シテハ避暑旁海水浴ニテモ願書調製吳トテ多少ノ  
手当テヲ遣ラザレバ相成ル間敷旨二付、其額等ハ唯今猶  
御嘶可申、併シ貴殿等モ其都合モ如何力判然セサルニ付、  
○二於テ御不都合モアラバ中村君ニ於テ壱時何トカ工風<sup>ママ</sup>  
相願ヒ後チ同君工返上候様可致云々。就テハ時刻モ折<sup>切</sup>迫  
セルヲ以テ退散セントテ中村氏ヲ退カル。此時玄関ニ於

テ江原氏ハ余并ニ江藤氏ニ語テ曰ク、唯今中村氏ノ説ニ  
参名ハ省内ノモノニ付、是レ等ニ調査ヲ命ズルニワ少ク

トモ壱名五拾円位ヤラザレバナラザルベシ。故ニ願意貫  
徹ノ上ハ何レニスルモ大事件ニ付五十円ツ、壱百五拾円  
ノ金ハ<sup>〔倅〕</sup>償發シ置キタル方可然。亦夕成功致候上ハ何トカ  
謝<sup>〔懺〕</sup>議等致スベキコトニ付テハ他日相談スベシトテ、江原  
氏ハ中村氏ヲ出発セリ。時ニ参時ナリ。余并ニ江藤両人  
ハ居残り請願書起草ノ件ヲ依頼セシニ、可相成急速ニス  
ベシ云々。猶江原氏ヨリ談話アリシ海水浴費等ハ唯今持  
参ナキニ付、立戻リ持参スベキニ付テハ何日御面会ヲ得  
ラル、ヤト問ヒシニ、中村氏曰ク明日三名ノモノヘ書状  
ヲ発シ一応招喚シ逐一協議シ置キ、明後日午后拾二時ヨ  
リ四時迄ノ間ニ御面会可申、拙者モ廿八日ニワ柄木県ヘ  
出張ノ予定ニ付キ帰京ハ來八月壱日以後ナルベシ。依テ  
是非共明後日御面会ヲ得ベシトノコトニ付キ、両人共廿  
七日ノ会合ヲ約シ帰宿セリ。夫レヨリ協議ノ末、左ノ件々  
ヲ決定セリ。

第壹　願意未遂ニ於テ大金ヲ支出スルニワ一応組合管理  
者タル永井嘉六郎工協議ヲ為サ、ル可カラズ。因

テ明廿六年午前六時ニ於テ出発ノコト。

第式 永井氏ニ於テ前頭賛成ヲ表スルニ於テハ支出ニ係  
ル金額壹百五拾円ヲ臨時調達セシムルコト。

第参 永井氏ニ於テ金員調達ノ上ハ翌廿七日二番列車則  
チ七時廿六分佐野発車ニテ永井同伴上京スルコト。

第四 前頭協議ノ為メ江藤氏ノ帰国ヲ依頼セシモ迷惑ノ  
模様アルヲ以テ余出頭ノコトニ定決セリ。

第五 前項協議ノ為出頭スルモ永井氏不在ナルトキワ無  
功ニ属スルヲ以テ前以テ電信ニテ照会シ置クコト。  
右決定シ直チニ永井氏ニ電報ヲ發セリ。

明治廿六年七月廿六日 曇天ナリ午前七時ヨリ降雨アリ

午前六時新橋発壹番列車ニテ昨日決議履行ノ為、帰國  
ノ途ニ付ク。午前拾壹時佐野停車場着ス。夫レヨリ車ヲ  
駆セテ永井氏ヲ訪フ。折リシモ永井氏ハ役場方工出張中  
不在ナルヲ以テ直チニ使ヲ駆セテ帰宅ヲ報ス。暫クシテ  
同氏帰宅セリ。依テ江原氏ノ手配并ニ中村氏会合ノ逐一  
ヲ談話セシニ、永井氏曰ク、斯クマテ事進ミシモ金額ノ

タメ今更否ヤヲ唱フ可キ時期ニ非サルベシ。因テ金員ハ  
調達スベキニ付決行セラレタシ。併シ余ハ同伴ナシ難キ  
ニ付江藤氏トモ熟議決定セラ「レ」タシ。金員ノ義モ沼津

工出頭セザレバ調達ナシ難キニヨリ、今夕六時佐野発ニ  
テ沼津工出張セラレ度トノコトニ付、承諾ノ上沼津ニ於  
テ再会ヲ約シ帰宅セシニ、他用多端ノタメ出沼叶ハサル  
ニヨリ自分代理者トシテ西川倉藏(富岡村役場書記)ヲ午后八時

九分佐野発ニテ出沼セシム。翌廿七日七時廿七分佐野着  
ニテ西川氏ニ面会シ金員持參同車ニテ上京ノ手配ニテ、  
永井氏エモ壹通ノ書状ヲ發セリ。西川倉藏持參出發ス。

明治廿六年七月廿七日 快晴ス

午前四時半西川倉藏沼津ヨリ帰宅セルヲ以テ直チニ面  
会セシニ、永井氏ヨリ壹通ノ書状ヲ持參セリ。其文ニ曰  
ク、兼テ沼津ニ於テ再会ノ約ナリシモ出頭ナク、代理者  
出沼セシモ代理西川某ナルモノハ未タ壹面識無之、加之  
御面会ノ約束ナルヲ以テ是非出沼アルベシ。然ラザルニ  
於テハ一時金員調達上京セラレタシ云々。西川氏曰ク、

昨夜永井氏ヲ問ヒシニ永井氏ハ御書面ノ通面識ナク且領  
収証モ持參セザルニ付キ金員ヲ渡サ、ルニヨリ空シク戻  
リタリト。因テ直チニ出沼シ永井氏ニ面会シ金員請取り  
拾時五十分ノ上リ列車ニテ上京ト決セシモ、然ルニ於テ  
ハ東京中村氏ト会合ノ約束時間違フヲ以テ、身体是ニ谷  
シ、夫レヨリ湯山詮殿方工出頭、今回ノ事情ヲ説明シ役  
場ノ経費ヲ一時流用セラレタント懇情セシニ、同氏モ事  
ノ急ナルヲ察シ直チニ壱百五拾円ヲ調達セラレタリ。因  
テ一通ノ臨時借用証ヲ渡シ、午前七時廿六分佐野停車場  
発ナル列車ニテ上京ス。此ニ於テ永井氏エワ壱通ノ端書  
ヲ發シ上京ヲ報セリ。正午拾二時二拾三分新橋ニ着ス。  
直チニ中村氏工下ノ如キ電報ヲ發ス。「四ジウカガウ。」  
夫レヨリ止宿井田伊三郎方工着ス。然ルニ江藤氏ハ病院  
ニ出頭留守中ナリ。之レヨリ先キ日本橋通一丁目鯨組平  
松與市郎ヨリ電報ニテ、濱町二丁目日本橋俱樂部工出頭  
吳レトノコトニ付キ昼飯後出頭セントシ居リタルニ、江  
藤氏モ帰宿セルヲ以テ、永井氏ノ模様并ニ壱時流用持參

セシ等逐一弁明シ金員壱百五拾円江藤氏ニ渡シ、午后四  
時中村工出頭スヘキコトニ電報シタルヲ以テ江藤氏ヲ残  
シ、直チニ日本橋区濱町二丁目日本橋俱樂部ニ出頭ス。  
平松與市郎ニ面会スレバ、兼テ前回ヨリ計画ニ係ル製蠟  
場壱条ニ付、湯山半七郎氏上京セラレ居タルニヨリ面会  
セラレタシ云々。暫ク三名ニテ協議談話ノ末、三時三拾  
分頃同所出發止宿工戻リ、直チニ江藤同伴四ツ谷東信濃  
町中村彌六氏ヲ訪フ。玄関ニ至レバ下婢出テ迎フ。正午  
他出セシ儘ニテ未タ主人戻ラサルニ付キ暫ク休息セラレ  
タシト。因テ応接所ニ至リ休息ス。午后六時半ニ至ルモ  
中村氏帰宿ナキヲ以テ、明早朝出頭スベキニ付其旨主人  
帰宅セラレナバ伝エラレタク旨申置キ、六時四拾分兩人  
共月ヲ踏テ止宿ニ戻ル。

明治廿六年七月廿八日 快晴ス

午前六時江藤并ニ拙者兩人ニテ中村氏ヲ訪ヒシニ、昨  
日伝言セシヲ以テ中村氏在宿ナリシニヨリ、応接所ニ於  
テ左ノ諸件ヲ要求ス。

第壹

第五帝国議会開会以前ニ指令ヲ受領スルノ目的ヲ以テ出願致度ニ付、請願草稿ノ交付可成速カナラントコトヲ望ム。

第二 本県ヨリ願書本省工回送ナリシ上ハ本省ノ調査ノ模様電報ナリ書状ナリニテ詳細報(道)ヲ蒙り度キコト。

第三 本省調査修局ノ上ハ御料局工充分談判ヲ遂ケ同局ヨリ引戻モ充分ノ好結果ヲ得候様配慮ヲ望ムコト。

第四 願意徹(底)セシ上ハ相当ノ報酬ヲ呈スベキニヨリ熱心尽力セラレ度キコト。

第五 調査主任者タル三名ニ面会シ充分依頼致シタキコト。

右五項ノ要求ニ対シ第四項迄ハ承諾セラレタルモ、第五項ニ至リテハ却テ面会セザル方得策ナルベシ。其故ハ省内ニアルモノナレバ直接ノ面会ハ先方ニ於テ大ニ迷惑ノ模様アルニヨリ、願意成就セシ上ハ会合スルモ其以前ハ拙者ニ一任為サレシ方、却テ先方ニ於テモ都合ヨカルべ

シ。故ニ此辺ハ強テ面会ヲ要セザルベシ。第壹ノ要求タル草稿ハ来ル三十日カ乃至三十一日マデニ起稿シ、當方ヨリ御通知可申。拙者モ栃木県工出発ノ予定ナリシモ、旧知事ノ財産監督ノ任ヲ依頼サレ居ルニヨリ、其ノ為メ八月初旬マテ發足延期セシニヨリ、三名ノモノエモ精々尽力脱稿セシムベシトノ旨陳述セラル、ニヨリ、自分等兩人ニ於テ異口同音尽力與候様依頼シ、民有引戻請願期成費トシテ沼津町外拾ヶ町村組合總代横山健吾・江藤浩藏ト記シ封入ニテ壱百五拾円ヲ中村氏工渡シ、兩人共止宿ニ戻ル。其節中村氏ノ言ク、余過日静岡工通行ノ第一見セシニ、愛鷹山ハ大略壱万五千町歩位ハアルベキニ付キ、事成リタル上ハ或部分ヲ何程ナリトモ廉価ヲ以テ壳渡シ吳レラレタシトノコトニ付、拙者曰ク、愛鷹山ノ内西ノ中央ヨリハ富士郡ノ所有ニシテ最早民有地タリ。又同山ノ東北ニ係ル中央ヨリ以北ハ既ニ本郡ノ内民有ニ帰シ居リシニ付キ、今回出願ニ係ル部分ハ全ク願書面ニアル如ク東北ノ中央ヨリ南部ニ掛ケ凡六千余町歩ノ予定ナ

り。併シ実測セシ上ハ何程ニナリシヤ判然セズ。願意成

就セシ上ハ貴意ノ如ク部分ヲ定メ売却セルコト容易ナラ

ンニ付、充分尽力セラレタシ云々。右修テ雜話數刻ニシ

テ退散ス。

明治廿六年七月廿九日 快晴

昨廿八日中村氏ト協議ノ末三拾壹日延期タルヲ以テ記事ナシ。

明治廿六年七月三十日 午前降雨

午前八時駿河臺ナル神学校児玉方工出頭、夫ヨリ大学

理学部性理究研所工韭山村ノモノ鈴木範衛ナル人來リ居

タルニヨリ同氏ヲ訪フ。

明治廿六年七月三十一日 快晴ス

午前七時四ツ谷信濃町中村彌六殿方工下ノ如キ電報ヲ

発セリ。併シ江藤氏ハ去ル廿八日夕刻親戚本所工出張帰宿ナキニヨリ拙者老人ニテ中村氏工照会ス。「シヨメン

イカゞヘン。」午前拾壹時頃江藤氏帰宿セリ。中村氏ヨリ返信ニ曰ク「アスヲケル。」故ニ夕刻ニ至リ端書ヲ以

テ、明八月壹日午前拾壹時發車ニテ帰国致シタキニヨリ其見込ニテ調製セラレタシ云々ト照会シ置キタリ。

明治廿六年八月壹日 快晴ス

午前六時半四ツ谷中村氏ヨリ下ノ如キ電報アリ。「スグキタレ。」依テ江藤・拙者兩人ニテ車ヲ驅テ中村氏ニ至ル。中村氏出テ応接シ、請願書ノ草稿ヲ出シ証拠ノ選択ヲ説明セラレタリ。其草稿及証拠物件左ニ

官有愛鷹山民有引戻願

駿河國駿東郡愛鷹山

一官山反別六千五拾壹町四反八畝廿壹步

但、此区域西ハ富士郡界、東ハ字雷神峠、南ハ民有

山林、北ハ絶頂(水コボレ)界トス

右ハ往古ヨリ何々町村何々大字ニ於ル共有ノ所有地ニシテ、右町村ハ僉ナ該山ノ麓ニ連接圍繞シ、村民等ハ数百年一日ノ如ク該山ニ対スル山年貢ヲ納メ、古来山稼ト称

工各自生産上必用ナル農具・漁具・家具ノ用材ヲ始メ薪

炭用ノ為メ立木ヲ伐採シ、或ハ林肥草ヲ刈取シ田畠ヲ培養シ、又ハ樹木ヲ栽植シ、或ハ開墾ノ業ヲ取り、若クワ立木ヲ売却スル等、自由ニ進退シ來リタル慣行成蹟ハ比隣郡村ニ於テモ<sup>拘</sup>證明スル義ニシテ、蔽フ可カラサル事實ノ歷然タルニモ抱ラス、明治八年中官林ニ編入セラレタル旨ノ達示ヲ受ケタルワ、實ニ意外ノ事ニシテ村民ノ懼措ク能ハサルヨリ、前陳從來ノ慣行成蹟ヲ述ベ民有地ニ据置レタク旨出願セシモ、遂ニ願意採用セラレズ。茲ニ於テ乎、村民等ハ痛歎措ク能ハズ。素ヨリ右御指令ニ服従スル能ハズト雖モ又如何トモ為スペキ実ナク、村民等ハ拳テ茫然タルノミ。然ルニ他ヲ見レバ些タタル慣行、僅々タル証拠ノ存スルヲ以テ、既ニ民有地引戻相成タルケ所尠ナカラズ。其一例ヲ拳クレバ、富士郡須津村及本郡千福村外二ヶ村入会地等ハ本願愛鷹山ト同一ナル性質ニシテ、孰レモ慣行成蹟ニヨリ民有地ニ引戻サレタルニモ抱ラス、独リ我々村民ノ願意ノミ達セサルワ如何ナル不幸ナラント概嘆哭泣ノ至ニ堪工サルナリ。倩々抨察ス

ルニ、當時願意ヲ採用セラレザルワ証拠書類ノ不完備ナルニ原因スルナラント。爾来村民等ハ拳テ該山地ニ閑スル旧記書類ノ搜索ニ汲々タリシモ、旧家ノ或ハ廢絶ニ或ハ罹災等ノタメ証拠トナルベキ古書類ノ滅亡烏有ニ帰セシモノ幾許ナルヲ知ラスト雖モ、漸次發見セシ証左ハ即チ左二記スル処ノ第壹号証ヨリ第四号証ニ至ル數証ノ通ニシテ、該山地ニ對スル貢租ハ高内ニアリテ純然タル正税ナルノミナラズ、植伐ノ事業其他自由進退ノ成蹟共明瞭ナルモノナレバ、該山地ノ我々村民ニ於テ所有權アルコトハ明確ナル義ニ有之処、明治八年官林ニ編入セラレ頓ニ村民等ノ入山ヲ禁セラレタルニ依リ村民等生産ノ業ヲ失ヒ、爾來年老年日一日ト疲弊ニ疲弊ヲ來シ候情態篤ト憐察セラレ、又該山地ニ對スル村民等祖先祖宗ヨリ伝來自由進退ノ成蹟著明ニシテ且証拠書ノ明確ナル等ノ事実、精密御調査公明正大ナル御裁断ヲ以テ速ニ從來ノ如ク我々村民共有ノ民有地ニ御下戻相成度、茲ニ關係各村ノ村会決議ヲ經テ右証拠書類ノ本書并ニ写、新旧図面△

相添工、此段敢テ奉仰願候也。

シテ明確ナリトス。

〔欄外〕  
△図面ノ下「及証拠書説明書、比隣村証明書」ノ拾四  
字ヲ脱ス」

明治廿六年何月何日

駿河国駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合

管理者 何村長 何 某

同 同 何 某

静岡県知事 何 某 殿

同 同 何 某 ス。

#### 証拠書説明

第壹号証ハ宝永・享保・文久・慶応度ニ於ケル年貢割付  
ケ面ニシテ、書中ニ高武斗四升米壹斗貳升、山手高九  
斗貳升米四斗六升、定納山手高七斗六升二合此取米參  
斗八升壹合トアリテ、即チ高内ノ貢租ナルコトハ明瞭  
ニシテ、且貢租力本願愛鷹山ニ対スル貢租タルコトハ  
他ニ如此共有ノ山地ナキノミナラズ又第二号証ニ对照

第弐号証ハ愛鷹山ノ内壹部分ヲ売却シ而テ又其後請戻シ  
タルトキノ控帳ニシテ、地盤ヲ自由進退セシ成蹟明確  
ナリトス。

第四号証ハ郷山即チ愛鷹山中ヘ樹木ヲ栽植シタル本数・  
費用・植付人夫等ヲ詳カニスルモノニシテ、當時控帳  
ニシテ該山地工栽植ノ事業ヲ為シタルコト及炭木代ヲ  
各家並ニ割付ケタルコト、其他慶応四年中調製シタル  
絵図面内ニ記入シアル伐木箇所等ニ依リ其事實ヲ見ル  
モ、毛上モ自由進退セシ成蹟明瞭ナリトス。

以上ノ數証ニ依リ本願各町村共に有ノ山地ニシテ之レカ所  
有權ハ本願町村ニ帰スルコト明確ナル義ト信認致候也。

### 証拠書目録

#### 第壹号証

一宝永二酉年石川村年貢割付

壱

一享保三戊戌年西熊堂村年貢割付

壱

一同五庚子年 同上

壱

一元文四己未年 同上

壱

一慶応二寅年新宿村年貢割付

壱

メ 五通

一安永六酉年東熊堂村明細帳  
一天保八酉年 同上  
一慶応四辰年岡宮村明細帳  
一安永六酉年葛山村明細帳

壱 壱 壱 壱

#### 第弐号証

以上

一比隣村証明書  
一証拠書説明書

壱 壱 壱

外二

一慶応四年辰正月調製図面

壱葉

一嘉永六丑年郷山杉植込諸事控帳

壱

一宝永拾二年箕洞入会山炭木代割帳

壱

一明治六年郷山雜草木代割合帳

壱

一山代金兩度分村方工割渡帳

壱

一文久三年郷山請返二付障入用帳控 壱  
〔三号前へ 一文久元年酉十一月郷山壳渡証書 壱〕

#### 第四号証

右之通願書及証拠物件説明其他ノ草按ヲ示サレ、中村  
氏曰ク、是レマテノ願書ハ理屈ニノミ出テ請願ノ主意ニ  
違フニ付、總テ理屈ヲ去リ哀願的ニ事實ヲ訴エサレバ當  
第参考証

局者ノ感情ヲ害スルニヨリ前草按ノ如ク致シタシ。且証拠物件ノ義モ前数回述ベタルカ如ク、余り多数ヲ添付スルトキワ却テ良策ニ非ス。其所謂ハ數通ノ内ニワ多少薄弱ナル証拠出テ來ラン。然ルトキワ調査者ニ於テ疑ヲ起シ、疑ノ晴ル、迄ハ充分ノ<sup>(精)</sup>整査ヲ遂クル素ヨリナレバ、出願者ニ於テ或ハ相當ノ答弁ナラザル場合モ可有之。且ツ今回ノ如ク日子折迫ノ場合ニ於テ如此不必要ノ調査ヲ請クルハ決テ得策ニ非サルベシ。故ニ可成緊要ノ証拠タル少數ノ証拠ヲ選択セシニヨリ、右ヲ添付出願セラルベシ云々。又曰ク、行政整理發布ノ期モ近キニアレバ、可成県府ノ調査ヲ八月中旬マテニ完結シ、本省工持參セラレタシ。然ル〔ニ〕於テハ充分注意シ至急許可相成ル様可致。就テハ余ハ素ヨリ謝議報酬ヲ望ムモノニ非サレトモ、内幕ニ居リ尽力スルモノエワ相当ノ報酬ヲ遣サ、レバ尽カノ功薄カラント考候ニ付、金額ニテ何程ト云フト甚タ代言者流ニモアルシ且穩當ナラザルニヨリ、愛鷹山ノ内或部分ヲ何程ナリトモ讓リ与工吳候様相成ラバ、内外共

充分尽力致サスベシ。併シ此辺ハ貴君等一己ニテ取計モ相成ル間敷ニ付、今后願書携帶上京ノ節マテニ何トカ充分ノ協議ヲ遂ケ來タラレ、其節契約書ナリ或ハ何ナリトモ定約致サレタシ。素ヨリ江原氏ハ政友ナルヲ以テ信認致居候ニ付、別段ノ約定ニモ及ハサル次第ナレトモ、先回青森県ニ於テ約定証書ヲセズ内幕者ニ尽力致サセ候處、許可後契約ヲ破り大ニ困難ヲ來タセシコトアリシニヨリ、内幕者モ貴君等ノ誰タルモ知ラズ且拙者モ初面会ノコトナレバ、何トカ契約致シ置カザレバ内幕者ノ指揮ニモ差支候ニ付、其辺承知セラレ度云々ニ付、右ハ江原氏モ近々帰國可致ニ付、必ス其辺御迷惑相成ラザル様、拙者等ニ於テ取計ブマヘシ。併シ組合會議ノアルアレバ壹心協議ノ上、今後上京ノ節ハ何トカ御契約可仕ニ付、内外共御尽力ヲ乞フ旨申陳ベ、猶今后願書持參ノ節貴殿御在宿ニ非サル場合ニ於テハ差支ノ次第モ可有之、其辺如何ト質問ヲ起セシニ、先生曰ク、貴君等再上京ノ砌拙者不在ナレバ出先キ工電報ニテ御報アラバ直チニ引返シ可申。若不

得止場合ニテ帰京ナシ難キ時節ハ出先キヨリ電報ナリ書  
状ナリニテ内幕者工通シ、差支ナキ様取計フベシ。且ツ  
貴君等願書持參上京ノ節ハ局長及主任者工拙者ヨリ、出

願人總代滯京待居リ候義ニ付質問モアラバ県庁等工御照  
会ナク直チニ本人等ヘ御質問アレト前以テ申置キ、用件

モ到来セバ電報ニテ申越スベキニ付、予メ宿所等拙者工  
申置キ帰国セラレ用件ノ到来スルヲ待テ上京スル様致候  
ハ、貴殿等ノ万都合ニ相成ルベクニ付、右等モ内幕者ト

協議シ置キ県庁等ノ手数ヲ経サル様取計フベシ云々ト、  
懇切極マリタル注意ニ付、万依頼ノ上草稿并ニ用不用共  
証拠物件請取り、午前拾壹時車ヲ駆テ止宿ニ帰リ、夫レ  
ヨリ来ル三日沼津ニ於テ会合スルニヨリ出張スベキ旨永

井嘉六郎・森藤七郎両人ニ通知シ、翌二日二番列車ニテ  
壱ト先ツ帰國ト決シ、江藤氏ハ親戚本所小泉方工出發セ  
リ。余ハ壱人ニテ諸事取片付、帰國ノ用意ナセリ。

明治廿六年八月二日 午前ヨリ快晴

午前六時新橋発ノ壱番列車ニテ帰國スベキノ処、江藤

氏ハ親戚本所小泉邦三郎方出立ニ付、式番列車發ニテ新  
橋出合ノコトニ約束ナシ、新橋ニ至ルモ式番列車ニ見工  
サ「ル」ニヨリ自分壱人ノミ帰國ノ途ニ付キ、正午拾式時  
式拾分佐野停車場着、車ニテ帰村ス。

明治廿六年八月三日 快晴

午前拾壹時駿東郡公会堂ニ於テ、愛鷹山民有引戻ノ件  
ニ付在京中ノ報告及今后県庁工出願ノ手続キ及ヒ中村彌  
六氏草按出願ニ係ル諸書類等熟議ノ為メ、集会ヲ開ク。

同日会スルモノ江藤金岡村々長・永井長泉州村々長・浮嶋  
村森藤七郎及拙者ノ四名ニシテ、書記トシテ金岡村助役  
江藤繁太郎・同役場書記芹沢久太郎之式名ニシテ、午后  
三時開会シ、拙者ヨリ在京中ノ諸手続キ及経過ノ次第ヲ  
報告シ、引続キ願書草按ノ討議ヲ尽シ、而テ來ル六日願  
書携帶出県ノコトニ相定メ、書記ヲシテ草按ヲ記載セシ  
メ、出序ノモノ選任セシニ何レモ事故多數ニテ、遂ニ一  
同即チ江藤浩藏・永井嘉六郎・森藤七郎・拙者ノ四名ニ

テ出県ト相定メ、午后七時一同退場。依テ七時拾四分上

リ列車ニテ拙者及永井ノ兩人帰村ス。

明治廿六年八月四日 快晴

記事ナシ。

明治廿六年八月五日 快晴

前夜ヨリ大雨ナリシモ早天快晴タリ。午前七時半江藤

金岡村長ヨリ、来ル八月六日出県ノ件ハ比隣村長証明ヲ  
要スル為延期シ追テ日限急報スペキ旨、通知アリタリ。

明治廿六年八月七日 快晴

午前拾時拾六分佐野發ノ汽車ニテ金岡村役場工出頭セ  
シニ、江藤村長郡役所工出張セシ趣キニテ助役江藤繁太  
郎氏ニ面会シ、愛鷹山民有引戻之件ニ付岡村ノ日取り并  
ニ本省ニ出頭ノタメ中村弥六ヘ照会ノ件等ニ付キ暫時対  
話シ、帰途ニ付キ、途次沼津ニ於テ永井嘉六郎氏ニ面会  
シ來ル拾壹日出岡ノ手順等協議シ、猶江藤金岡村長ニ面  
会セントテ郡役所及郡書記伊藤鉉一郎ヲ訪ヒシモ遂ニ面  
会ヲ得ズ、空ク立戻リタリ。尤モ曩キニ東京中村工相渡

シタル運動費壹百五拾円繰替ノ分、金岡村長ヨリ出金ナ

ルベキ分、同村助役江藤繁太郎ヨリ請取り來タリタリ。

明治廿六年八月九日 快晴

江藤金岡村長ヨリ来ル十一日請願ノ件ニ付岡スペキ

件、通達アリタリ。

明治廿六年八月拾壹日 快晴

午后三時五拾分佐野停車場發ノ列車ニテ出岡ス。途中  
沼津ヨリ河目駿東郡長本件ニ付岡村吳レラル、為メ同車  
ニテ午后五時五拾八分静岡ニ着シ、河目郡長ハ両替町魚  
伊方ニ止宿シ、余ハ呉服町袋屋方ニ止宿ス。江藤・永井  
ノ兩氏ハ午后九時ニ至リ出頭ス。暫クシテ河目郡長ハ自  
分等止宿袋屋方ニ來ラレテ曰ク、兼テ談話アリタル請願  
書調査ノ件ニ付主任者森田吉祥自邸ヲ訪ヒタリシニ、同  
氏在宿ニ付懇々依頼ノ上願書壹通相渡シ、明十二日午前  
九時県庁ニテ面会ヲ約シ來リタル旨談話ノ末、午后拾時  
頃戻ラレタリ。

廿六年八月十二日 快晴

午前八時三拾分、永井・江藤・自分三名ニテ袋屋ヲ出

テ両替魚伊方河目駿東郡長ヲ訪フ。郡長出テ向フ。依テ三名トモ出県ニ付キ同行セラレンコトヲ求ム。河目郡長承諾セラレ暫クシテ四名ニテ魚伊方ヲ出テ県庁ニ出頭ス。自分等三名ハ市町村吏員控席ニ休シ、河目郡長ハ楼上ノ第式課森田氏ニ面接ス。暫クシテ給仕ノ案内ニヨリ自分等三名楼上ノ応接ニ至ル。少許ニシテ森田県属及河目郡長両名ニテ応接所ニ来ル。夫レヨリ昨年二月中進達致置タル愛鷹山民有引戻請願書引替ノ件及該証拠物件増減ノ件等ニ付詳悉説明シ、郡長ヨリモ請願書引替工サル可カラサル理由ト証拠ノ増減セサル可カラサル理由ヲ述ベタルヲ以テ、森田氏モ大ニ解スル所アルヲ以テ其意ヲ容レ新旧願書引替ヲ諾サレタリ。依テ新願書ヲ示シ森田氏ノ意見ヲ問ヒシニ、少ク加除訂正ヲ要シ度箇所ヲ指示セラレ他ハ同意ヲ表サレタリ。猶森田氏ノ曰ク、明治八年愛鷹山壹等官林ニ編入ノ達及其後民有据置ヲ出願シタルノ願書及指令写等、参考ノ為別冊トシ添付セラレ度、且証拠物件第参考号及第四号等余リ緩ニ失スルヲ以テ今一歩ヲ

進メ説明セラレタシ云々。依テ一同総テ森田氏ノ説ノ如ク訂正ト決ス。夫レヨリ願書調査結了セバ願人工下渡サレ度旨詳陳セシニ略々諾サレタルニヨリ、調査日限ヲ問ヒシニ本月内即チ八月三十日内ニワ結了スベク旨ニ付、猶日限ヲ短縮シ来ル廿日迄ニ結了シ自分等工渡サレタク旨郡長ヲ以テ談判セシニ、是亦タ略々諾サレタルニヨリ、一同願書訂正ノ為午后三時退庁ス。河目郡長ハ自分等ヨリ暫時退庁ヲ遅クレタリ。止宿袋屋ニ於テ書面訂正中、魚伊方河目郡長ヨリ書状ニ付永井氏ハ是レニ出頭ス。暫クシ帰宿シテ曰ク、来ル廿日迄ニワ大略調査ヲ了シ本人エ下戻スベシト森田氏ヨリ談話ニ付、一時引取りタリ。依テ三時五拾分ニテ帰郡スル旨ノ由。夫レヨリ願書壹通ヲ訂正シ他ハ帰郡ノ上訂正スルコトニ相定メ、江藤・永井ノ両氏願書壹通ヲ持參シ再ヒ森田氏ノ自邸ヲ問ヒ、百事依頼ノ上願書壹通ヲ渡シ帰宿シ、午后五時五拾分ノ汽車ニテ各々帰宅ス。

明治廿六年八月拾五日 快晴

午后三時五拾分佐野発ノ列車ニテ江藤金岡村長ト同伴  
ニテ出岡シ、吳服町袋屋方ニ投宿ス。

明治廿六年八月拾六日 快晴

午前九時江藤及自分両名ニテ静岡県庁ニ出頭シ係員森

田吉祥氏ニ面会ヲ求メタリシニ、未夕出頭ナキ旨ニ付暫

ク町村吏員控席ニ休息セシニ、彌拾壱時半頃ニ至リ給仕

ノ案内ニテ階上ノ応接所ニ至レバ森田氏出テ、面接ス。

依テ新願書調製シタルニ付、旧願書ニ添付シアル証拠物

件本書并ニ写共壱応下戻サレ度旨談判セシニ、森田氏ハ

直チニ諾サレ請願ニ係ル書類悉皆持参セラレ、請願書ヲ

除クノ外古書類等返付セラレタルニヨリ、止宿袋屋方マ

テ持參シ訂正ノコトニ約シ、種々引戻ノ件并ニ願書訂正

方等ニ付キ指揮ノ末明日ヲ約シ、午后三時頃退庁シ止宿

ニ戻ル。夫レヨリ古書類ノ増減等ニ着手、午后七時訂正

完結ス。

明治廿六年八月拾六日<sup>(七)</sup> 前夜一時頃ヨリ降雨ナリシモ快

晴ス

午前ヨリ証拠ノ挿入ニ着シ、第四号証ノ内工壱本松新

田外式新田ヨリ石川村外三ヶ村工差入レタル取替セ規定

ヲ挿入スルコトニ決シ、中村彌六氏ノ撰定ヨリ壱証ヲ増

シ総テノ訂正ヲアリ、午前拾壱時頃県庁ニ至リ森田県

属ニ面会ヲ求メタリシニ、早速応接所ニ於テ面会ス。依

テ訂正ノ書類數通ヲ示シ壱応ノ調査ヲ請ヒシニ、猶數箇

所ノ訂正所ヲ示サレタルニヨリ直チニ訂正シ、願書數通

并ニ証拠物件本書写共相渡、比隣村保証書ノミ契印ヲ要

スル為メ下戻シアリタリ。依テ兩人共后午四時止宿ニ戻

リタリ。大略処用済ナルヲ以テ五時廿五分ノ列車ニテ両

人共帰村ス。

明治廿六年八月拾八日 降雨

県庁ニ於愛鷹金山略図壱葉紛失セシニ付キ、江藤方控

ノ分送付スベキニヨリ拙者控ノ分ヲ江藤組合管理人工送

付ス。追テ<sup>(七)</sup>騰写ノ上自分控ノ分ハ返付ノ約定ナリ。

明治廿六年八月廿四日 降雨午后彌快晴ス

昨廿三日午后八時金岡村長江藤浩藏氏ヨリ特使ニテ、

廿四日午前拾時三拾分駿東郡会堂ニ於テ集会三付同刻マ  
デニ同所ニ出頭可致旨通達ニヨリ、午前拾時拾六分佐野  
拙者・江藤浩藏ノ三名ニシテ、談話數刻之後衆議院議員  
本郡撰出江原素六君出頭セラル。同君ハ曩キニ愛鷹山引  
戻之件ニ付中村彌六氏ニ紹介セラレ、其後代議士ノ資格  
ヲ以テ長崎県肥前国佐世保港鎮守府及廣島県安藝國吳港  
鎮守府実地視察トシテ出張セラ〔レ〕、去ル廿三日帰国セ  
ラレタルヲ以テ、是マテノ愛鷹山引戻手続キ及<sub>〔總〕</sub>后後ノ方  
向ニ付協議セントシ、先ツ曩キニ両港視察ノ模様大体ヲ  
質問シ同君ヨリ明細談話セラレ、修テ愛鷹山引戻ノ件ニ  
〔付〕拙者中村氏ニ紹介後ノ次第ヲ述ヘ、猶同君ヨリ請  
求ニ係ル民有引戻許可相成タル上ハ其報酬トシテ同山ノ  
内幾分カヲ讓与セラレ度旨請求アリタルニ付テハ、其反  
別何程ヲ分与シ相当ナルベキ哉ヲ協議セシニ、江原氏云  
ク、事数丁歩ニ属スルモノニ付余リ少數ニテハ先方ノ感  
情如何ナルベキヤ、<sub>〔然〕</sub>去リトテ多數ヲ分与スルワ當方ノ望

マサル所ニ付キ、當方ヨリ其數ヲ提示スルワ却テ不得策  
ニ付、先方ノ意見ヲ糺シ而テ後「ネキル」ニ如ズ。其任  
ハ拙者引請クベシトテ江原君承諾セラレタルニ付キ、一  
同同君ニ壹任シ報酬ノ數ヲ定メズ各々退散ノコトニシ、  
江原君ハ明日上京ノ都合ナル旨ニテ退席セラレ、永井氏  
モ引続キ退散セラレ、余及江藤氏ハ郡長ニ面シテ県庁工  
督促ヲ請求セントセシニ、郡長ハ御厨町ニ公用出張中ナ  
リシヲ以テ面会ヲ果サズ、江藤氏ニ托シ午后四時四拾五  
分ニテ帰宅ス。

明治廿六年拾壹月廿日　快晴

愛鷹山民地引戻ノ件県庁ノ調査延引ニ付、本県ノ模様  
及手續質問ノ為金岡村役場ニ出頭ス。村長江藤氏ヨリ是  
迄ノ模様逐一承知シ、江藤氏ト同道出県シ松田參事官ニ  
面接シ逐一是迄ノ模様ヲ問ヒ、夫レヨリ主任者森田氏ノ  
自宅ヲ問ヒ速ニ調査<sub>〔結〕</sub>決了セラレンコトヲ請求シ、午後五  
時廿分ニテ壹時帰村ス。是ヨリ先キ永井嘉六郎氏ハ県会  
ノ為出岡中ニ付同伴、係員ヲ訪問ス。

明治廿六年拾一月廿二日 快晴ス

午前拾時拾五分佐野停車〔場〕發ニテ静岡工出發ス。

是レヨリ先キ昨廿日江藤金岡村長ト同行ノ約アルヲ以テ、

静岡県属 森田吉祥殿

横山健吾  
永井嘉六郎

沼津停車場ニ至レバ同氏乗車シ、拾二時九分静岡ニ着セシヲ以テ直チニ呉服町式丁目旅舍袋屋ニ着シ、午後二時県庁ニ出頭シ永井嘉六郎ニ面接シ、森田県属ニ面会ヲ請求セシモ、同氏多忙ノタメ面接シカタキニヨリ面会ノ要

点書面ニテ差出サレタシトノ取締キニ付、左ノ書面差出

シタリ。然ルニ永井氏ハ県会開会中ニ付諸般取調ノ用件モアルニヨリ帰宿致度旨ニ付、拙者及江藤ノ兩人ニテ森田県属ノ回答ヲ待チタリ。

右ノ書面差出シ午後四時半ニ至ルモ森田氏ヨリ何等回答ナキニヨリ受附係ヲ以テ督促シタルニ、其回答ノ言ニ云ク挨拶出来ガタシ。故ニ県庁ヲ引取りタリシワ午後五時ナリシ。依テ旅舍大井啓次郎方ニ宿泊ス。

明治廿六年十一月廿三日 快晴ス

午前八時小松原本県知事ノ自宅ヲ訪問シ、知事ニ応接モアルニヨリ帰宿致度旨ニ付、拙者及江藤ノ兩人ニテ愛鷹山ノ沿革一數回御手数ヲ煩シ候願書御調査結了、知事御決裁ノ時期ハ何日頃ナリシヤ。

一前請願ニ對シ不明ノ廉等モ候ハ、充分御質問アリタシ。

右何分ノ御回答煩度候也。

江藤浩藏

セシニ、是亦承諾セラレタルニヨリ、持參ノ古書類數通ヲ閲覽ニ供シ壹時間以上ノ談話ニテ帰途ニ付キ、途中參

事官松田氏ヲ訪問セシニ不在ニシテ面会ヲ得ス帰宿ス。

夜二入り永井嘉六郎氏止宿ヲ訪ヒ知事訪問ノ顛末ヲ聞カセタリ。

明治廿六年十一月廿四日 晴朗

午前八時県庁ニ至リ森田氏ニ面会ヲ求メタリシニ未タ出勤ナキニヨリ、課長松田參事官ニ面接シ調査ノ速成ヲ促シタリシニ、森田氏モ出勤セラレタルニヨリ猶森田氏ニ速成ノ調査ヲ請求「セ」シニ、森田氏云ク、本高入及本高外等ノ區別ヲ充分調査セサレバナラザルニ付キ數日ノ日子ヲ要スル旨述ベラレタリ。故ニ壹日モ早ク結了ヲ告ケ通知セラレンコトヲ約シ、午後二時止宿ニ戻リ午後五時二十分静岡発車ニテ江藤・拙者兩人共壹時帰村ス。

明治廿六年十二月四日 快晴

昨三日在岡永井嘉六郎ヨリ至急出岡スペキ旨書状二付、江藤村長工出岡可致旨通牒致シ置キ、午前拾時拾五分佐野停車場發ノ汽車ニテ出岡セシニ、未夕江藤村長出岡ナキニ付キ直チニ県庁ニ至リ永井氏ニ面会ヲ求メシモ、県

会開会中ニ付キ不得止暫時傍聴セシニ、午後三時頃ニ至リ江藤村長出県セラレ、県会閉場後永井氏ニ面会セシニ、永井氏云ク過日知事小松原氏ヨリ親展ニ付キ上局ニ於テ面会セシニ、知事ノ曰ク、先キニ出願ニ係ル愛鷹山引戻之件ニ付テハ、主任者ヨリ申出ノ次第ニヨルトキワ何分証拠薄弱ニシテ本高入トシテ差出シタル山手年貢ノ義モシトナシテ田畠宅地ト同一ナル性質ト見ナシ難キ二付、今壹層確實ナル証拠提出セサレバ民有ト見倣シ難シトノ旨ニ付キ、其見解ノ異ナル所謂ア弁明シ何レ管理主任タル江藤浩藏出岡為致巨細申伝フベキ旨答弁シ退庁シタルニ付、至急出岡ヲ煩シタルニヨリ、充分熟慮ノ上好工風ヲ講スベシトテ県庁ヲ三人同道退散シ、旅舍袋屋ニ來リ協議ノ末、知事ニ面会シ詳陳スベシトテ、午後七時ヨリ三名同道小松原知事ノ邸ヲ訪ヒシニ、請付ノモノ出テ、用件ヲ〔回〕訪ヒシニ付キ、三名名刺ヲ出シ愛鷹山引戻之件ニ付面会ヲ得度旨陳述セシニ、暫クシテ請付ケノモノ曰ク、今夕ハ或ル宴会ニ招待セラレ不在ニ付明朝出

頭セラレタシ云々、依テ三名共名刺ヲ残シ退邸セリ。

明治廿六年十二月五日 快晴

午前七時三拾分前日ノ約アルヲ以テ永井嘉六郎・江藤浩藏・拙者三名ニテ小松原知事ノ邸ヲ問ヒシニ、請付ケモノ出テ用件ヲ問ヒシニ付、昨夕ノ約アル旨ヲ告テ名刺ヲ通セシニ、暫クシテ第壱ノ応接場ニ案内シ稍々アツテ知事ノ居室ニ案内セラル。三名知事室ニ至レバ知事ハ壱ノテ一ブルヲ挾テ余等三名を迎フ。各々一礼シテ、來意則チ愛鷹山ハ古来民有タルノ証左確然タルニ付キ引戻出願セシニ、過般永井ニ談判ニ依テハ高入タル割付等民有タル証拠薄弱ニ付、他ニ良証拠提出スベキ云々ノ由ナレトモ、彼高入割付ケヲ薄弱ノ証拠トスルニ於テハ他ニ厚強ナル証拠アルベキナシ。(鉛)マテ彼ノ証ヲ以テ民有ニ尽力セラレタシ云々ト述ベシニ、知事曰ク、拙者ハ素ヨリ証拠ノ何タルヲ知ラズ。主任者ノ申立テニヨリ良否ヲ知ルモノナレバ、主任森田ニ向テ充分談論セラレタシ。余ハ五分々々ノ勢力ナレバ無論民有ニ尽力スベシ。苟モ

県民ノ幸福安寧ヲ謀ルベキ位置ニ奉職セシ上ハ惡マテ尽カスルモノナレトモ、如何セン調査主任ノ報告確然ナラサルニ於テハ如何トモ致方ナシ。因テ森田ニ相談セラレタシ。然ル上ハ充分ノ尽力ヲ致スベシ云々ト述べラレタニヨリ、三名共厚意ヲ謝シ充分依頼ノ上退邸セシニ、時早ヤ九時ニ垂ントスルヲ以テ、永井氏ハ県会ニ出頭ノ時刻ニ迫リシヲ以テ各々中途ニ離レヲ告ケ、旅宿ニ戻リ午前拾壱時県庁ニ至リ県会休憩ノ時刻ヲ以テ三名ニテ森田県属ニ面接セントセシニ、議事多端ナルヲ以テ面会ヲ得ルノ時刻ナキニヨリ永井氏共協議ノ上、議会閉会後則チ午後三時過面会ノコトニ相定メ、且ツ平素高野義長氏ハ森田氏ト懇意ナルヲ以テ出岡ヲ急報シテハ如何カト、江藤・永井モ賛成ニ付キ壱時三拾分退庁シ、江川町郵便電信局ニ至リ至急出頭スベキ旨通報シ、旅舎ニ至リ返電ヲ待チシニ、午後六時ニ至リ病氣ニテ出岡出来難キ旨返電ニ付キ不得止其旨永井止宿ニ通報シ置キ、午後八時頃ニ至リ江藤・拙者ノ兩人ニテ永井方ニ至リ、明朝三名ニ

テ森田方ヲ訪問スベシト約シ、各々退散ス。

明治廿六年十二月六日 快晴

午前七時江藤・拙者兩人ニテ永井氏ヲ訪ヒ、三名同道ニテ水落町森田県屬ノ寓居ヲ訪フ。時早朝ナルヲ以テ取付キノモノ出テ、昨今風邪ナルヲ以テ未夕臥中ニ付後刻県厅ニ於テ面会スベキニ付、左様承諾アレ云々。因テ三名共不得止宿所ニ戻リ、飯後拾時ニ至リ出県シ永井・江藤・拙者三面〔名〕ニテ森田ニ面接ヲ通チ、応接所ニ同氏ヲ待ツ數刻暫クシテ森田県屬出テ来リ、証拠ノ薄弱ナル点ヲ明言セラル、ニヨリ調査セシニ、薄弱ニ非スシテ往古ノ違算ナルヲ發見シ、猶數刻ノ間問答セシニ、森田氏云ク、旧來各村ニ於テ上納シ來リタル山手年貢ノ高調ヲ至急進達セラレタシ。且願書并ニ証拠書ノ副本壹通不足ニ付、是レ又進達セラレタシ云々。江藤云ク、各村高調ハ至急ニワ成リ難タカルベシ。併シ幸ヒ旧來取扱ヒタル川口與五郎・西山平次郎ノ諸氏モ來県ニ付、篤ト取糺シ後刻出頭スペシトテ、江藤并ニ拙者ハ退庁シ永井氏ハ県会ニ出

頭ス。兩人止宿ニ戻リシ〔テ〕、去ル五日道路改良ノ件ニ付川口・西山外数名出県ニ付キ同氏等ニ謀リシモ、至急取調ノ材料ナカルベシ云々。因テ不得止再ヒ兩人ニテ午後四時県厅ニ至リ森田氏ニ面会シ、容易ニ取調べ難キ旨ニ付キ篤ト県厅ニ於テ取調ラレタシ云々ト述ベシニ、森田氏云ク、然ラバ不得止義ニ付当庁ニ於テス可シ。可成副本ハ差出サレタシ云々。拙者曰ク、本県会モ来ル十三日閉会ノ旨承知致居リ候ニ付、夫レ迄ハ永井氏滞県ニ付キ若御不明ノ廉等發見候ハ、同人ニ質サレタシ。且本県調査ノ結了モ同十三日限リト確定セラレタシト述ベシニ承知セラレタルヲ以テ、壱時帰村シ来ル十二日再度出県ヲ約シ、午後五時旅宿ニ戻リ、夜二入り其旨永井氏ニ通報ス。明治廿六年十二月七日 快晴ス

午前旅装ヲ整ヒ江藤并ニ拙者兩人共拾壹時三分静岡發ノ汽車ニテ壱時帰村シ、各々沼津ニ於テ離レヲ告ク。

明治廿六年十二月拾日 快晴

午後六時頃、突然河目駿東郡長ヨリ左記之通り來状ニ

テ特使ヲ發セラレタリ。因テ直チニ村長湯山詮、葛山常設委員、千福常設委員工急報ヲ發シ、山案内トシテ中野政藏氏ヲ委嘱ス。中野氏直チニ來リタルヲ以テ事ノ巨細ヲ談シ、明朝七時停車場ニ出張ヲ約シ退散セリ。

河目駿東郡長ノ書翰

森田県属愛鷹山実地踏査トシテ明十一日午前七時沼津發汽車ニテ佐野停車場ヨリ登山ノ筈二付、此時刻迄二

同停車場まで御出張相成度、此段申進候也。

十二月十日

河目郡長

横山健吾殿

明治廿六年十二月十一日 快晴

午前六時三拾分、昨夜ノ約ヲ以テ中野政藏出張ニ直チ

人足

夜山波太郎

合計六名

二同道シ佐野停車場ニ至レバ、森田県属并ニ江藤金岡村長出頭セラレタルヲ以テ同道ニテ帰村、途中葛山常設

委員岩佐茂市、千福常設委員代理鈴木林平ノ両氏出テ迎フ。夫レヨリ拙者宅ニテ少憩シテ、人足波太郎ヲ雇ヒ弁当ヲ持參セシメ、市場平ヨリ新塚ヲ經テ八ノ字營場ニ至

り、千福・葛山両村ノ境界ヲ質問シ、雷神峠ノ模様及ビ大月沢ノ地景ヲ見分シ、夫レヨリ池ノ平ニ至リ猶少憩シ、梅之木沢等ヲ見分シ、帰路大畑・千福・佐野三ヶ村入会地ヲ案内シ、爾後六時拙宅ニ帰着ス。此日千福・葛山ノ旧来争論ニ係ル要点及拾五ヶ村及千福・葛山ノ争論ニ係ル要点ヲ悉ク質問アリタリ。此日登山セシモノ左ノ如シ。

静岡県属

森田吉祥

金岡村長

江藤浩藏

沼津町外拾ケ町村組合會議員

横山健吾

千福常設委員

鈴木嘉吉代理

鈴木林平

鈴木林平

午後六時三拾分佐野停車場発ニテ森田・江藤・拙者三名ハ金岡村近傍見分トシテ沼津町ニ下車シ、本町杉本和平方ヘ壹泊ス。尤モ江藤氏ハ翌日之準備トシテ午後九時頃沼津ヨリ帰村セラル。沼津宿ニ着後、森田氏ノ慰勞之

為、江藤・拙者兩人ニテ港橋浮影樓ニ小宴会ヲ開キ森田氏ヲ慰ス。

明治廿六年十二月十二日 快晴

午前八時半止宿杉本和平方ヲ森田并ニ拙者両名ニテ出發、腕車ヲ駆テ金岡村役場ニ至レバ村長江藤氏出テ迎フ。

暫時談話後三名ニテ登山ス。尤モ人足老人雇ヒ弁当ヲ持參ス。金岡村熊之堂地籍ナル字高山ニ至リ昼飯ス。夫レヨリ牧畜場字〔山〕三居ニ至リ畜舎及牧牛ヲ見分シ、愛鷹山全體及伴次郎嶽其他出願ニ対スル現地ヲ充分調査シ、帰路尾之上牧場跡等ヲ見分シ、午後五時半頃中沢田大中寺ニ少憩シ、是ニ於テ江藤氏ト分レガ告ケ、森田及拙者ハ沼津ニ出テ、森田氏ハ郡長河目氏ヲ訪ヒ余ハ七時十四分沼津發ノ汽車ニテ帰宅ス。是日森田氏ハ愛鷹山ニ対スル略図數葉ヲ画キ持參セラル。

明治廿六年十二月拾七日 快晴

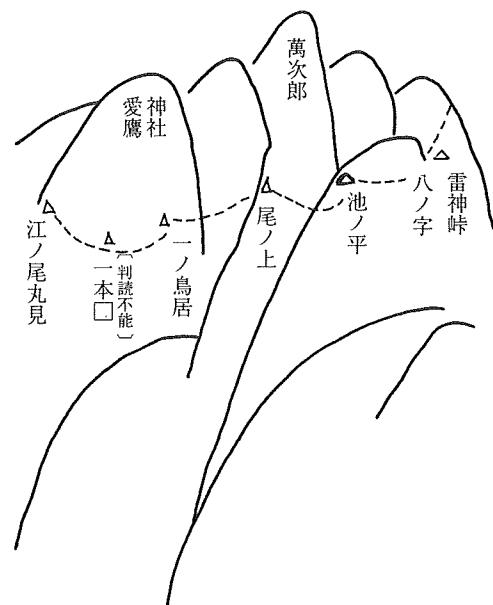
昨拾六日午後六時金岡村長江藤浩藏、長泉村長永井嘉六郎両人ヨリ特使ニテ、明拾七日前拾七時駿東郡公会

堂工出頭可致旨通達相成候ニ付、午前拾時拾六分佐野停車場發之列車ニテ出頭ス。此日会スルモノ浮嶋村森藤七

郎・鷹根村川口與五郎・片濱村長倉計吉・大岡村大嶽久三郎・金岡村江藤浩藏・長泉村高野義長・同村永井嘉六郎及拙者ノ八名ニシテ、午後壹時開議。江藤金岡村長曰ク、去ル拾壹日及拾二日本県属森田吉祥愛鷹山実地見分トシテ出張シ、拙者及横山ノ両人ニテ案内シ見分ヲ了シ、其際森田氏河口郡長方工宿泊シ、其際森田氏ヨリ愛鷹山引戻ノ件二付、県庁ニ於テハ充分尽力シ願意徹底候様尽力中ナレトモ、如何セン森林ノ分ハ世伝御料ト相成居ルヲ以テ引戻方容易ニ非サルベキニ付、目下入用タル芝地ノミ引戻セバ拾中八九分ハ民地ニ許可可相成ニ付、立木ノ箇所相除キ候テハ如何。若シ悉皆トシ、世伝御料ノ為主務省ノ調査〔秘密〕致蜜ニシテ芝地ニ至ルマテ許可ナラサル場合ニ於テハ実ニ遺憾之至ニ付、充分ノ熟考ヲ要スル時期ナルベシ。世伝御料地マテ含有セバ県庁ニ於テモ容易ニ民有ナリトノ証明難付キニ付、此辺ヲ以テ願人工協議サ

レタシトノ趣キナリトテ、去ル拾四日河目郡長ヨリ談判ニ付、長泉村長永井氏トモ協議セシモ、事重大ノ件ニシテ将来ニ莫大ノ関係アルニヨリ、諸君ノ熟考ヲ煩ハサン為招集シタルニ付、充分考案ヲ下サレタシ云々。依之各々意ヲ述ベタレトモ、結局從前ノ通全山引戻トセサレバ、各村ヨリ現出シタル証拠物割付免状タルモノニ単ニ愛鷹山々手米何斗ト記載シアルヲ以テ、立木ノ有無ニ抱ズ上納セシモノニ付、立木ノ場所ヲ除クトセバ自ラ証拠ヲ薄弱ナラシムルノ嫌アルニヨリ、却テ立木ノ場所ヲ世伝御料トシテ引抜クワ得策ニ非サルベシ。若シ愛鷹神社神地等ニ付キ質問モアラバ、其節山八合以上ハ從前ヨリ神地ト唱工來リタルヲ以テ、愛鷹一山ト称スルワ神地則チ山八合以上ヲ除キ夫ヨリ以下ノ出願ナルニヨリ、八合以上ヲ望ムニ非サル旨答弁セバ、御料地タル世伝ニ対シ都合モアルナランニ付、西ハ江ノ尾丸見ヨリ壱本〔判讀不能〕頭工見通シ、夫レヨリ愛鷹神社壱ノ鳥居ヲ經ヘ尾ノ上頭工見通シ、猶夫レヨリ池ノ平ヲ經ヘ八ノ字萱野ヲ見通シ、雷神峠ヘ

通シテ以上ヲ山八合ト唱工神地ト答フベキ事ニ相定メ、請願ハ是マテ通り一山トシ〔危〕惡マテ出願ノ事ト壹決シ、郡長ニワ江藤氏ヨリ其旨挨拶ト確定シ、午後四時各々退散セリ。略図左ニ



明治廿七年壹月以来數回県庁工出願セシモ何分調査神

速ナラズ。然ルニ組合管理村長ナリシ長泉村長永井嘉六

郎辞職ニ付、再ヒ投票ノ結果ニヨリ片濱村長々倉計吉氏

管理者ニ当選シ、江藤・長倉兩人ニテ數回県庁工出願督促セシニ、漸ク廿七年十一月七日調査完結ノ旨ヲ以テ願書下付セラレ、出京ノ運ヒニ至リタリ。其手続左ニ記載ス。

明治廿七年十一月拾日 快晴

愛鷹山引戻ノ件ニ付、管理村長ヨリ集会方通知ニ付キ

駿東郡役所二出頭ス。会スルモノ江藤浩藏・長倉計吉ノ

兩管理者、議員總代永井嘉六郎及拙者ノ四名、他ハ參会

セズ。江藤氏曰ク、去ル七日出県ノ上漸ク願書類受取り

來リタリ。依テ本省工出願スペキニ付キ出京ノ委員ヲ選

挙ゼン云々。永井氏ハ差闇アルヲ以テ兩管理者及拙者出

京ト決定ス。其節江藤氏又曰ク、願書及古書類ハ本県ヨ

リ下付ナリタルモ、知事ノ意見書及添翰ハ県庁ヨリ直チ

ニ本省工差送ラレタルニ付キ、右様承知セラレタシ云々。

依テ壹同退散セリ。

明治廿七年十一月拾六日 快晴

愛鷹山民有引戻之件ニ付、管理者江藤浩藏・長倉計吉

及拙者ノ三名ニテ出京シ、日本橋区小船町壱丁目七番地

旅人宿静岡屋町井省三方ニ到宿ス。<sup>(授)</sup>是レヨリ先キ本月拾

二日出京ノ決定ニ候處、江藤氏病氣ノ為メ延引シ本日出

京シタルナリ。依テ直チニ江原代議士方ヲ訪フベキノ処、

晚景ニ付明日ト決シ、書類ヲ整理ス。

明治廿七年十一月拾七日 快晴

午前八時江藤・長倉・拙者ノ三名ニテ麻布区我善<sup>(坊)</sup>防町

ナル江原代議士ノ邸ヲ訪フ。江原氏在宿ニ付、談數時、

江原氏曰ク、昨年來中村彌六氏ノ周旋ヲ以テ下調べセシ

ニ付キ篤ト同氏工協議スペシ云々。依テ中村氏ヲ問フコ

トニ決ス。江原氏ハ農商務大臣榎本氏ヲ訪ヒ民地引戻ノ

件陳述候旨、述ベラレタリ。三名共江原氏方ニテ昼飯

ヲ喫シ、夫レヨリ江藤氏ハ病氣ノタメ止宿工戻リ、余及

長倉ノ武名ニテ四ツ谷信濃町中村代議士ヲ訪フ。書生出

テ不在ノ旨ヲ述フ。依テ明治八日早朝出頭スル旨約速ノ

(東)

上、退キタリ。午後四時止宿ニ戻リタルニ江藤氏ハ病床

ニアリ。依テ協議ノ上、翌拾八日午前九時中村工出頭ス

ルコトニ相定メ、其旨中村方工通知セリ。

明治廿七年十一月拾八日 快晴

午前九時ニ至リ余及長倉ノ両名ニテ中村ヲ四ツ谷ノ邸  
ニ訪フ。中村在宿ニ付、談數刻、中村曰ク、昨年貴殿等  
上京ノ節トワ政府ノ方針大ニ致密(緻密)ニ涉リ、且山林局長更  
迭シ加之属吏數人ノ改革アリタルニヨリ、今日ニテハ昨

年ノ比較ニアラス。殊トニ余ノ命令ヲ遵守スルモノ大概

明治廿七年拾壹月廿日 晴天

江藤氏ハ病氣ノタメ昨夕ヨリ本所町ナル親戚工引移、  
ニヨリ夫レタ手配可致ニ付、本省工願書提出ハ暫ク見合  
セ置キ、拙者ヨリ報知ノ上進達致スベシ云々。拙者及長  
倉ハ県庁調査ノ模様及本日ニ延滞セシ理由等詳細陳述シ、  
江原代議士トモ熟議ノ上好結果ヲ奏シ候様、周旋方依頼

ノ上退邸セリ。帰途市ヶ谷中町仏国文学士長田忠一方ヲ  
訪ヒ帰宿セリ。本日ハ昨日ヨリ引続キ病氣ノ為メ江藤氏  
江原代議士トモ熟議ノ上好結果ヲ奏シ候様、周旋方依頼

電報及江藤氏工直チニ帰宿スベキ旨電報相發候處、拾時

ハ臥床致シ居レリ。

明治廿七年拾壹月拾九日 晴天

本日ハ中村氏山林局員ニ内相談等ノ日ナルヲ以テ、同  
氏ヨリ通知ヲ待ツメ一日休息セリ。本日ハ魯西亞國皇  
帝萌御二付葬儀(儀)ノ礼ヲ挙クル為メ、駿河臺ナル魯國教会  
堂ニ於テ大祈禱アリシニヨリ參觀トシテ出頭セシニ、本

邦皇帝陛下御代理各大臣及各国公使文武官等凡三百有余  
名ニテ意外ノ盛会ヲ參觀セリ。江藤氏ハ病氣ノ為メ親戚  
工引移リタリ。

明治廿七年拾壹月廿日 快晴

午前七時長倉氏ト協議シ、中村氏工依頼ノ模様照会ノ

モ、同氏ヨリ通知ナシ。長倉氏ハ夜ニ入り帰宿セリ。

頃ニ至リ江藤氏病氣少ク快愉(幸)ノ旨ニテ帰宿セリ。暫クシテ中村ヨリ電話ニテ直チニ出張アリタキ旨通知ニ付、江

藤・長倉・余三名ニテ車ヲ駛セテ信濃町ナル中村方ニ出

明治廿七年拾壹月廿二日 快晴

右ニ付キ三名共其意ヲ了シ翌廿二日願書差出スコトニ相定メ退邸セリ。時ニ午後三時ナリ。

頭ス。玄関ニ於テ名刺ヲ通セシニ、直チニ応接所ニ案内ス。暫時ニシテ中村氏出テ面会ス。依テ三名壱礼ヲ述べ且ツ電話照会ノ勞ヲ謝ス。中村氏曰ク、出願ノ件ニ付或ル某ニ計リシモ時期甚夕宜シカラズ。併シ願書ハ提出シ置キ、正面ヨリ県知事ヨリ迫ルニ如カサルベシ。尤モ主任者工面会シ壹応ノ説明ハナストモ、滯在シ夫々訪問等ノ義ハナサ(サ)、ル方却テ利益ナラン。如何トナレバ、各大臣次官及局長等ヲ訪問スルニ於テハ証拠薄弱ニ付斯ク情願スルナリトノ疑点ヲ受ケ、調査上致密(緻密)ニ涉リ却テ不利ヲ來ス基ヒナラン。故ニ京地運動ハ余及江原ノ兩氏ニ委任シ置キ、君等三名ハ帰村ノ上、知事ヨリ正面局長・次官等ニ相迫リ候様可致。然ラサレバ壹日數拾通ノ出願書ニ付キ調査遲延スペシ云々。又曰ク、是非共江原氏ニ面会シ万協議致シタキニ付、江原氏工甚旨通セラレタシ云々。

午前九時江藤・長倉・余三名車ヲ駛テ木挽町ナル農商務省ニ至リ、玄関ニ於テ山林局林務課長ニ面会致シタキ旨ニテ名刺ヲ通セシニ、請付係リ出テ樓上ナル応接所ニ案内ス。稍々暫クシテ属吏原寅次郎ナルモノ來テ面会ス。三名壱礼ノ上、請願ノ要点大略縷述シ携帶ノ願書差出シ、曩キニ静岡県厅ヨリ意見書及願人出省ノ添翰廻送ナリシ筈ナルヲ以テ其如何ヲ質問セシニ、未タ知ラサルニ付キ篤ト取調ズベキニ付、暫ク控工居ルベシトテ願書持參立出デラレタリ。稍々暫クシテ原氏再ヒ來リ曰ク、局中調查セシニ静岡県厅ヨリ書類到達シ居レリ。故ニ証拠物件ニヨリ篤ト調査スベシ云々。依テ三名ハ愛鷹全図ヲ開キ引戻ノ箇所及据置キノ場所等明細説明セシ。原氏曰ク、同性質ノ愛鷹山ニシテ山林ヲ残シ原野ヲ引戻スワ如何ナル理由ナルヤ。同一ノ証拠物件ナレバ金山引戻シテ相当

ナラント。三名曰ク、山上ハ世伝御料地ニシテ從前愛鷹神社ノ現境内ト称シ來リタルニヨリ全々官地ト見做シ引抜キ、原野ノ分ハ從前ヨリ民地ニ付キ今回モ普通ノ御料地ニ付キ、斯ク區別シ出願セルナリト対エ、其他多少ノ質問アリタリシモ、未タ書類ノ調査ニ着手セサルニヨリ追テ質問ノ点ハ県庁工向テ照会スベシ云々。因テ三名共

再度出頭スベキ旨陳述シ退省セリ。夫レヨリ帰宿セシニ、江原氏帰宅セシ旨通知アリタリ。江原氏ハ去ル拾八日静岡工出張不在ナリシモ本日帰京セラレシ旨ニ付、翌廿三日同氏ヲ訪フコトニ相定メタリ。

リ。猶三名曰ク、中村氏ハ是非共貴殿ニ面会シタキ要件アルニ付キ其旨通セ吳レトノコトナリト述べシニ、江原氏曰ク、然テハ來ル廿五日午前八時中村ヲ訪フベキニ付キ、先キニ其旨通セラレシ云々。茲ニ於テ壱同ハ江原氏方ヲ退キ止宿ニ戻ル。時ニ午後六時ナリ。

明治廿七年拾壹月廿四日 快晴

午前九時江藤・長倉及余ノ三名ニテ農商務省ニ至リ、山林局長ニ面会ヲ求ムル旨ヲ以テ請付係リ工名刺ヲ通ゼシニ、未タ出省ナキ旨ニ付キ林務課長ニ面会ヲ求メシニ、樓上ナル第壱応接所ニ案内セラル。暫クシテ課長ハ出テ自分ノ姓名ヲ述べ余等三名ニ要件ノ何タルヲ問フ。余等三名ハ壱礼シテ後チ、愛鷹山引戻ノ件ニ付壱昨廿二日願書提出シ置キタルニ付キ、本願ニ対スル理由及本願地ノ性質弁明ノタメ面会ヲ求メタルナリト述べ、三名ニテ縷々陳弁セシニ、課長但木橋藏氏曰ク、本省ハ從前ト異ナリ余程調査致<sup>〔義密〕</sup>蜜ニ涉リ、殊トニ官有ノモノハ則チ壱國ノ財産ニシテ国有ナレバ、國民全體ノ所有權アルモノヲ壱県

正午拾二時ヨリ江藤・長倉ノ式名ト共ニ江原氏ヲ我善坊町ナル自邸ニ訪フ。先生ハ痔疾ノ故ラ以テ休息シ居ラレタリ。三名応接所ニテ面会ス。三名曰ク、昨日願書類農商務省工差出シ主任属吏ニ面談セシ模様及中村彌六氏ニ面会シ同氏ノ意見等、詳細相話シ候處、江原氏ニ於テハ不日大臣榎本氏ニ面会シ逐一依頼吳レベクト申サレタ

又ハ壱町村工下戻スハ易タタルコトニ非ス。壱官吏ノ脳  
髓ヲ以テ国有物ヲ左右スルワ是レ多衆人ノ権利ヲ左右ス  
ル義ニ付キ、充分ノ調査ヲ要スル所謂ナリ。故ニ近々タ  
ル日数ニテハ到<sup>(底)</sup>低調査届キ兼ヌルニ付キ、右等ハ前以テ  
承知セラレタシ。且農商務省ハ静岡県知事ノ伺ニヨリ指  
揮スルモノニ付キ、若シ疑点アレバ県庁ニ向テ質問シ、  
県庁ハ出願人ニ向テ質スルノガ順序ニ付、総代人上京シ  
本省ニ向テ陳述スト雖モ唯参考上聞キ置クノミニシテ壱  
毛証トナスニ足ラス。殊トニ総テ書面ノ応答ニ非サレバ  
後日行政裁判上ニ対シ<sup>(効)</sup>微力ナキニ付キ、是非共知事ヨリ  
書面ヲ以テ答エサレバ後日ノ用ヲナサズ。故ニ総代人滯  
京ナシ居ルワ却テ費用上得策ニアラズ。他ノ処用アリタ  
ル際、当省ニ向テ調査ノ模様督促スルニ若カズ。暫ク帰  
村シ知事ヨリ総テ上申セシムベシ。併シ君等陳情ノ次第  
ハ参考上聞置キタリ云々。因テ余等三名曰ク、請願ハ壱  
私人或ハ有志輩ノ利益上ノ為メニ為スニ非ス。全ク駿東  
郡中元五拾有余ヶ村ノ人民ノ休戚三閑スル重且大ナル事

件ニ付、充分了察セラレ特別ノ詮議セラレ度旨陳述  
ノセニシ、課長ハ承諾ノ上退室セラレタリ。暫クシテ猶  
局長ニ面会セントテ請付ケニ名刺ヲ通ゼシニ、猶未夕出  
省セサル旨ニ付キ待ツコト數時、稍々アツテ山林局長高  
橋仲次殿応接所ニ來リ曰ク、拙者ハ局長高橋ナリ。面会  
ノ用件ハ如何ナリシヤト問フ。三名例ニ依リ壱札シテ曰  
ク、拙者共面会ハ他事ニ非ス。本郡内ナル愛鷹山官地民  
有引戻ノ件ニテ壱昨廿二日願書提出シ置キタルニヨリ、  
引戻ノ理由及同山ノ性質ヲ陳情セン為メ出省、面会ヲ求  
メタルナリトテ縷々陳弁セリ。然ルニ局長ハ曰ク、未タ  
出願書等モ一見セザルニ付キ何等ノ質問モ致シ難ク、且  
ツ事情陳述アリト雖モ唯聞キ置クノミニシテ、若シ質問  
ノ点生セシ際ハ知事ニ向テ照会スル義ニ付キ、其際明瞭  
ナル説明書差出サレタシ。併シ唯今陳情ノ次第ハ充分參  
考ノ為メ承リ置クナリトニ付キ、逐一理由ト性質ヲ説  
明シ、追テ知事ヨリ百般上申スペシトテ相離レ、三名ト  
モ退省セリ。局長高橋氏ハ性質淡薄<sup>(白)</sup>ニシテ鹿児嶋県人ト

認メラレタリ。本県知事小松原トワ知己ナリシ由。時二  
午後二時ナリ。途中ニ於テ昼飯シ、江藤・長倉ノ二名ハ  
止宿ニ戻リタリ。余ハ東宮属伊藤鉉一郎氏ヲ青山南町ノ  
邸ニ訪フ。氏ハ元駿東郡書記ニシテ本郡ニ在住スルコト  
凡拾年、本年初秋宮内省東宮属ニ転セシニ付キ訪問セシ  
ニ、午後四時頃御所ヨリ帰宅セラレ、談數刻ニシテ夜ニ  
入り晩食ヲ進メラレ、食後伊藤氏ト共ニ上野音楽学会<sup>マツ</sup>工  
出頭シ、夜拾式時ニ至リ止宿ニ戻ル。此ノ樂会ハ慈善的  
ニシテ、会費ノ集金ヲ日本赤十字社工寄附シ、日清間ノ  
負傷者ヲ救護スルノ目的ニテ、普通券壹円、特別券貳円  
ニシテ東宮御所工廿五枚送ラレタルヲ、伊藤氏五枚所持  
セラレタルニヨリ、拙者ハ伊藤ノ勧誘ニヨリ特別券壹葉  
ヲ受ケ出張セシニ、「マスト」ノ狂言ヲ「オペラ」ノ音  
曲ニ和セシ仕組ニシテ、會員ハ凡七八百人、八分以上外  
国人ニシテ本邦人ハ高等官ノミ。尤モ男女合席ナリ。近  
來稀ナル音樂會ナリシ由。

明治廿七年拾壹月廿五日 雨天

本日ハ兼テ約束セシ如ク江原氏中村彌六殿方工出頭、  
中村氏ノ意見訪<sup>問</sup>ヒ糺シ與候約束ニ付キ、午後ヨリ三名ニ  
テ江原氏方工出頭セントスルモ、降雨甚タシカリシニ付  
キ、翌廿六日訪問セントテ、三名共休息セリ。尤モ中村  
氏不在ニテハ江原氏ノ訪問モ徒勞ニ属スルニ付、廿五日  
午前八時江原氏訪問ノ旨、拙者名義ニテ中村方工通知置  
キタリ。降雨ナリシト雖モ江原氏ハ出頭與レラレタリ。

明治廿七年拾壹月廿六日 快晴

午前九時江藤・長倉及余三名、小舟町ナル旅宿ヨリ車  
ヲ駆テ江原氏ヲ我善<sup>防</sup>町ナル自邸ニ訪フ。江原氏出テ迎  
フ。三名共應接所ニ於テ面会ス。三名曰ク、昨日拝姿ス  
ベキノ處降雨甚シカリシニ付キ為メニ躊躇セリ。因テ今  
朝參堂セリ云々。江原氏曰ク、昨日雨ヲ冒シテ中村方工  
出張セリ。中村氏在宿ニテ曰ク、愛鷹山引戻ノ件ハ昨年  
ニ比シ時期甚夕悪シ。昨年出願ノ際ハ大臣後藤象次郎、  
次官齊藤修一郎、山林局長田邊某、且属吏等拙者<sup>奉職</sup>中  
ノモノニテ何レモ指揮命令行ハル、時期ナリシモ、昨年

改革以来、大臣ハ榎本武揚トナリ、次官ハ評判ノ致密家ナリシ金子謙太郎トナリ、局長ハ警視ヨリ出テタル高橋仲次トナリ、属吏皆更迭アリタルニヨリ、今日ニテハ拙者ノ指揮命令ヲ遵守スルモノ農商務省内絶テ之レナクニ付キ余程至難ニ相成リ、殊トニ省内ノ方針ヲ一変シ五分五分ノ権利ナレバ先ツ民有トセザル方ノ傾キニ付キ、此際余程注意致スベキノ時期ト相成リタリ。因テ種々考案ノ上漸ク或老人ヲ依頼セシ處、承諾セラレ充分奔走周旋スペシトノ事ナレトモ、素ヨリ大町歩殊トニ何分カノ報酬アラザルニ於テハ他人ヲ使役スルコトニ付キ、自分ノ費用ニテ奔走セヨトテ依頼スル訳ニモ行カサレバ、此際何分カノ運動費ト成功ノ上ハ何程カ報酬スルトノ約束ナラサレバ、拙者ヨリ命令モ難致ニ付キ承知セラレタシ云々トテ、先方即チ奔走人ヨリノ書状ヲ差出サレタルニヨリ、壱見セシニ、何レモ中村氏ノ命ナレバ奔走周旋可致旨記載之レアリ。捨中八九ハ願意貫徹致ス可ク様記載アリタルニヨリ、運動費トシテ何程位入用ナリヤ且報酬ノ額モ

何程位ナルベキヤヲ質問セシニ、中村氏ヨリ出願地總計ニシテ黒松ノ外生長セサル如キ瘠地ニ付、概算壹万円位ノモノナルベシト答エタリ。然ル処中村氏ハ運動費及報酬ノ額ハ本人工賃糺シ追テ通知致スベキ旨ノ答ニ付、種々依頼ノ上引取りタリトノ説ニ付、三名ヨリ然ラハ明日ニモ中村氏工今壱慮問ヒ合セ吳候旨依頼セシニ、江原氏曰ク、明日中村ノ返答ヲ聞キ明後日即チ廿八日静岡工出張ノ用件モアリシニ付キ静岡ニテ会合スヘシトノ言ニ付、余等三名曰ク、幸ヒ知事ニモ面会シ本省ノ様子及知事ヨリ本省工向テ尽力吳候様依頼ノ為出岡致スベキニ付、廿八日出張ノ節ハ拙者共三名ト同道、知事ニ面会依頼吳レラレ度シト述ベシニ、江原氏モ承諾セラレタルニヨリ武拾八日静岡会合ト決シ、翌廿七日一ト先ツ東京ヲ引取り帰村ノコトニ約シ、江原氏邸ヲ退キタリ。時ニ午後三時ナリ。

明治廿七年拾壹月廿七日 快晴

早朝ヨリ各々帰郷ノ順備ヲナシ、午後一時小舟町ナル

(準)

明治廿七年拾壹月廿八日 快晴ス

旅舎ヲ出立シ三名共車ヲ駆セテ新橋停車場ニ至レバ、早

ヤ汽車ハ西行ノ準備ヲナンシ汽笛數声、直チニ切符ヲ購フ

テ停車場ヨリ出テントセシニ、突然江原代議士乗車セン

トスルニ会ス。因テ三名同室ニ入り昨日ノ勞ヲ謝シ、何

故本日帰郷セラル、ヤヲ質問セシニ、江原氏曰ク、昨日

直チニ中村氏工照会ノ書状相發候處、何分直チニ回答相

成難キ旨ノ返辞ニ付、止ヲ得ズ明日ヲ待ツノ必用之レナ

キニヨリ是レヨリ帰村シ、明廿八日静岡県代議士ノ会合

ニ出席スルナリトノ説ニ付キ、然ラバ明廿八日同行スベ

シトテ約束ヲナシ、談数刻ニ涉リシニ、早ヤ汽車ハ横濱

ヲ越テ国府津ニ達ス。時ニ日ハ西山ニ没シ各車毫時ニ点

灯ス。夫レヨリ瞬時ニシテ山北駅ニ達ス。爰ニテ汽灌車

ヲ取替工箱根ノ隧道ヲ越テ、午後七時佐野原停車場ニ着

ス。江原君始メ同道者工暇ヲ告ケ、爰ニ下車ス。江原・

佐野ヨリ腕車ヲ駛セテ午後八時全ク帰宅ス。

午前拾時参拾分佐野停車場発ノ列車ニテ静岡工出發ス。

沼津停車場ニ至レバ江原素六君始メ江藤・長倉ノ三名乗

車ス。壱同々室ニテ正午拾二時五拾分静岡ニ着ス。直チ

ニ旅宿呉服町袋屋ニ至リ昼飯ヲ喫シ、午後武時県庁ニ出

頭ス。是レヨリ先キ静岡県会開会ニ付、永井嘉六郎出県

シ居レリ(永井氏ハ先キニ愛鷹山組合)。因テ同氏工モ打合セ

ノ為メ議事堂工出張シ、上京ノ模様逐一陳弁シ、永井氏

モ同道ニテ知事室ニ至リ小松原知事工面会シ、農商務省

ノ模様縷述シ、今後ハ地方長官ノ周旋ニアラザレバ願意

徹底致サ、ルニ付キ、上京ノ上愛鷹山ニ閑スル一切ノ慣

行実歴等陳情セラレタシト述ベシニ、知事ニ於テモ甘諾

セラレ、上京ノ際ハ必ス農商務省工出頭、山林局長及大臣・次官等ニモ面接シ尽力致スベシト諾サレタリ。依テ

懇々依頼シ壱同退席ス。時ニ午後三時半ナリ。

明治廿七年十一月廿九日 快晴

午前八時江原・江藤・長倉ノ三名ハ貴族院議員宮崎總

吾ノ邸ヲ訪ヒ、余ハ沼津中学校設立ノタメ県会議員室伏  
董平・永井嘉六郎ノ旅宿ヲ訪フ。後帰宿セシニ、江原氏  
外式名宮崎氏方ヨリ帰宿致シ居レリ。宮崎氏ハ病氣ノタ  
メ面会セサリシ由。是レヨリ先キ宮崎總吾氏ハ現任農商

務次官金子堅太郎ノ娘ヲ嫁リ嫁女トナシ居ルヲ以テ、次  
官工愛鷹山ノ性質ヲ懇談セラレンコトヲ依頼スルノ目的  
ニテ宮崎ヲ訪フコトニ決定セシモ、惜哉病氣ノタメ其意  
ヲ果サズ帰宿セシナリ。因テ午後二時三拾分ノ列車ニテ  
壱同帰村ス。帰路江藤・長倉・余ノ三名ニテ中学校設立  
ノ件ニ付郡役所工出頭、郡長河目俊宗氏二面談、午後四  
時各々全ク帰宅ス。

務次官金子堅太郎ノ娘ヲ嫁リ嫁女トナシ居ルヲ以テ、次  
官工愛鷹山ノ性質ヲ懇談セラレンコトヲ依頼スルノ目的  
ニテ宮崎ヲ訪フコトニ決定セシモ、惜哉病氣ノタメ其意  
ヲ果サズ帰宿セシナリ。因テ午後二時三拾分ノ列車ニテ  
壱同帰村ス。帰路江藤・長倉・余ノ三名ニテ中学校設立  
ノ件ニ付郡役所工出頭、郡長河目俊宗氏二面談、午後四  
時各々全ク帰宅ス。

請第二九号

愛鷹山民有引戻請願ニ係ル実地臨検トシテ、本日農商務  
属其他出張ノ上直チニ管理村長同道ニテ西部工向ヒ出發  
相成候ニ付キ、本書御披見次第直チニ沼津町杉本旅舎工  
御参会相成度、特使ヲ以テ此段急報候也。

明治廿九年拾二月拾日

沼津町外拾ヶ町村組合管理

駿東郡金岡村役場印

富岡村須山村組合村長 橫山健吾殿

明治廿八年以後ニ至リテハ、同年四月十一日ヲ以テ余  
村長ノ職工當選セシニ付、愛鷹山二関スル請願ハ江藤・  
長倉ノ式名工全ク依托シ、余ハ一切奔走ヲ辞セシニ付キ、  
記載スヘキノ事項之レナシ。

右之通々達ニ付キ杉本和平方工出張ス。于時午後九時  
ナリキ。江藤金岡村長、長倉片濱村長止宿ニ付キ面会候  
處、二氏曰ク、昨日県庁ヨリ通知ヲ以テ農商務屬原寅次

郎実地臨検トシテ出張ニ付キ、実地案内可致旨ニ付キ早速旅装ヲ整エ沼津停車場ニ至リシニ、県属境野氏壱名ノミ下車ニ付聞紀候處、東京ヨリ荷物ノ都合ニテ一車遅レタリ。依テ夕刻マテニ出頭スヘク云々。故ニ昨日ヨリ空ク滯在待居リシニ、今日午後ニ至リ漸ク原氏到着セリ。

依テ明日西部即チ富士郡境ノ見分ヲ済シ、夫ヨリ東北即チ葛山・千福地籍ノ臨検ヲナシ、終テ山居牧場ノ見分ヲ了ゼン計画ナリ。唯今原農商務属及境野県属当舎止宿ニ付キ面会セラルベシト。依テ晩食ヲ喫シ三名ニテ原及境野兩属工面会ヲ求メタリ。暫ク臨検順序及出発期等ヲ協定シ而テ三名共退席ス。原農商務属ハ明治廿七年十一月廿二日農商務省ニテ面会セシコトアリシ温和ナル年齢廿五六位ノ美男兒ナリ。言語拳動至テ穏順ナリ。県属境野氏ハ一面識ナキ人ニシテ年齢凡四拾五六位ト認定セラレタリ。是亦穏和ナル人物ト推考セラレタリ。午后拾二時三名共寝ニ付ケリ。

明治廿九年拾二月拾一日

午前七時出発ノ期ナルヲ以テ五時三名共洗面シ朝飯ヲ喫セシニ、早ヤ原及境野属出發ノ用意整ヒタル趣キ〔二〕付キ、弁当其他ヲ用意シ腕車五輛ヲ命シ一同乗車シ、午前七時杉本和平方出發シ午前九時半浮嶋村大字境ニ到着ス。此ニ於テ一同下車シ登山ス。是レヨリ先キ本村大字石川森藤七郎氏エ案内ヲ依頼シ置タルヲ以テ、途中ヨリ同道セラレタリ。依テ森藤七郎及境常設委員某案内ニテ登山シ、通称江ノ尾丸見ニ至リ東西ヲ望見シ引戻ノ境界ヲ説明シ、正午ニ至リ弁当ヲ喫シ下山シ、再ヒ境ニ至リ小休ス。此ノ時浮嶋村長深沢諒平訪問セラレ原属ニ面会、出頭ノ勞ヲ謝セラレタリ。暫クシテ一同上車シ再ヒ沼津杉本和平方工帰宿セリ。当日ハ御料局静岡支厅沼津出張所長吉田敬義氏モ御料地境界ニ関係モアルヲ以テ同道、見分出張セラレタルヲ以テ、帰路一同杉本屋方ニ会合セリ。于時午后四時半ニシテ太陽西山ニ没セリ。

明治廿九年十二月拾二日 晴天

午前七時発ノ列車ニテ発足スルノ見込ヲ以テ一同旅裝

ヲナシ弁当其他ヲ要意シ、午前六時三十分杉本和平方ヲ出発シ（当日ハ富岡村千福及葛山ノ両字ニ係ル境界及山况実検ノタメ出張ナルニヨリ、前日ヲ以テ千福常設委員横山源次郎及案内人中野政藏工通知シ、腕車及休息所ノ要意ヲナサシメ置キタリ）、沼津停車場ニ到リ御料局沼津出張所長吉田氏ト会合シ、合計七名ニテ乗車シ佐野停

車（場）ニ下車ス。此時中野政藏人足式入ト共ニ出迎トシ

テ出張セラレ、腕車モ要意セルヲ以テ一同乗車シ、五瀧

館ニ至リ休息ス。暫クシテ中野政藏ノ案内ニテ、千福通

リ字市場平ヲ経テ字小座釜ニ至リ昼飯ヲ喫ス。暫時休息

シテ猶稗畑後口ニ至リ、雷神峠ヨリ箕洞日陰ニ至ル境界

及葛山地籍ニ属スル本洞并ニ御宿・上ヶ田・金沢・葛山

四字元共有ニ属スル場所及今里・葛山境界地等ニ付キ、

詳細ナル質問原及境野等ヨリアリシモ一々答弁シ、猶小

座釜等ニ付テハ絵図面及証拠物等取調差出スペシト云々

トテ一応ノ検分ヲ終リ、午后五時発ノ列車ニテ帰沼ノ見

込ヲ以テ下山ス。中野政藏案内ニテ再ヒ五瀧館ニテ休息

ス。暫クシテ中野氏ニ別レ一同佐野停車場ニ至リ上車ス。

沼津停車場ニ至レハ早ヤ黄昏ニ至<sup>マツ</sup>セリ、夫レヨリ腰車ヲ駆テ杉本方工帰宿ス。此日登山セシハ原農商務属、境野

静岡県属、御料局靜岡支庁沼津出張所長及江藤金岡村長、

長倉片濱村長、浮島村森藤七郎及拙者ノ七名ニシテ、無

事檢分ヲ了セリ。

明治廿九年十二月十三日 快晴

前日ノ如ク要意ヲナシ午前七時沼津出発、腕車ニテ金

岡村役場ニ至リ休息ス。暫シテ江藤村長ノ案内ニテ大字

熊ノ堂ヨリ登山シ字高山ニ至リ小憩ス（此日登山セシワ原農

商務属、境野静岡県属及御料局靜岡支庁沼津出張所署吉田敬義及同所技手補山本銀太ト江藤<sup>良</sup>）。

金岡村長及片濱村長々倉氏并ニ拙者ト森藤七郎氏ナリ。外人足式名ナリ。

夫レヨリ請願地所々ヲ檢分シ、午後七時ニ至リ字山居ナ

ル牧場ニ至リ昼飯ヲ喫ス。此際請願ニ属スル件ニ付種々

質問アリ、悉皆答弁ス。午後二時半ニ至リ同所出発、再

ヒ熊ノ堂ニ至リ東沢田大中寺ニ於テ小憩ス。暫クシ原氏

以下腕車ニテ沼津工戻リ、余等四名ハ徒步ニテ沼津杉本

屋ニ着ス。是レヨリ先キ郡長岡本武輝ト計リ、原氏以下

ノ慰労会ヲ開クコトナシ置キタリ。依テ岡本郡長工帰

着ノ旨通報セシニ、郡長直チニ出張セラレタリ。然ルニ

吉田御料局沼津出張所長宅ニ於テ、原氏ノタメ慰労宴ヲ  
開クノ準備ナルヲ以テ、同氏ハ先キニ同所工出張セラレ  
タルニヨリ、郡長ヨリ郡書記小出定富氏ヲ遣ハシ、原氏

以下ヲ沼津港橋畔浮影樓ニ招待ス。此夜会スルモノ原農

商務属、境野県属、吉田出張所長、同山本技手補及岡本  
郡長、小出郡書記、江藤浩藏、長倉計吉、森藤七郎及拙  
者ト金岡村収入役岡田芳郎トナリ（岡本郡長ハ先キニ内  
務省地理局庶務課長勤務セシニ付キ、原属トワ至テ熟懇  
ナルヲ以テ大ニ都合ヲ得、原氏モ悦テ来席セラレタリ）。

一同着席、配膳トナリ酒杯トナリ、暫クシテ妓三四名ヲ  
招キ大ナル宴場トナリ、原氏以下モ十二分ノ酣ヲ尽シテ  
退散セラレタリ。此ノ宴会ハ郡長ヨリ原氏以下ノ慰労ト  
名テ開キシモ、其実請願者ニ於テ為シタルモノニ付キ、

費用ハ悉皆管理村長ニ於テ支弁シタリ。此費額ハ凡廿五  
六円以上ト見積ラレタリ。此夜一同杉本屋工引取り宿泊

ス。

明治廿九年十二月十四日 晴天

午前拾時、原氏及境野氏ハ富士郡大石寺御料地検分ト

シテ出發セラレタリ。愛鷹山引戻ニ付テハ三四箇条ノ質  
問書ヲ發セラレ、当月廿五六日頃マテ二県庁マテ差出ス  
ベキ旨談示アリタリ。其節ノ質問中重ナルワ、御料林即  
チ山八合以上ト引戻請願地ト明瞭ナル絵図面差出シ方申  
付ケラレタリ。他ノ質問ハ簡易ナルニヨリ江藤氏工一任  
セリ。御料地及請願地等ニ付テハ重大ノ関係アルニヨリ、  
実地臨検ノ上絵図面調製ノコトニ相談シ、来ル拾九日マ  
テニ絵図調製ノコトニ相定メ、拾六日着手、西部ヨリ順  
次検分相定メ候事ニ取極メ、悉皆江藤・長倉ニ相托シ午  
后帰宅セリ。今回原氏ノ見分ニ付テハ極好都合ニテ、郡  
長ノ知己ナルヲ以テ万事郡長ヨリ依頼候候ニ付、十中八  
九ハ願意徹底スペキ模様ナリシ。是レヨリ先キ十一月五

日静岡ニ於テ静岡県及愛知県・三重県・山梨県四県聯合  
東海農大会ニ付キ、農商務大臣榎本武揚氏來岡セラレタ

ルニヨリ、翌六日郡会ノ終ヲ以テ江藤・長倉及拙者ノ三名ニテ静岡大東館工訪問セシニ、農務局長藤田四郎ノ紹介ニテ大臣二面会、引戻ニ関スル件陳述セシニ、委細承知ニ付キ秘書官ニ申述ヘラレタキ旨ニ付、同官早川鉄次氏ニ面会、充分実地検分ヲ請求セシ処、同氏モ大ニ検分延引セシヲ<sup>〔註〕</sup>咲ヒ帰京後早速検分トシテ出張致サセ申スベシト契ヒタリ。依テ今回至急ノ臨検アリタルモノト信ス。

明治廿九年十二月拾九日

江藤氏ヨリ絵図面調製上ニ付キ出頭吳候旨通知ニ付出張、今里境ヨリ雷神峠及箕洞日陰ニ至ル分明細指図ノ上、午后帰村セリ。同廿日江藤・長倉兩人ニテ絵図面及外証拠類持參県庁工出頭セシモ、原属・境野氏等遠州御料地檢分トシテ出張セラレタル趣ヲ以テ不在ナリシニヨリ、

外係員ニ頼置キ帰村セラレタルヨシ。爾来同人等ニ依頼置キタルニヨリ、同人等數回上京督促セラレタル由。

明治三拾年三月廿三日

箱根湖用水告訴事件ニ付、小泉村長菅沼佐太郎、泉村

長服部大<sup>輔</sup>及拙者ト三名ニテ東京控訴院工出張ノ節、當日休暇ニ付、衆議院議事傍聴トシテ出頭セシニ、偶々傍聴席ニ於テ原農商務属ニ面会セシニヨリ引戻ノ件督促セシニ、同氏云ク、議会閉会後ハ早速許可ノ手続キ取運ヒ可申云々ト申サレタリ。依テ議院内ニ於テ別ヲ告ケタリ。

同年四月三至リ農商務大臣榎本武揚氏退職シ大隈外務大臣兼任トナリ、同月中静岡県知事小松原英太郎長崎県工転任セラレ、埼玉県知事男爵千家尊福本県知事トナリタルニヨリ、五月五日ヲ以テ江藤・長倉兩人必<sup>〔死〕</sup>至トナリ運動シ、新大臣大隈伯ニ面会旁督促トシテ農商務省工出頭セラ<sup>〔レ〕</sup>タリ。

明治三拾年七月二日

夜ニ至リ江藤金岡村長ヨリ特使ニ付キ披見スルニ、御

料本局ヨリノ命令ニ付キ、沼津出張所長吉田敬義外堀名愛鷹山見分トシテ出張ニ付、直チニ佐野停車場前服部屋

迄出張吳候旨二付、夜ヲ冒シテ常設委員中野政藏同道、服部方ニ出頭セシニ、沼津出張所長吉田敬義、沼津分担区受持技手下田徳次郎氏式名ト江藤・長倉ノ式名及御料局巡邏桃園字大石角平ノ五名ニシテ、西部富士郡界ヨリ登山シ壹日ノ夜山居牧場工宿泊シ梅之木沢ヨリ当地ニ來リタル旨ナリ。依テ翌日三日千福・葛山ノ境界ヲ調査スル旨ナリトノコトニ付キ、服部氏方工弁当其他ノ用意ヲ命シ、夜拾時帰宅セリ。

明治三拾年七月三日 晴天

昨日ニ引続キ沼津出張〔所〕長一行、千福ニ来り拙宅

ニテ小憩ヲナシ、夫レヨリ新塚ニ至リ境界ヲ調べ、雷神峠ヨリ今里境ヲ遠見ニテ見分ヲ終リ、午后五時拾七分ノ佐野発列車ニテ沼津工戻ラレタリ。此夜拙者ハ出頭セス。江藤・長倉ノ両氏所長ト共ニ帰沼セラレタリ。此日登〔山〕セシワ、境界案内トシテ千福常設委員中野政藏外人足武人及葛山常設委員岸沢孝三外壹名ナリ。

明治三拾年七月四日 天氣

明治三拾年拾月九日

突然山居牧場ヨリ使者ヲ以テ、御料局技師愛鷹山見分トシテ出張ニ付宿泊所注意スベキ旨、金岡村役場書記植松久次ヨリ来状ニ付、直チニ五竜館工命ジ、案内人トシテ常設委員中野政藏、人足壹名ヲ登山セシメタリ。此ノ日拙者ハ、築橋洪水ノタメ落橋セシニ付キ、修繕ニ付協議ヲ要スルニ付、登山セス。夜二入り壹行ノ旅偶佐野停車場前服部大八方ヲ訪問シタルニ、御料局静岡支庁技師

此日ハ幸イ日曜ナリシヲ以テ昨日ノ打合セトシテ出沼ス。沼津郡役所ニテ江藤・長倉ノ両氏ニ会シ、郡長岡本武輝氏ヲ訪問シ昨日調査ノ結果ヲ報告シ、夫レヨリ吉田出張所長ノ一行ヲ慰勞センタメ、湊橋畔ナル浮影樓工郡長ノ名義ニテ吉田出張所長及技手補壹名ヲ招待シ酒宴ヲ張リ、各々甘ヲ尽シテ午后拾時退散ス。此日吉田所長及技手補ニ充分尽力願意徹底スルコトニ依頼セシニ、各受諾セラレタリ。依テ拙者ハ杉本和平方ニ宿泊シ翌五日帰村ナシタリ。

野呂某、同局沼津支張所長吉田敬一及同所技手補下田徳

〔出〕

次郎ノ三名ト江藤金岡村長及長倉片濱村長隨行セリ。夜中登山ノ準備ヲナシ帰宅セリ。

明治三十年拾月拾日

野呂技師一行ト登山シ、葛山・千福ノ元入会地タリシ

雷神峠ノ附近ヲ字新塚ニ於テ遠望シ、一々岡上ニテ質問アリ。下田技手答弁アリ。夫レヨリ字碑烟後口ニテ昼飯ヲ喫シ、葛山人民惣代ニ会合シ二ヶ村入会地タリシ沿革ヲ説明シ、午后四時頃下山ス。野呂技師一行ハ江藤村長ノ案内ニテ直チニ沼津ニ出頭セリ。此日登山セシハ野呂技師、吉田所長、下田同所技手補、大石巡査及江藤・長倉ノ両村長及拙者・中野政藏・芹沢孝三・市川仲藏、人足トシテ市川喜代作・西嶋元作ノ両名ナリ。此一行ハ御料局最終ノ見分トシテ本局ヨリ派遣セラレ、西部ヨリ巡〔類〕次見分セラレ、此見分ノ復命ニヨリ下戻許可アルベキノ模様ナリシナリ。

明治三十一年拾月拾五日

突然江藤金岡村長ヨリ特使ニテ、引戻一条ニ付キ本日上京候ニ付、出京ノ見込ヲ以テ沼津郡会堂工参会セヨトノ急報ニ付、午前拾壹時出発、沼津会堂ニ至レハ原町外拾ヶ町村組合会開会ノ当日ナリシヲ以テ議員集合セリ。依テ長倉村長ニ面会、引戻一件ヲ質問シタルニ、先般來江藤村長ト屢々上京、局長及宮内次官等ニ面接請願致シ置タル結果、江原氏ヨリ至急上京セヨトノ電報ニ付キ、江藤氏ハ今朝出京セリ。依テ該件ハ今回方針ヲ一変シ払下ノ事ニ指図アルニヨリ、組合會議員惣代トシテ高野義長及拙者両名工出京ヲ乞イ度云々。依テ高野及拙者ハ沼津ヨリ午後四時拾七分ニテ出京ス。長倉氏ハ會議ヲ了シ午後六時三十分ニテ出京ス。日本橋区小舟町静岡<sup>(屋)</sup>三至レハ江藤氏待チ居レリ。依テ一同明拾六日江原氏ヲ訪問スルコトニ決定セリ。

明治三十一年拾月拾六日

午前江藤・長倉・高野及拙者ノ四名ニテ麻布島居坂ナ

ル江原氏ヲ訪問セリ。江原氏授業中ナルヲ以テ暫時休息ス。時偶々政界大変革ノ時期ナルヲ以テ、政黨員及新聞社員等江原氏ヲ訪問セルモノ幾千ナルヲ知ラス。午後一時二至リ漸ク面談ス。江原氏曰ク、先般局長岩村氏ニ面会シタル際、同氏ノ言ニ民有引戻トシテハ他県ニモ其例少ナカラス。依テ他ニ影響スルノ恐レアルニヨリ、前ノ意旨ヲ変更シテ払下ケヲ為スニ決シテハ如何。払下ケニ於テハ明治十六年牧場貸渡ノ際約束モアリテ、既ニ払下ケノ性質ヲ有スルモノニ付キ、払下ケト為スニ於テハ敢テ他県ニ於テ云々スルノ要ナシ。価格モ既ニ拾六年度ニ於テ約束ノアルアリ云々トノ主旨ニ付、願意変更セラレテハ如何ト懇切ナル諭示ニ付キ、拙者共ニ於テハ、本組合中千福・葛山ノ二字ノ如キワ牧場拝借地ニ関係ナキニヨリ払下ケヲ乞フノ手続ナキニヨリ、牧場拝借地ニ含有セシメ払下ケニ相成ルニ於テハ意存ナキモ、若此二字ヲ格別トナスニ於テハ何分贊成ヲ表スル能ハス。其辺如何ト質セシニ、江原氏曰ク、此ノ点ニ付テハ局長ニモ申談

チ置キタルニヨリ精々尽力、同時ニ処分相成ル様尽力スベシトテ、局長ヨリ示サレタル払下ケ許可ニ属スル図面ヲ示サレタリ。依テ一同其図面ニ付キ討議ノ上、猶為念局長工相談ヲ乞フ旨依頼シ、江原氏承諾セラレタルニヨリ江原氏ヲ去リ、午後三時牛込区早稻田ナル高橋琢也氏ヲ訪問ス（此ノ高橋氏ハ前内閣中山林局長ヲ勤務シ今御料局顧問トシテ御料局ニ勢力ヲ有スル人ナリ）。在宅ナリシニヨリ面会ノ上御料局方針及許可ノ模様ヲ質問シタルニ、同氏曰ク、目下ノ景状下戻ハ急速ニ処分六ツヶ敷カルベシ。併シ払下ケト為スニ於テハ拾六年ノ約束モアルニヨリ急速処分相成ルベシ。仮令払下ケト為スニシテモ拾六年度貸下ケ以外ノ境堺外ハ六ツヶ敷ルベシ。且千福・葛山ノ二字ノ分ハ元貸下外ナルニヨリ、同一ニ払下ハ不都合ナルベシ。旧拝借ニ属スル分ト区分シテ払下出願セハ、或ハ詮議相成ルベシトノ意旨ニ付キ、當方ノ意旨ハ仮令拝借外ト雖モ引戻出願地ナルニヨリ、壹通ノ願書ニ付キ処分ヲ希望スルニヨリ、此点ニ付キ尽力ヲ望

ム旨陳述セシニ、同氏曰ク、尽力ハスペシト雖モ一通ニ  
テハ到底六ツヶ敷カルベキニ付キ二通ニ区分セヨトノ諭  
示ニヨリ、一同其意ヲ諒シ帰宿セリ。

明治三十一年拾月十七日

御料地御払下願

早天江原氏ヲ麻布ノ邸ニ訪問シ、昨日高橋氏ニ面会シ  
タル顛末ヲ報シタルニ、江原氏曰ク、然ラハ本日是レヨ  
リ岩村局長ヲ訪問シ猶處分方ノ協議ヲ為スベキニ付、夕  
刻來ラレタシ云々トノコトニ付キ、一同退出、猶午後五  
時二至リ再ヒ江原ヲ訪ヒタルニ、江原氏ニワ岩村局長ヨ  
リ帰宿シタル儘ナリトノ言ニテ、江原氏ヨリ局長ノ様子  
ヲ述テ曰ク、高橋氏ノ意見ノ通り千福・葛山ニ属スル分  
ハ格別ニ願書差出スベシトノコトニ付キ、明日ニモ願書  
差出スベキ旨ニ付、再応熟議ノ上願書提出スベキ旨答、  
一同帰宿セリ。

明治三十一年拾壹月拾八日

前日高橋琢也氏ノ示命ノ如、私下ト願意ヲ変更スルコ  
トニ決定シ、願書ニ着手シ左記ノ通願書ヲ製シ、管理者

タル江藤・長倉ノ命議ニテ前ノ引戻願書ト引替ノコトニ  
ナシ、終日願書作製ニ係リタリ。

駿河国駿東郡愛鷹山御料六千五拾壱町六反四畝五歩ノ内  
一原野地反別凡參千町歩

此地代金四千五百円也

但代金壱円五拾錢  
壱町歩ニ付素地

右御料地原野ノ義ハ、明治拾六年七月農商務省静岡山林  
事務所ニ於テ明治十六年ヨリ同三拾五年迄二十年期牧場  
地トシテ御貸与相成、當時組合ニ於テハ牧畜事業ニ不熟  
練ナルニ付キ當局技師ノ指揮ヲ受ケ、爾來專心一意業務  
ニ從事仕、拾數年一日ノ如ク動物ノ繁殖ヨリ植樹開墾等  
ニ至ル迄逐次拡張仕、目今ニ相成候テハ積年ノ経験ヲモ  
相重ネ候タメ事業成頓仕、完ク維持ノ方法相立候。就テ  
ハ未タ御貸与年限中ニワ有之候得共、前顯ノ事実ニ御座  
候間、予テ拝借当初ニ御定メ被成下置候素地代価ヲ以テ、

前記ノ原野此際御払下御許可ノ恩典ヲ仰ギ組合数万ノ臣

民安堵ヲ得セシメラレ度、付テハ本出願地ハ当初拝借区域ノ全部ニ有之候ニ付、他日其反別ニ異動ヲ生シ候事有之候トモ何等苦情申上間敷候間、此段奉願上候也。

明治三十一年十一月 日

静岡県駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

駿東郡金岡村長 江藤浩藏

同 郡片濱村長 長倉計吉

御料局長男爵 岩村通俊殿

御地御拝下願

駿河国駿東郡愛鷹山御料地ノ内千福・葛山両字地先ニ属スル分

一原野地反別百五拾町歩

此代金參百円也 但壹町歩ニ付金弐円也

右御料地ノ義ハ既ニ民有引戻トシテ出願仕候通、民有土地ノ証拠モ明確仕、且又其以前明治九年改租御施行後ト雖モ古來慣行証蹟ニヨリ民有地トシテ明治拾三年迄完ク

入会進退仕居候。其後何等ノ理由モ御示シ不相成、民有ノ証拠アルニモ不係、俄然官地ニ御編入相成、入会組合人民ハ悲嘆ニ堪エス、直チニ当該官庁ニ向テ屢御処致ノ不当ナルニ付キ民地ニ据置出願仕候。然ルニ明治十六年同御料地原野三千町歩拝借出願ノ當時ハ、右原野ニ於テハ既ニ据置出願中ノ故ヲ以テ遂ニ拝借地原野參千町歩ノ出願ニ加工サルコトニ相成候。其後明治拾九年三至リ官懇口ニ諭示セラレ旁以テ右ノ原野拝借御許可ニ相成、爾來開墾植樹ニ専ラ從事仕居候。然ルニ今般御貸与原野三千町歩ニ於テハ略素地代価ヲ以テ御拝下ニ可相成恩典ヲ仰クニ至ルベキモ、本組合ノ内独リ千福・葛山ノ両大字ニ在リテハ、本願地原野ニ対スル民有ノ証蹟モ存在仕、加フルニ拝借当初ヨリ開墾植樹ノ事業モ大ニ拡張仕候状況ニシテ、今日御拝下ノ恩典ヲ仰ク能ハサルハ、實ニ同一組合ニ在リテ甚夕休戚ヲ異ニ仕候間、前陳ノ事実御洞察被成下、破格ノ御詮議ヲ仰キ、右様ノ原野地記載ノ代金ヲ以テ御拝下被成下度、此段奉願上候也。

明治三十一年十一月 日

駿河国駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

同 郡金岡村長 江藤浩藏

同 郡片濱村長 ャ倉計吉

御料局長男爵 岩村通俊殿

明治參拾壹年拾壹月十九日

右願書ハ組合会ノ承諾ヲ要スルニヨリ一ト先ツ帰村ト  
決シ、同会ノ決議ニヨリ進達スルコトニ相定メタリ。依  
テ尚旧引戻願書及証拠類共下付方儀、左記ノ通申請スル  
コトニ極メタリ。

民有引戻願書御下願

午前拾時高野義長・江藤浩藏・長倉計吉及拙者四名旅  
装ヲ整工出発シ、新橋停車(場)ニ向テ腕車ヲ駛ス。途中  
日本橋通壱丁目松葉方ニテ岡本駿東郡長ニ面会シ、夫レ  
ヨリ新橋ニ至リ全ク帰村ス。午後六時佐野停車場ニ着シ、  
各々別ヲ告ケ帰宅ス。

明治三拾壹年十二月拾五日

一今般局長殿ノ御指示ニヨリ別紙出願之通愛鷹山御料地  
御払下御許可相成候上ハ、御指令書御下附ト同時二本  
地ニ対スル民有引戻願書、古書類共悉皆御下戻被成下  
度、此段奉願上候也。

明治三十一年十一月 日

駿河国駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

同 郡金岡村長 江藤浩藏

同 郡片濱村長 ャ倉計吉

御料局長男爵 岩村通俊殿

江藤金岡村長、ヤ倉片濱村長兩人東京日本橋小船町静  
岡屋ニテ、土地台帳及絵図面持參直チニ上京スペシトノ  
打電、午後八時到着セシニヨリ、直チニ中野政藏・西嶋  
寅藏ノ兩人ニ命シ、夜中村長湯山庄作宅工出頭セシメ土  
地台帳ノ借受ヲ請求セシメタリ。然ルニ湯山村長ハ公簿

二付キ貸与出来セサルニヨリ、持参ノ上明日上京スベシ

トノ答エナル旨ニテ、西嶋・中野兩人帰宅セラレタリ。

依テ明拾六日壱番列車ニテ上京ト定メ一同退散セリ。尤

モ江藤・長倉工ハ明日上京スル旨、返電ヲ發シタリ。

明治三十一年拾二月拾六日

午前七時上京ノ用意ヲナシ佐野停車場ニ至レハ、湯山

村長待チ居タルニヨリ、同車シテ正午新橋ニ着ス。夫レ

ヨリ途中昼飯ヲ喫シ、小船町ナル静岡屋ニ至レハ江藤・

長倉ノ兩人在宿ナリ。依テ台帳及図面ノ必要ヲ糺シタル

ニ同人等曰ク、昨日御料局工出頭セシニ、江崎技師ノ意

見ニ千福・葛山地籍三属スル分反別ヲ列記シ絵図面ヲ添

付スベシトノ命令ニ付、台帳ト絵図面ノ必要アレバナリ

トノコト。右二付、湯山村長ヨリ台帳ニテ各地目ト反別

ヲ取調謄写シタリ。依テ願書ヲ調製シ明日御料局出頭ス

ルコトニ定メ、願書ニ着手シタリ。

明治三十一年十二月拾七日

湯山村長ハ要件済ミナルヲ以テ午前拾時ニテ出発、帰

途ニ付ク。午後壹時ニ至リ江藤・長倉及余ト三名ニテ赤

坂離宮内ナル御料局ニ出頭ス。正門ニ至リ名刺ヲ通シ江

崎技師ニ面会ヲ求ム。暫クシテ給仕ノ案内ニテ樓上応接

所ニ至リ江崎技師ニ面接ス。依テ調製ノ図面ト願書ヲ江

崎氏ニ示セシマテ、江崎氏曰ク、葛山地先キノ分ハ払下許

可ナルベキモ、千福地先キワ少ク詮議六ヶ敷カルベシ。

既ニ御料局ニ於テ許可スベキ分ハ確定致シ居レリトテ、

愛鷹山全図ヲ持來リ許可スベキ分ト世伝御料地ト色分図

ヲ示セラル。其図ニヨルトキワ千福地先キノ分ハ世伝御

料地ニ編入セラレ居レリ。依テ種々同一地籍ニシテ世伝

御料ニ非サル旨ヲ陳述ス。然ルニ江崎技師ハ尚千福・葛

山ノ筆分反別調ヲ持參シ、葛山ノ分合計弐百七拾武町余、

千福地籍ノ分百拾八町余ノ処、葛山分ハ此際払下ノ方針

ナルモ、千福地籍ノ分ハ何分詮議致シ難キニ付キ再考ヲ

求ムトノ意見ニ付キ、然ラバ局長工篤ト理由ノアル処ヲ

陳述相談セラレタシト弁明ス。江崎氏曰ク、本日ハ局

〔長〕病氣出局ナキニヨリ来ル廿日出頭セラレタシ。篤ト

相談シ置クベシトノコトニ付、愛鷹全図ヲ借受ケ急写ノ上、一ト先ツ旅宿工立戻リタリ。其図面ニヨルトキワ、全ク千福地先キノ分ハ世伝御料地トシテ青色トナシ、葛山地先キノ分ハ許可ノ分トシテ茶褐色ヲ付シ、從前牧場拝借ノ分モ同様許可ノ着色ヲ為シアリタリ。依テ旅宿ニテ製図ヲナシタリ。

明治三十一年十二月十八日

本日八月曜日テ局長出頭ナキ旨ニ付キ、一同宿元ニテ図面ノ調製ヲナシタリ。當時偶帝国議会ニテ地価修正地租増徵問題ノ討議中ナリシヲ以テ、地価修正駿東郡地主惣代トシテ湯山壽介上京同宿セリ。田方郡惣代トシテ田中鳥雄・小永井治郎平ノ武氏モ同様上京セリトテ、訪問セラレタリ。午後二至リ富士郡代議士伊達文三、田方郡代議士大村和吉郎モ來訪セラレ、數人ノ同席ニテ終日討論ニテ終レリ。夜二入り再度田中・小永井兩人來訪セラル。

明治三十一年十二月十九日

午前拾時湯山壽介氏ハ要件落着ノ故ヲ以、帰途ニ付ク。江藤及余ハ願書及図面ノ調製ニ着手セリ。長倉氏ハ地価修正ノ要件ニテ自由党本部へ出頭セリ。午後二至リ岡本駿東郡長來訪セラレ払下ノ件質問アリ。依テ岡本郡長ヨリモ尚千福地先キノ件ニ付キ江崎技師及高橋御料局顧問官ニモ請求吳候筈ニテ、午後二時頃退席セラレタリ。

明治三十一年十二月廿日

午前八時江藤・長倉及余ト三名ニテ赤坂離宮ナル御料局ニ出頭ス。門前ニ至レハ江崎技師ニ会遇ス。依テ正門ニテ暫ク待チ居タルニ給仕來リテ案内ス。依テ三名樓上ノ応接室ニ至ル。暫クシテ江崎技師來リテ曰ク、先日來申置キノ千福地先キノ件、局長ニモ相談遂ケタルモ、前日來陳述ノ通り世伝御料ニ付キ何分詮議及ビ難シ。若シ強テトノ嘶ナレバ、全体ノ指令ヲ延期シ帝室經済会ヲ開キ其上ニテ可否決定処分スルニ付キ、夫レマテ猶予スベシトノコトニ付キ、夫レニテハ大ニ差支候ニ付キ、止ム得ス千福地先キノ分ハ今日地租モ上納シ且土地台帳モ民

有トナリ居ル場所ニ付、此際同時ニ許可ナラサルニ於テハ甚タ其理由ヲ解セズトテ、明治十三年民有地ノ指令ヲ示シタルニ、江崎技師モ大ニ驚キ同氏曰ク、江原素六先生ヨリ先般來右様ノ意見モアリタルニヨリ、静岡支庁及沼津税務署等取調タルニ、御料地ニシテ人民ニテ納租致シ居ル場所更ニナキ旨回答アリタルニヨリ、如此理由ナシトテ縷々弁解セラレタルニヨリ、古書類及指令ノ全部ヲ示シタリシ。同技師モ尚驚嘆シ是非當分指令及古書類借受ケタシト申述アリ。依テ一兩日位ナレバ貸与スペシトテ請書ヲ徵シ貸与シタルニ、稍々暫クシテ局長トモ尚相談シタルニ、局長ニ於テ面談ナシタキニヨリ暫ク待チ吳レトノコトヲ述ラレタリ。暫時ニシテ局長室ニ案内セラル。三名共江崎技師ノ案内ニテ出頭ス。岩村局長曰ク、江崎技師ヨリ逐一承知セシカ、御料地ノ内世伝御料ノ分即チ千福地先キノ分共此際許可ナシ吳レトノ意ナルカ如キモ、世伝御料ニ付ハ岩村一己ノ取計ニ往カヌ。皇室典範ノアルアリ。勢イ経済会ノ結果ニ非サレバ処分ナシ

難シ。依テ江原氏工モ其旨述べ置キタルニヨリ、此際ハ先以テ千福地先キヲ除キ出願スベシ。然ラサルニ於テハ全部經濟会決了<sub>(結)</sub>マテ延期スルヨリ外ナシ云々ト懇諭セラレ、且國面ヲ指<sub>(摘)</sub>シ説明アリタルニヨリ、種々事情ヲ陳弁ナシタルモ其功ナキニヨリ、何レ熟考ノ上江崎技師工返答スペキ旨ヲ述べ、三名共局長室ヲ去リタリ。而テ三名応接室ニ於テ數十時間協議ヲ為シタルニ、千福地先キヲ此際払下ントスルニワ押借地三千町歩及葛山地先キノ分延期トナリ、三千町歩及葛山地籍分<sub>(ママ)</sub>払下ケニスレバ千福地先キ分残地トナリ、三名<sub>(進退)</sub>身体茲ニ谷マリシモ、江藤長倉両氏ハ強テ千福地先キヲ他日ニ譲リ、此際三千町歩ト葛山地籍ヲ<sub>(踏)</sub>払下クルニ如カズト論弁セリ。余ハ独リ其不可ナル理由ヲ弁セシモ、如此極論スルニ於テハ勢イ組合ヲ解イテ千福・葛山ノミ単独ニナラサルヲ得サルニヨリ、実ニ數年ノ熱望タル民有請願ノ死活問題ニシテ、余モ此問題ニワ脳裡ヲ痛メタリ。然ルニ局長モ最早退局ノ時間ニ迫リタルニヨリ、意ヲ決シテ百年ノ長計ヲ立テン

トシテ江藤・長倉ノ説ヲ賛成シ、千福地先キヲ除キ願書

ヲ提出スルコトニ確定セリ。依テ江崎技師ニ其意ヲ通シ

タルニ、江崎氏モ大ニ同情ヲ表サレタリ。直ニ局長工其

旨ヲ江崎氏ヨリ伝言セシニ、局長モ亦同情ヲ表サレタリ。

依テ葛山地先キニ係ル分払下代価ニ付キ、壹町歩貳円ニ

テ払下許可ナルベキ旨ニ付キ、三千町歩同様壹町歩ニ付

壹円五十錢ニテ許可セラレタキ旨、強テ請求シタルニ、

江崎技師及局長相談之結果、壹円八十錢マテニテ払下ケ

ベキ旨命令アリタルモ、猶其意ニ服セズ強請セシニ、局

長曰ク、葛山地先字箕洞日蔭ノ分ハ數万ノ立木モアルア

リ。壹円八十錢ニテハ廉価ニ付キ、是非ニ彼是強請セズ

承諾吳レト懇諭アルニ付キ、止ムヲ得ス余モ承諾ナシタ

リ。然ルニ局長ニワ大ニ円満ニ相談纏リタルヲ悦ヒ、満

足ナル旨ヲ伝エラレタリ。依テ明日書面提出スルコトニ

相定メ、江崎氏ノ指揮ヲ受ケ草稿ヲ作リ、午後五時頃マニヤリ

御料局ヲ退出シ旅宿ニ戻リタリ。如此相談相決シタルヲ

以テ、先キニ江崎氏ニ貸与セル千福地先キニ係ル旧指令

及古書類ハ、江崎氏ヨリ悉皆返付セラレタリ。

明治三十一年十二月廿一日

午前ヨリ願書調製ニ着手シ午後四時漸ク整頓シタルヲ

以テ、三名携帯御料局ニ至リタルニ、最早退局時間後ナ

ルニモ不拘江崎技師在局ニ付キ、左ノ願書ヲ提出シ至急

指令アリタキ旨陳述シタルニ、江崎氏モ精々尽力、来ル

三十二年壹月早々許可指令スペキ旨答エラレ請取ラレタ

ルヲ以テ、三名夜ニ入り旅宿ニ立戻リタリ。願書写左二

御料地御払下願

駿河国駿東郡愛鷹山御料地凡反別六千貳百五拾町歩ノ内  
一原野反別凡參千町歩

此地代金四千五百円也

但壹町歩ニ付素地代価金壹円五拾錢

右御料地原野之義ハ、明治十六年七月農商務省靜岡山林  
事務所ニ於テ明治十六年ヨリ同三十五年迄貳拾ヶ年季牧  
場地トシテ御貸与相成候箇所ニ有之候処、當時組合ニ於

テハ牧畜事業ニ不熟練ナルヨリ當局技師ノ指揮ヲ受ケ、

千福・葛山地籍ニ属スル分写

爾來專心一意業務ニ從事仕、拾數年一日ノ如ク動物ノ繁

御料地御払下願

殖ヨリ植樹開墾等ニ至ルマテ逐次拡張仕、目今ニ相成候

駿河国駿東郡愛鷹山御料地六千武百五拾町歩ノ内

テハ積年ノ経験ヲモ相重不候為、事業成頓仕完ク維持ノ

一反別式百七拾武町壹反武畝歩

法方相立候。就テハ未タ御貸与年限中ニワ有之候得共、

内訳

前頭ノ事實ニ御座候間、予テ拝借当初ニ御定メ被成下置

小字八合反別 拾八町七畝六步

候素地代価ヲ以テ、前記ノ原野此際御払下御許可ノ恩典

小字八合反別 壱町四反四畝廿五步

ヲ仰キ組合数万ノ臣民安堵ヲ得セシメラレ度、就テハ本

小字須釜入反別 参拾四町三反六畝五步

出願地ハ当初拝借区域ノ全部ニ有之候ニ付、他日其反別

小字高山反別 壱反六畝拾六步

ニ異動ヲ生シ候事有之候トモ何等苦情申上間敷候間、此

小字中尾反別 六拾六町弐反五畝廿三歩

段奉願上候也。

明治三十一年十二月十日

静岡県駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

駿東郡金岡村長 江藤浩藏印

小字中ソリ反別

拾町壹反武歩

小字南山反別

四拾参町壹反廿八步

小字スカネ沢反別

拾五町四反四畝六步

此地代金四百八拾九円八拾壹錢六厘

同 郡片濱村長 ャ倉計吉印

御料局長男爵 岩村通俊殿

但壹町歩ニ付一円八十錢

右御料地之義ハ既ニ民有引戻トシテ出願仕候通、古来之慣行証蹟ニヨリ民有地トシテ入会進退仕居候モノニ候処、明治八年中俄然官地ニ御編入相成候タメ入会組合人民ハ悲嘆ニ堪エス、直チニ当該官庁工民地据置キノ義出願シタル次第ニ有之。現ニ明治十六年中愛鷹山御料地之内參

千町歩ノ拝借ヲ出願シタル當時ニ於テモ、該原野地ハ民

有ニ据置キノ出願中ナリシニヨリ、其拝借区域内ヘ加工サリシ義ニ有之候。其後民有据置キノ出願ハ不許可ニ相成候ニ付、不得止該原野之内幾分部ノ拝借ヲ出願シ御許可相成、爾來専心一意開墾等ニ從事仕居候。然ルニ今般參千町歩ノ拝借区域内ハ素地相当代価ヲ以テ御払下相成恩典ヲ仰クニ至ルベキモ、本組合ノ内独り千福・葛山ノ

兩大字ニ在リテハ、該原野地ニ対スル民有ノ証蹟モ存在

シ居リ且ツ拝借以来開墾等ノ事業モ大ニ拡張仕候狀況ナルニモ不拘、今日御払下ノ恩典ニ浴スル能ハサルコトニ相成、実ニ同一組合ニ在リテ甚タ遺憾且ツ困難ノ実情有之ノミナラス、該原野地ハ參千町歩之区域内ト同一ノ性

質ヲ有スルモノニ候間、何卒事情御洞察ノ上破格之御詮議ヲ以テ、該原野地ヲ前頭ノ代金ニテ御払下被成下度、尤モ本出願地ハ前記各小字ノ全区域ニ有之候ニ付、他日其反別ニ異動ヲ生シ候事有之候トモ何等苦情申上間敷候。仍テ図面相添エ此段奉願上候也。

明治三十一年十二月十日

静岡県駿東郡沼津町外拾ヶ町村〔組合〕管理者

駿東郡金岡村長 江藤浩藏印

同 片濱村長 々倉計吉印

御料局長男爵 岩村通俊殿

(図面壳葉添付ス)

(右願書二添付差出シタル書面写)

今般別紙ノ通、愛鷹山御料地ノ内曾テ牧場トシテ御貸下相成候箇所及千福・葛山地先キニ係ル御料地共御払下ノ義出願候ニ付テハ、右御許可相成候上ハ御指令書御下付ト同時ニ、本地ニ対スル民有引戻願書古書類共御下付被

成下度、然ル上ハ将来愛鷹山御料地ニ閑シ貴省又ハ他ノ

官庁ニ向テ民有引戻等ノ請願要求等仕間敷ハ勿論、右ニ

関係ノ書類ハ其現存セルモノト将来新ニ発見スルモノト  
ヲ問ハス、總テ無効ト御観認相成当然ノ義ト相心得可申  
候。依テ此段奉願仕候也。

明治三十一年十二月拾日

静岡県駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

駿東郡金岡村長 江藤浩藏印

同 片濱村長 々 倉計 吉印

御料局長男爵 岩村通俊殿

右写之通願書三通江崎技師工相渡タルニヨリ、唯指令  
ヲ待ツノミナリシニヨリ、一ト〔先〕帰省ト相決シタリ。

(指令書写)

明治三十一年十二月廿二日

午前拾時旅装ヲ整ヒ江藤・長倉・余ノ三名ニテ静岡屋

ヲ発足シ、日本橋通堺丁目松葉屋ヘ岡本郡長ヲ訪問シ、

夫レヨリ新橋ニ至リ乗車、帰途ニ付ケリ。午後三時佐野

停車場ニ着ス。一同別ヲ告ケ全夕帰宅ス。

明治三十二年三月廿日

愛鷹山払下願許可指令相成タルニ付、其為協議ヲ要ス

ル件有之ニ付、午前拾時駿東郡役所工出頭スベキ旨、江  
藤管理村長ヨリ昨拾九日夕刻通知ニ付キ、正午拾二時列  
車ニテ沼津工出頭ス。直チニ郡役所ニ出頭、江藤村長ニ

面会ス。此日会スルモノ関係組合内各村長及組合會議員  
トシテ高野義長、有志者トシテ永井嘉六郎外數名ナリ。

江藤村長ハ一同ニ向テ、數年ノ願意貫徹シ別紙ノ如ク許  
可指令ナリタル旨ヲ報導(道)シ、得々然トシテ別記ノ指令書  
ヲ示サレタリ。

静岡県駿東郡沼津町外拾ヶ町村

組合管理者

駿東郡金岡村長 江藤浩藏

同 片濱村長 々 倉計 吉

明治三十一年十二月拾日付私下出願

一反別參千町步

駿河國駿東郡地籍未定字愛鷹山御料林反別參千武百七拾

此代金四千五百円也

式町壱反壹畝歩ノ内

同上

一反別參千町步

一反別武百七拾式町壱反壹畝歩

此代金四千五百円也

同上

此代金四百八拾九円七拾九錢八厘

一反別式百七拾式町壱反壹畝歩

右私下願ニ対シ本日許可御指令書御下付相成受領仕候ニ付テハ、本件ニ關シ左記条項確守可仕候。

此代金四百八拾九円七拾九錢八厘

右許可候条、代金納入方、境界ノ劃定、実地ノ授受等ニ付テハ當局静岡支庁ノ指揮ニ従フベシ。

明治三十二年三月十四日

御料局長男爵 岩村通俊

官印

第三条 払受地ノ内式百七拾町壱反壹畝歩境界ハ更ニ境界御踏査御指定ニ従ヒ御引渡シヲ受可申候。

第四条 払受地ノ面積ハ御料地台帳面ニヨリ御払下ヲ受

ケタル義ニ付キ、後日実測等ノ為万一不足ヲ生スル

コトアルモ、補足又ハ代価割戻等ノ義ハ一切申出間

壹反壹畝歩ノ内

請書

(右指令ニ対シ請書ノ写)

敷候。

駿河國駿東郡地籍未定字愛鷹山御料林參千武百七拾式町

第五条 第式条寒地御引渡三付キ御踏査ノ節ハ御指定ノ

日時ニ立合可申候。

右御受仕候也。

明治三十二年三月十八日

管理村長 姓名 印

御料局静岡支厅長御料局理事 秋山謙藏殿

是レヨリ第参考代脳録ニ記載ス。

(裏表紙)

横山健吾

執筆



愛鷹山  
民有請願

代 腦 錄  
第 參 号



(表紙)

第参考号

葛山碑畠後ニ至リ、黄昏ニ至リ会合シ、各々別ヲ告ケ帰  
村ス。

登山人名千福惣代

横山 健吾

中野 政藏

横山源次郎

西嶋寅藏

鈴木嘉吉

池ノ谷峰三郎代リ

西嶋佐平太

人足

夜山波太郎

鈴木由藏

葛山惣代

芹沢 孝三

同 政五郎

岩佐 茂市

半田 半三郎

第参考号愛鷹山代脳錄

愛鷹山  
民有請願 代脳錄

明治三拾二年  
三月ヨリ起稿

(縦三六ミリ×横一六四ミリ)

明治三拾二年壹月四日

愛鷹山拏下地之内葛山地籍字箕洞日陰及下和田境雷神

峠等境界下調トシテ、千福・葛山両字惣代等左記ノ人名  
登山シ、午後五時八合境界ヲ經テ葛山本洞二下リ帰村ス。  
拙者外四五名下和田境ヲ見分シ、外數名ハ雷神峠ヲ下リ

塩崎佐十郎

市川伸藏

中村宇三郎

同 竹次郎

勝又勘一

人足 式人

明治三十二年三月廿日

愛鷹山松下出願許可指令相成タル旨ヲ以テ集会ノ旨、管理者江藤浩藏ヨリ通知ニ付、沼津郡役所ニ出頭ス。出席員左二

管理者金岡村長 江藤浩藏

同 片濱村長 々倉計吉

組合村長 鷹根 川口與五郎

同 浮嶋 森 藤七郎

同 大岡 大嶽久三郎

同 小泉 小出定富  
同 大庭慎平

同 富岡

代役 中川庄平

組合会議員

永井嘉六郎

同 高野義長

横山健吾

江藤村長曰ク、本月拾七日職印持參出頭スベキ旨、御料局静岡支庁ヨリ達相成リタルニヨリ出頭セシ処、多年苦心セシ松下願、別紙ノ通許可指令相成リタルニヨリ下ケ渡ス旨、支庁長ヨリ伝送セラレタリ。依テ本日諸士ニ披露シ併テ今後ノ方針ニ付キ意見ヲ問フ云々トテ、得意二指令及請書写等ヲ示サレタリ。許可指令ハ明治三十二年三月拾七日付ニテ御料局長岩村通俊ノ名義ナリ（指令（鉛筆二四）写及請書写ハ別ニ臘写セシニヨリ略ス）。如斯民地ニ帰セシ上ハ沼津町外拾ヶ町村組合ノ事業トシテ今後開墾植林等ヲナスベキニ付、從前ノ原町外拾ヶ町村組合ハ解散シ、牧畜事業モ併テ沼津町外拾ヶ町村組合工引繼ガサルヲ得サル場合ニ相成、且今後如何様ノ方針ニヨリ事業ノ画策ヲナスベキヤ、委員ヲ撰定シ調査セシメントノ議起

り、一同賛成ノ上其レニ決定シ、委員ヲ選挙セシニ左ノ  
諸士當撰セリ。

事業画策調査委員當選者

半田半三郎 芹沢政五郎

合計 挽名

高野義長 森藤七郎 川口與五郎 横山健吾

右四名ト管理者式名協議ノ上調査スルコトニ確定ス。

終テ祝宴會ヲ浮影樓ニ開ク。会スルモノ出席員一同ト外  
二江原代議士、岡本郡長、外數名ナリ。午後七時一同解  
散ス。

明治三十二年三月廿四日

午前拾時、愛鷹山払下許可ノ件ニ付、千福・葛山両字  
人民惣代ノ集会ヲ自宅ニ開ク。会スルモノ左ニ

千福惣代

中野 政藏 横山源次郎

西嶋 寅藏 鈴木 嘉吉

池ノ谷峰三郎 西嶋 利平

葛山惣代

芹沢 孝三 岩佐 茂市

依テ千福・葛山両字ニ於テハ、從來民有引戻組合外ナ  
リシモ明治廿四年來提携出願致來リタルニヨリ、此際ニ  
於テ分離ヲナシ旧来ノ如ク二字ノ進退トナスカ、將夕將  
來トモ沼津町外拾ヶ町村ノ組合トナリ共ニ将来ノ計画ヲ  
ナスカニ付キ、集会人ノ意見ヲ問イタルニ、芹沢孝三氏  
ノ意見ニテ、永遠沼津町外拾ヶ町村ノ組合トナリ画策ヲ  
ナスニ若カサルベシトノ發議ニヨリ、一同賛成アリタル  
ニヨリ、今後モ組合事業トシテ万事計画ナスコトニ定メ、  
午後三時一同解散セリ。

明治三拾二年三月廿五日

沼津町外拾ヶ町村組合明治三十二年度経費予算編製并  
ニ愛鷹山開拓地域及植林地域ノ確定ノタ〔メ〕、駿東郡  
役所ニ委員会開会ノ處、拙者故障アリ出頭致シ難キニヨ  
リ、代理トシテ中野政藏ヲ出頭セシム。然ルニ午後ナリ  
シニヨリ各々解散後ナルヲ以テ、長倉氏宅マテ中野出頭、

委員会ノ結果ヲ訊問ナシタルニ、本日ハ不參者多數ニテ開会ニ至ラス解散セリトノコトニテ、午後四時半中野政藏帰村セリ。

「卅二年三月廿八日

松下地籍ノ内大平日陰及梅ノ木沢境界下調トシテ、左記ノ者登山セシメタリ。

惣代

中野 政藏

西嶋 寅藏

鈴木 嘉吉

池ノ谷峰三郎

人足

西嶋和十郎

明治三十一年三月廿九日

原町外拾ヶ町村組合会及沼津町外拾ヶ町村組合会ノ旨、管理村長江藤・長倉ヨリ通知ニ付、沼津町郡会堂ニ出頭ス。午後毫時沼津町外拾ヶ町村組合会ヲ開ク。議長江藤

着席、今回愛鷹山松下許可相成リタルニヨリ、其代金及事業拡張ノタメ金六千円ヲ静岡農工銀行ヨリ借受ケ、年々開墾料金ヲ以テ年期償還セントス云々トノ議題ニ付、満場異議ナク同意シテ、金六千円ヲ組合ニ於テ借受ケルコトニ決定ス。依テ直チニ閉会ヲ命ス。

引続キ原町外拾ヶ町村組合会ヲ開ク。議長江藤着席、報シテ曰ク、今回愛鷹山松下許可相成リタルニヨリ、今後ハ開墾・植林・牧畜等ニ至ルモ沼津町外拾ヶ町村ニ於テ經營セサルヲ得ス。然ル時ハ本組合ハ不必要ニ属ス。故ニ本組合ヲ解散シテ、事業ハ總テ沼津町外拾ヶ町村組合工引継カントス云々。依テ各々意見ヲ吐露シ、本組合ヲ解散スルコトニ決定ス。故ニ本組合ニ属スル財産処分ヲ為シ而テ沼津町組合ニ引継クコトニ定メ、財産処分委員ヲ選挙センコトヲ提出ス。満場議長ノ指命ヲ望ム旨ヲ述ブ。議長江藤ハ左ノ四名ヲ選挙シ議場工報ス。満場賛成、當選者承諾ス。

財産処分委員 森 藤七郎

川口與五郎

西山平治郎

横山健吾

各々就任ノ旨ヲ報ス。独り川口氏不參ニ付、追テ

議長ヨリ告知スル旨ニテ散会ス。

明治三十二年三月三十日

此日午後二時半ニ至リ葛山惣代芹沢政五郎・塩崎一翁  
議場ニ出頭、拙者ニ面会ヲ求ム。依テ両氏ニ応接ナシタ  
ルニ、兩人曰ク、今回愛鷹山払下許可相成タルニ付テハ、  
葛山地籍ニ属スル分ノ代金四百八拾有余円ハ葛山ニ於テ  
支出ナシタキニヨリ、其旨管理者工相談ヲ乞フ云々トノ

コトニ付、拙者曰ク、沼津町外拾ヶ町村ニ於テ払下ケタ  
ル土地代金ヲ、独り葛山ニ於テ支出ナスベキ理由ナシ。  
組合モ亦タ支出ヲ受クベキ理ナシ。組合ト葛山・千福両  
字ニ於テ分離ヲ為ス可キ場合ニ於テハ両字ニ於テ支出ス  
ベキモ、今ハ分離セサルコトニ決定シ居ルニヨリ、其請  
求ハ不道理ナラン云々ト諭シタルモ、一応管理者ニ協議  
吳云々ト切ニ縷述アルニヨリ、其意中ヲ推察スルニ、払

管理者村長 江藤浩藏 同 長倉計吉

組合會議員 森藤七郎 同 高野義長

人足 武名

右四名ト拙者及千福・葛山ノ惣代人登山ス。

千福惣代 中野政藏 西嶋虎藏 鈴木嘉吉

池ノ谷峰三郎 橫山源次郎

人足 橫山茂十郎 西嶋和十郎 市川新作

下代金ヲ出金ナシ其緣故理由ヲ以テ、葛山大字ニ於テ組  
合ヨリ分離ヲセントノ深意ナリシ事明瞭ナリシニヨリ、  
管理者工モ其意中ヲ示シ、芹沢・塩崎ノ兩人ヲ説諭ノ上  
差戻シタリ。葛山ノ強欲ニワ驚クノ外ナシ。

明治三十二年三月三十日

午后  
臨時人足 市川喜代作 横山茂太郎 同 彌十郎

葛山惣代 勝又勘一

合拾九名

右之内長倉及高野・森ノ三氏ハ梅ノ木沢ヨリ納米里永井嘉六郎氏宅二宿泊ノタメ出頭ス。江藤及拙者并ニ寅藏・嘉吉・勘一ノ五名ト人足新作壹名ハ定輪寺ナル大石角平方へ出頭シ、踏査員御料局技手二瓶貞次郎登山ノ様子ヲ質問シタルニ、明三十一日天氣次第二瓶技手ハ金岡役場エ出頭、踏査ノ順序打合ノ上、来ル四月二日ヨリ実地順巡回

明治三十一年三月三十日

昨日ヨリ引継キ強雨、夜間大風ノタメ出水、各川共橋梁流レ失セリ。右ノ結果且昨夜ノ評議ニヨリ登山セス。午前九時雨中ヲ冒シテ永井氏ニ別ヲ告ケ、各自出發ス。江藤・長倉ハ沼津二向テ運動ノタメ発足ス。高野氏ハ自宅工戻リ、拙者ハ大石工運動ノタメ江藤氏ヨリ金五拾円ヲ預リ、人足新作ト共ニ帰途ニ附ク。帰路大石角平宅ニ立寄リ、境界ノ件充分注意ヲ望ム旨ヲ述ベタリ。大石氏曰ク、此際充分注意シ組合ノ利益ナルベキ様尽力スベキ

悔ユルモト甲斐ナカラン。実ニ機々一髪ノ時ニ至レリ。危機

依テハ御料局沼津出張所長及技手補及巡邏等ノ注意ヲ乞ハサレバ充分ノ功ヲ奏スル能ハサルニヨリ、斷然各方面ニ向テ運動スペシト満場一致セシニヨリ、運動費トシテ永井氏ヨリ金貳百円ヲ江藤・長倉ニ於テ借り受ケ、明日沼津出張所長吉田敬一、同所技手補山本銀太、同下田徳太郎ノ三名エハ江藤・長倉ノ両氏運動シ、大石巡邏ニワ拙者帰途運動スルコトニ定メ、深更ニ至リ一同寝臥ス。

ニヨリ、當定輪寺字二入会ノ權ヲ与エラレタシ。當字ハ  
戸数八戸ニシテ山野ニ乏シ。此際払下山地ニ入会ヲ得セ  
シメラルレバ、将来是ノ字ノ幸福是レニ過クルナシ。希  
クワ周旋ヲ望ムトノ意見ニ付キ、拙者モ其意ヲ了シ、境  
界案内ニ付テハ大石氏ニ注意ヲ約シ、且明一日ハ二瓶技  
手金岡役場行ニ付キ、閑ヲ以テ境界ノ下見分ヲセラレタ  
シト依頼シタルニ、大石氏ニモ甘諾セラレタリ。依テ別  
ヲ告クルニ当リ、別席即チ大石氏ノ座敷ノ「エンガワ」  
ニ於テ金五拾円ヲ渡シタルニ、大石氏頻リニ辞退セラレ  
タリ。然レトモ強テ受納セラレタシト強テ渡シタルモ、  
猶辞退モセラレタルモ大石氏ノ手ニ相渡シ、決テ賄賂ニ  
非ス壹品ノ代価ナリ、受納セラレヨト述テ、其儘相渡シ、  
雨中全ク帰村セリ。

明治三十二年四月一日

午前八時天氣ナリシニヨリ、昨日ノ約束ヲ以テ大石角  
平氏境界下調トシテ出頭吳タルニヨリ、拙者同道登山ス。  
中野政藏モ人足引連レ雷神峠以下刈払ノタメ登山ス。

クワ周旋ヲ望ムトノ意見ニ付キ、拙者モ其意ヲ了シ、境  
界案内ニ付テハ大石氏ニ注意ヲ約シ、且明一日ハ二瓶技  
手金岡役場行ニ付キ、閑ヲ以テ境界ノ下見分ヲセラレタ  
シト依頼シタルニ、大石氏ニモ甘諾セラレタリ。依テ別  
ヲ告クルニ当リ、別席即チ大石氏ノ座敷ノ「エンガワ」  
ニ於テ金五拾円ヲ渡シタルニ、大石氏頻リニ辞退セラレ  
タリ。然レトモ強テ受納セラレタシト強テ渡シタルモ、  
猶辞退モセラレタルモ大石氏ノ手ニ相渡シ、決テ賄賂ニ  
非ス壹品ノ代価ナリ、受納セラレヨト述テ、其儘相渡シ、  
雨中全ク帰村セリ。

明治三十二年四月一日 天氣

御料局技手一行、江藤・長倉両管理者同道、定輪寺ヨ  
リ止宿杉山彌太郎方ヨリ下和田境ニ登山ス。此日拙者ハ  
横濱居留外国人ハーブル氏字松ヶ久保津田震一郎持地買  
壳之相談トシテ五竜館マテ出頭ニ付、登山セス。登山人

大平日陰及梅ノ木沢ヲ経テ池ノ平ニ登山セシモノ  
大石角平 及 拙者 幷ニ 西嶋寅藏  
人足 横山茂十郎 同亀太郎  
雷神峠ヨリ新塚刈払ノ為登山セシ者  
案内 中野政藏 鈴木嘉吉  
人足 横山彌十郎 西嶋安太郎 秋山千代吉  
追分ケニ至リ、大石氏ハ定輪寺ニ下リ、此時昨日ノ金員  
ハ何分受納出来難キ旨ヲ以テ返戻アリタルニヨリ、其儘  
受取り置キタリ。

大平日陰及梅ノ木沢ヲ経テ池ノ平ニ登山セシモノ  
大石角平 及 拙者 幷ニ 西嶋寅藏  
人足 横山茂十郎 同亀太郎  
雷神峠ヨリ新塚刈払ノ為登山セシ者  
案内 中野政藏 鈴木嘉吉  
人足 横山彌十郎 西嶋安太郎 秋山千代吉  
追分ケニ至リ、大石氏ハ定輪寺ニ下リ、此時昨日ノ金員  
ハ何分受納出来難キ旨ヲ以テ返戻アリタルニヨリ、其儘  
受取り置キタリ。

数左二

登山人員 御料局静岡支庁詰技手

二瓶貞次郎

同 沼津出張所詰技手補 山本銀太  
同 同 所 巡邏 大石角平

愛鷹山組合管理村長

江藤浩藏

宿泊人名 二瓶技手補 山本技手補 大石巡邏

同 同 長倉計吉

江藤村長

長倉村長 森藤七郎

同 組合會議員

森藤七郎

高野義長 芹沢孝三

同 同

高野義長

合計 拾名

人足 弐人

中野政藏

午後六時ヨリ臨時人足トシテ安太郎・友藏ノ兩人ヲ  
使雇ス。

千福人民惣代  
市川喜代作

鈴木嘉吉

右宿泊人ニワ夫々酒肴ヲ用意シ饗應ス。

同 同

西嶋虎藏

明治三拾二年四月三日 雨天

人足

市川喜代作

横山茂十郎

本日雨天ニ付登山セス。芹沢孝三氏ハ雨天ニ付帰宅シ、  
外滯在ス。其人名

葛山人民惣代

芹沢孝三

二瓶技手補 山本技手補 大石巡邏

同 同

勝又勘一

外滯在ス。其人名

同 同

萩田久作

江藤村長 長倉村長 森 高野

人足 壱名

外下僕 弐人 合計 九名

右一行、午後六時二至リ下和田境ヨリ雷神峠ヲ経テ八  
ノ字ニ至リ拙者方ヘ下山ス。依テ一同、拙者方ニテ晩食

右終日接待シ各々宿泊ス。本日接待其他打合ノタメ出  
頭セシ葛山及千福ノ惣代人等左二

ヲ喫シ小宴ヲ開ク。午後拾時各自散会、二瓶氏一行及管  
理者一行拙者方ヘ宿泊ス。

千福惣代 中野政藏 西嶋虎藏 鈴木嘉吉

横山源次郎

葛山惣代 半田半三郎 萩田久作 岩佐茂市

小使人足 横山茂十郎 市川喜代作 西嶋安五郎

明治三十二年四月四日 雨天

本日モ前日来ノ降雨ニ付天氣難定模様ナリシヨリ、前  
日來滯在宿泊セシ二瓶技手一行ハ、午前拾一時定輪寺止  
宿所横山彌太郎方へ、江藤氏一行ハ各々雨ヲ冒シテ一ト  
先ツ帰村セリ。

本日二瓶技手接待ノタメ会スルモノノ左ニ

中野政藏 西嶋虎藏 鈴木嘉吉

小使人足 横山茂十郎 市川喜代作

(欄外) 三十二年四月五日

雨天ニ付一同登山セス。是日滯在人取片付ノタメ、小  
使人トシテ茂十郎・嘉代作ノ兩人ヲ使雇ス。」

明治三十二年四月六日 晴天

本日ハ前日來ノ降雨ニ引替快晴ナリシニヨリ、登山之

明治三十二年四月七日 雨天

用意ヲナシ中野政藏外數名召連、字追分ニ至リ二瓶技手  
ノ一行登山ヲ待受ケタリ。午前九時半ニ至リ二瓶技手及  
江藤一行登山セシニヨリ同道、字太平日陰ヨリ梅ノ木沢  
ヲ経テ池ノ平ニ至リ山居牧場ニ至ル。此日池ノ平ニテ別  
ヲ告ケ帰村セシモノ、横山源次郎・半田半三郎・岩佐茂  
市・勝又勘一、人足三名、外一同ハ午後五時半牧場ニ至  
リ宿泊ス。牧場ニ至レハ牧場理事鈴木亮平、金岡村收入  
役岡田芳郎ノ両氏在場、周旋ノ勞ヲ取ラル。

山居牧場宿泊人 技手二瓶貞次郎 巡邏大石角平

江藤村長 長倉村長

森藤七郎

高野長義

横山健吾

千福惣代 中野政藏

同 西嶋虎藏

同 鈴木嘉吉

同 池ノ谷峰三郎 葛山惣代

芹沢孝三

同 萩田久作 人足 市川喜代作

二瓶下僕 壱人 合計 拾五名宿泊

本日ハ又々雨天ニ付登山セス山居牧場ニ滯在ス。午後二至リ左之数名帰宅シ他ハ悉皆宿泊ス。

〔止〕忍耐セリ。唯牛乳ハ深山ニテ一同喜悅、飲料ニ供セリ。

帰村人員 中野政藏 西嶋虎藏 鈴木嘉吉

池ノ谷峰三郎 萩田久作

右五名ハ午後二時出立ス。

山居宿泊人 二瓶技手 大石巡邏 森藤七郎

高野義長 拙者 芹沢孝三

江藤村長 長倉村長

人足 市川喜代作

二瓶下僕一人

森氏方宿泊人左二

二瓶技手 大石巡邏 江藤村長

長倉村長 高野義長 及拙者

芹沢孝三 人足 市川喜代作

外 弐名

合計九名ニテ投宿ス。

同地滯在中ハ理事鈴木亮平、岡田助役夫々周旋セラレ、人家ヲ離ル、三里以上ノ山中ト雖モ、聊カ不自由ナク滯在セシモ、唯家屋狭隘ナルヲ以テ、夜中六畳間二八人、

四畳間ニ七人位ノ宿泊ニテ、大ニ混雜ヲ極メ、技手ニモ

氣ノ毒ノ様ニ考、且ハ鈴木理事ノ周旋ニモ聊カ氣之毒ニ

感セラレタルモ、如何セン雨天ニ付他出ハ出来ス、不得

余ハ森氏工ハ初メテノ宿泊ニ付、邸中ヲ見分スルニ邸内ハ至テ狭隘ナリ。旧家ニ比シテハ稀ニ見ル所ノ邸内ナ

明治三十二年四月八日 天氣

本日ハ天氣晴朗ナルヲ以テ午前七時山居出發、登山二字廣合ヨリヤシヤ天狗等ヲ經テ字城山ヲ越エ、富士郡界ナル江ノ尾丸ミニ至リ下山シ、石川森藤七郎宅ニ宿泊ス。此日ハ天狗近辺ニテ巡視ヲ止メ翌日江ノ尾丸ミニ見分ノ予定ナリシモ、天氣雨模様トナリタルニヨリ無利<sup>〔理〕</sup>二巡視ヲ終リタリ。

り。居家ハ蚕室兼用半二階ナリ。土蔵ハ二階客室ニシテ、階下ノ一室物置場ニシテ、一室ハ矢張客間タリ。余等一行ハ階ノ上下二室ヲ以テ寝室トナセリ。是亦至テ狭隘ナリ。森氏モ大ニ酒肴ヲ調理シ終夜饗応セリ。二瓶技手モ大ニ熟醉セリ。森氏ノ饗応ハ故アリテナリ。其理由ハ石川上ニ当タル城山ヨリ江ノ尾丸ミニ至ル場所、拝借地境界以外ニ民地ニ接属セシニヨリ、此境界ヲ斟酌変更ヲ請求セラレ居タルニヨリ斯ク饗応セルモノト察セラレタリ。

明治三十二年四月九日

天氣

午前八時一同森藤七郎方出發ス。芹沢孝三氏ハ數日來ノ山中奔走ニテ足痛ヲ覚エ、石川ヨリ直チニ東海道二出テ人力車ニテ帰村トシ、別ヲ告ケラレタリ。途中鳥谷ヲ通行セシニ川口ニ会合シ、同人宅ニ立寄リ暫時休息シ茶菓ノ饗応アリ。早速暇ヲ告ケ一同立去リタリ。長倉氏ハ途中ニテ帰宅セラレ、大石角平氏ハ椎路ナル石井巡邏方ヘ立寄リ、外一同中沢田ナル大中寺ヘ立寄リ、同寺ノ邸園ヲ観覽シ園中ノ一茶亭ニテ休息ス。老僧出テ、茶菓ノ

饗応セラル。暫クシテ別ヲ告ケ、二瓶技手及下僕壱名ハ沼津ヘ出張セラレ、余及高野ハ二瓶・江藤ニ別ヲ告ケテ帰村ス。途中金岡役場ニテ暫<sub>(時)</sub>事休息、門前ニテ大石角平ニ再度会合シ同道帰路ニ付ク。高野氏ニワ小林ニ於テ別ヲ告ケ、大石同道午後三時全ク帰宅ス。此日人足喜代作氏モ同伴帰宅セリ。

三拾二年四月拾壹日 晴天

御料局長岩村通俊男及技師江崎正忠、同局顧問高橋琢也（元農商務省山林局長ナリ）外属官数名、御料地巡視トシテ東海道

ヲ経テ九州地方マテ巡回ノ旨ヲ以テ、豆州天城山ヨリ沼津ニ到着ノ旨、御料局沼津出張所長吉田敬一ヨリ通知二付、組合管理者外関係者一同出迎ノタメ沼津町山本屋方へ集合ス。此日会スルモノ管理者江藤・長倉及沼津町長小出定富、大岡村長大嶽久三郎、組合會議員總代森藤七郎・高野義長及拙者ノ七名ニシテ、一同黒瀬橋々畔ニ歓迎ス。猶同所ニ歓迎スルモノ、沼津御料局員及外御料局技手等六名、合計拾三名。暫時一茶店ニ休息ス。午后三

時半ニ至リ三嶋ヨリ腕車ヲ駛セテ局長以下七名到着ス。

一同敬意ヲ表シ黙礼ス。局長一行モ亦答礼ス。夫レヨリ

馬車二輛ヲ用意シ尾行シテ杉本屋ニ到着ス。一同階上ニ

テ暫時休息ス。稍々アツテ沼津出張所長吉田氏來リ、岩

村局長ニ紹介スル旨ヲ述ブ。依テ吉田氏ノ案内ニテ一同

局長室ニ至リ名刺ヲ通シ面会ス。依テ一同ヨリ愛鷹山払

下許可ノ件、謝意ヲ陳述ス。局長モ亦夕将来ニ向テノ注

意ヲ述ベラレタリ。夫レヨリ猶高橋顧問室ニ至リ、例ノ

如ク名刺ヲ通す謝意ヲ表ス。高橋氏モ亦夕将来事業上ノ

件ニ付キ談話セラレ、夫レヨリ江崎技師ノ許ニ至リ是レ

亦夕謝辞ヲ述べ、一同自室ニ戻レリ。暫時ニシテ岡本郡

長出張セラレタルニヨリ、浮影樓若シクワ保養館ニ於テ

歓迎会相開キ度ニヨリ、出席方局長ニ照会ヲ求ム。然ル

ニ局長ヨリハ旅行中ナルヲ以テ一切謝絶スル旨ノ挨拶ア

リタル由ニ付、不得止一同杉本屋ヲ退キ、郡長始メ集合

ノモノニテ晩餐会ヲ浮影樓ニ開ク。各自十分ノ酣ヲ得テ

午後七時全ク解散ス。二瓶技手モ出迎タルモ浮影樓ニワ

出席セズ。余ハ七時四十分ノ東行列車ニテ帰宅ス。

明治三十二年四月拾一日 小雨

二瓶技手沼津ヨリ帰村ナキニヨリ踏査休業ス。

明治三十二年四月十四日 曇天

午前七時ヨリ二瓶技手、山本技手補ハ千福共に地ト御

料地トノ境界見分トシテ出頭ス。依テ左記ノモノ案内ト

シテ字細野沢ヨリ登山ス。余ハ事故ノタメ同行セス。

技 手 二瓶貞次郎

技 手 補 山 本 銀 太

案 内 人 中 野 政 藏

西 嶋 寅 藏

横 山 源 次 郎

鈴 木 嘉 吉

池 ノ 谷 峰 三 郎

人 足 鈴 木 伊 平

同 浅 次 郎

同 由 藏

右老行登山ノ処、正午ヨリ降雨ニ付キ一同下山、帰村ス。

明治三十二年四月十五日 快晴ス

字細野沢ノ内境ノ沢刈払トシテ左記ノモノ登山シ、技師出頭セス。

案内人 鈴木嘉吉

人足 萩田瀧次郎

萩田梅吉 鈴木由藏 渡辺又次郎 鈴木伊平

鈴木為三郎 鈴木嘉十郎 渡辺惣次郎

秋山房吉 合計 拾壹名

同日市場平ヨリ長ウネ姥子沢等刈払ノタメ登山スルモ

ノ左記ノ通

案内人 案内人

合計 九名

明治三十二年四月廿日 快晴

人足 横山茂十郎

横山彌十郎 同 庄平 西嶋安太郎

横山権次郎 市川喜代作 合計 八名

午后四時頃ヨリ降雨ニ付下山、帰宅ス。

明治三十二年四月拾六日 晴天

本日ハ駿東郡長岡本武輝安倍郡長ニ転任、田方郡長河野鎌次郎駿東郡長ニ転任ニ付、新旧郡長送迎会ヲ沼津千本濱ニ開会セリ。依テ同会出席ノタメ千福共有地及御料地境踏査ニワ拙者出頭セサレトモ、二瓶技手一行登山ニ付、字細ノ沢ノ内境沢刈払トシテ鈴木嘉吉案内トシテ左記ノモノ登山セリ。

案内人 鈴木嘉吉 同断 中野政藏

人足 鈴木伊平 同 嘉十郎

萩田瀧次郎 秋山房吉

鈴木由藏 鈴木浅次郎 同 為三郎

人足 鈴木伊平 同 嘉十郎

萩田瀧次郎 秋山房吉

鈴木由藏

合計 九名

明治三十二年四月廿日 快晴

本日二瓶技手ハ愛鷹山ノ内葛山地籍字八合ノ内一ツ橋

ヨリ実地引渡境界踏査トシテ登山セシニ付、立会トシテ中野政藏引連レ登山ス。午前拾壹時雷神峠ニ至レハ、二瓶技手ハ大石巡邏及人足式人ト字一ツ橋ヨリ踏査測量シ來リ会合ス。然ルニ江藤・長倉ノ両管理者不参ニ付、拙

者二於テ引渡ヲ受ケ、午后三時字鳩旨ニ至リ終業、下山ス。二瓶氏ヨリノ依頼モアリ、帰宅早々横山茂十郎ニ命

シ、午后六時ノ汽車ニテ夜中江藤氏ヘ出張方ヲ照会ス。

茂十郎ハ夜中ナルヲ以テ江藤氏工一泊シ、翌朝江藤氏同

道、午前五時ニテ出頭セリ。此日登山セシモノ左二

御料局技手 二瓶貞次郎

同巡邏 大石角平

外人足 参名

立合人 横山健吾

案内人 中野政藏

人足 市川喜代作

明治三十二年四月廿一日 小雨

午前七時江藤管理者、茂十郎ト同道来着セシモ、雨天

ニ付登山セス、拙者方工滯在宿泊ス。

滞在宿泊人 江藤浩藏

外人足

壹名

明治三十二年四月廿二日 降雨

本日モ雨天ニ付二瓶技手壹行登山セス。依テ江藤氏モ亦拙者方ニ滯在宿泊ス。

滞在宿泊人 江藤浩藏

外人足

壹名

明治三十二年四月廿三日 晴天

午前七時江藤氏ト共ニ登山シ字鳩旨ニ至リタルニ、二

瓶技手及大石巡邏ハ最早登、実測ニ着手セラレ居レリ。

当日登山セシモノ左二

技手 二瓶貞次郎

巡邏 大石角平

外式名 人足

立合 江藤浩藏

同 横山健吾

案内 中野政藏

人足 市川喜代作

江藤從者壹名

合計 九名

午后三時字八ノ字ニ至リ終業シ下山シ、二瓶技手一行  
ハ字桃園ニ帰宅シ、余等江藤氏ト自宅ニ戻リタルニ、長  
倉管理者登山ノタメ出頭セシ趣ニテ、自宅ニ出張滯在シ  
居レリ。此日宿泊セシモノ左ニ

宿泊滯在者 江藤浩藏

同 長倉計吉

案内 中野政藏  
人足 市川喜代作  
横山茂十郎

合 拾名

外特使人足

午后二瓶技手招待ノタメ特使トシテ正午ヨリ登山

西嶋安五郎

明治三十一年四月廿四日

快晴

合 三名

従者 壱名

長倉計吉

合 拾名

午后五時帰着ス。千福大字ニ於テ右一行慰労ノタメ横

山源次郎（常設委員）方ニ於テ招待慰労会ヲ開ク。出席者左

者事故（陸苗代執行ノ為）ノ為登山セズ。二瓶技師一行ト字八

ノ字ニテ会合シ字百駄樅マテ測量、午后三時半下山ス。

慰労会出席者

二瓶技手

本日登山セシモノ左ニ

技手 二瓶貞次郎

巡邏 大石角平

外人足 三名

立合 江藤浩藏

接待人

中野政藏

江藤従者

長倉村長

拙者

横山源次郎

西嶋虎藏

鈴木嘉吉

池ノ谷峰三郎

長倉計吉

拙者

江藤従者

壱名

外人足 茂十郎 喜代作 安太郎

案内

中野政藏

合計 捨参名

横山源次郎

午後拾時一同酣ヲ尽シテ解散シ、二瓶技手・江藤・長

倉及従者拙者方ニ宿泊ス。合計四名ナリ。

明治三十二年四月廿五日 午前七時ヨリ快晴ス

二瓶技手及江藤・長倉・拙者、山裝ヲ調工登山ス。字

外杭木附 鈴木伊平

櫻ノ木峰ニテ大石角平等ト会合シ、百駄櫻ニ至リ着手、

午后五時下山ノ際、二瓶技手ハ大石氏ト共ニ桃園杉山

測量シ字細野沢ノ内境塚ニ至リ午后五時終了、下山ス。

彌太郎ノ止宿所ニ戻レリ。外拙者方ニ宿泊ス。

此日登山セシモノノ左ニ

滯在宿泊人 江藤浩藏

技手 二瓶貞次郎

長倉計吉

巡邏 大石角平

江藤従者

外人足 参名

壱名

立合 江藤浩藏

合三名宿泊ス。

明治三十二年四月廿六日 快晴

技手二瓶氏一行及江藤・長倉登山シ、字境塚ヨリ細野

沢ノ内境ノ沢筋測量セリ。本日登山セシモノ左二

人名左二

技手 二瓶貞次郎

巡邏 大石角平

立合 江藤浩藏

同 長倉計吉

同 横山健吾

案内 案内

横山源次郎

中野政藏

同 池ノ谷峰三郎

人足 市川喜代作

同 横山茂十郎

外 三名

本日ハ拙者ハ御宿湯山詮氏長男榮夫子家内縁談ノ件二付、双方会見ノタメ沼津工出張セシニ付キ登山セス。

明治三十二年四月廿八日 快晴

午后二時二至リ二瓶技手ハ御殿場工石標注文ノタメ出

頭ニ付下山ス。引続キ江藤・長倉及拙者モ下山シ、大石

氏ハ人足ト共ニ刈払ヲナセリ。午后二時五十分佐野発ノ

列車ニテ江藤・長倉一ト先ツ自村エ戻レリ。

明治三拾二年四月廿七日 快晴

二瓶技手一行ハ昨日ニ引続キ境沢測量ノ為登山ス。其

大石角平

西嶋虎藏

鈴木嘉吉

鈴木伊平

同 嘉重

同 同

人足

同 同

案内

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

本技手補出張セラル。役場ヨリハ村長湯山庄作代理トシテ助役中川庄平出張セラレ、案内トシテ中野政藏外式名

登山ス。本地ハ元千福一村共に有地ナリシモ、明治拾三年

十月頃愛鷹山一等官林ニ編入セラレ、御料所轄ニテ明治

拾九年頃ヨリ千福ニ於テ拝借致シ來リタル字市場平外四

ヶ所ノ検分ナリ。然ルニ愛鷹山官林ニ編入セラレタルモ

元民有地ナリシニヨリ、役場土地台帳ハ依然民有地トシ

テ納租致シ居リタルニヨリ、市場平ヲ除クノ外總テ役場

圖面ニヨリ民有地ト区域ヲ定メ、全ク字平山中場及市場

平ヲ御料地トナスコトニ確定セシメタリ。本日登山ノ人

員左二

技手

二瓶貞次郎

技手補

山本銀太

村長代リ助役

中川庄平

案内人

中野政藏

同

鈴木嘉吉

同

西嶋虎藏

人足

参名

外 民地持主 鈴木林平

午后五時一同退散セリ。  
明治三十二年四月廿九日 快晴

字境沢及細野沢ノ内民地及御料内ノ境界実測ニ着手シ、

萩田半七

大庭松五郎

湯山半七郎

同 詮

サノ 杉山藤七

午后三時下調結了、帰村セルニヨリ、中野政藏方ニ於

テ中川助役慰勞ノタメ宴会ヲ開キタリ。

出席者 中川庄平

拙者

中野政藏

鈴木嘉吉

西嶋虎藏

萩田半七

鈴木林平

江藤・長倉事故ノタメ出頭セス。二瓶技手外左記ノモノ  
登山シ午后四時下山ス。

技手 二瓶貞次郎  
大石角平  
巡邏 従者堺人 人足武人  
案内 中野政藏

左ニ

賓客 二瓶技手

接伴 拙者

同 中野政藏

同 鈴木嘉吉

同 西嶋寅藏

来賓トシテ 湯山柳雄

拙者ハ沼津銀行ヘ私用ノタメ杭木付 萩田元次郎  
定輪寺大石方ヨリ杭木付 萩田元次郎  
分沼津ヨリ帰途五竜館工立寄タルニ、二瓶技手慰労会ヲ  
拙者ハ沼津銀行ヘ私用ノタメ登山セス。午後四時三十

開会スルノ準備ニテ、中野政藏二瓶氏ヲ案内出頭セシ際  
ナリシヲ以テ、余モ其席ニ出席ス。此日ハ千福元共有タ  
リシ（現今御料地）字市場平外境界ニ付キ大ニ好都合ヲ  
得、小杉平・ウスンド・姥子沢・小座釜ノ各字民有地ニ  
確定セラレタルニヨリ、将来千福ノ幸福ナルヲ以テ二瓶

技手ヲ慰スルノ旨趣ナリシ。二瓶氏ハ充分実地ヲ知ラサ  
ルニヨリ、土地台帳ト役場備付ノ地図ニヨリタルニヨリ、  
遂ニ市場平・平山中場・佛立ノ三字ヲ御料地ト定メ、他  
ハ悉皆民有地トナスノ境界ヲ定メラレタルニ付キ、茲ニ  
祝宴ヲ兼不慰労会ヲ開キタルノ本主ナリ。出席スルモノ

明治三十二年四月三十日 晴天

二瓶技手病氣ノ由ヲ以テ午前八時五竜〔館〕ヲ出立シ定

輪寺杉山方ヘ戻リタリシニヨリ、実測ハ休業セリ。案内人ハ左記ノモノ登山セシモ半途ニテ休業ス。

案内 中野政藏 西嶋虎藏 人足 渡辺惣次郎

明治三十二年五月一日 快晴

午前二瓶技手実測ノタメ出頭セシニヨリ、案内人同道細野沢ノ内字中ノ峰私有林ノ境界ヲ始メトシ、市場平北ノ私有林境ヲ実測シ、午後四時半市場平入口ニ至リ終業ス。此日登〔山〕セシ者左二

二瓶技手 案内 挙者及西嶋寅藏 鈴木嘉吉

人足 鈴木為次郎 渡辺惣次郎 鈴木力三郎  
萩田滝次郎 鈴木伊平 合計 九名ナリ

同日字長ウ及小座釜刈払ノタメ中野政藏宰領トシテ  
登山シ、午後四時市場平ニ下り同道帰村ス。

宰領 中野政藏 人足 橫山彌十郎 同茂十郎

市川喜代作 萩田梅吉

合計 五名ナリ

明治三十二年五月二日 快晴

午前八時二瓶技手出頭ニ付キ案内人中野政藏外数名登山シ、市場平入口ヨリ着手シ小座釜ヲ経、長ウ不通リ高山ヲ下リ大平ニ至リ字奥ノ下道沢ニ取付キ、終業セリ。

総テ境界ハ前回下見分ノ際ノ通り、市場平及佛立及大平中央ヲ限り御料地ト定メ、他ハ悉皆民有ト相定メ、実測確定セリ。余ハ湯山詮氏長男榮男氏妻縁談ノ件ニ付、原町井口儀三郎方ヘ出張セシニヨリ登山セス。午后五時一同下山シ、二瓶氏ハ直チニ定輪寺旅宿戻レリ。中野氏以下登山セシモノ千福共有地境界確定セルヲ以テ、終了ノ祝宴ヲ開キ度キ旨ニテ掲者宅ニ來リ、常設委員源次郎ノ周旋ニテ小宴ヲ開キ、各自酬ヲ尽シ帰宅セシ由。余ハ午后七時沼津ヨリ戻リタルニ一同解散后ナリシ。本日登山セシモノ左二

二瓶技手一名 案内 中野政藏 鈴木嘉吉

池ノ谷峰三郎 西嶋虎藏

人足 鈴木伊平 橫山彌十郎

市川喜代作 渡辺惣次郎

人足

横山茂十郎

合計九名ナリシ

同

彌十郎

明治三十二年五月三日 雨天休業

同

鍛冶嶋忠三郎

千福大字ニ係ル是マテノ人夫及諸費用取調トシテ、左

合計 九名ナリ

ノ数名自分宅二会合ス。

明治三十二年五月六日 曇天

拙者 及 横山源次郎 中野政藏 西嶋虎藏

鈴木嘉吉 合計 五名ナリ

明治三十二年五月四日 快晴

午前七時二瓶技手ヨリ引渡実測ノ為登山ノ旨ニ付、拙者出頭スベキノ処、湯山誼氏婚姻ノ件ニ付差支アルヲ以テ、代理トシテ西嶋寅藏ヲ案内トシテ出張セシメ、字大平日陰沢ヨリ以下字「ノリデ」鞍マテ実測終了セシ旨ニテ、夕刻西嶋氏下山セリ。当日登山人左ノ通り。

技手 二瓶貞次郎 巡邏 大石角平 従者一名 人足武名 案内 西嶋寅藏

時如此界ナルヲ以テ、出張技手ニ於テ変更ナシ難キトノ說ナリシニヨリ、他日本局ニ向テ更正ヲ請求スペキヲ約シ、其儘ニテ引受ケタリ。本日登山セシモノ左ニ

技手 二瓶貞次郎

技手補 山本銀太

巡邏 大石角平

従者一名 人足武人

数左ノ通り。

立合 横山健吾

人足 萩田元次郎

同 秋山吉藏

正午帰宅セシニ、午后三時長倉村長登山ノ見込ヲ以テ

来訪セラレ一泊ス。

明治三十二年五月七日 雨天

午前拾時、長倉村長天氣定マラサルヲ以テ一時帰村ス。

明治三十二年五月八日 快晴

午前七時人足引連レ登山セシニ、二瓶技手一行ハ字ノ

リデ倉上ヨリ梅ノ木沢日向御料林境界際マテ実測ナシ登

リタルニヨリ、同所ニ於テ会合セシニ、江藤・長倉ノ両

管理者モ登山セシ居レリ。夫レヨリ梅ノ木沢ヲ下リ梅ノ

木沢中央ニ至リ、二瓶及山本ノ両氏ハ公用ニテ沼津マテ

出張ノ趣キヲ以テ午后三時下山ス。江藤・長倉両氏モ一

ト先ツ帰村セシニヨリ、拙者モ帰村セシモ、大石及人足

ハ大石氏ノ指揮ニヨリ梅ノ木沢ノ刈払ヲナセリ。登山人

二瓶技手

山本技手補

大石巡邏

従者一名 人足武名

立合 江藤村長

同 長倉村長

同 拙者

人足 横山茂十郎

同 市川喜代作

同 江藤従者一名

合計 拾式名

明治三十二年五月九日

二瓶技手沼津ヨリ戻ラサルニヨリ休山ス。

明治三十二年五月拾日 快晴

二瓶技手登山ノ由ニ付人足引連登山、梅ノ木沢ニ至ル。

登山シ、字細ノ沢ヨリ市場平附近ニ至ル。其登山人及石  
標附上人夫左ニ

江藤・長倉両氏出頭ナキニヨリ、拙者一名ニテ引渡ヲ受

二瓶貞次郎 技手

タ。梅ノ木沢中央ヨリ字三角峰尻ニ至リ終了ス。是亦下

大石 角平 巡邏

検分ノ際ノ境界ニアラズシテ貸下地境界ナリシヲ以テ、

二瓶技手従者及人足武人

境界甚ダ不判明ノ場所ナリシ。然レトモ拙者一名ニ付、

二瓶技手依頼人足 橫山茂十郎

不得止引渡ヲ受ケタリ。本日登山セシモノ左ニ

市川喜代作

技手 二瓶貞次郎

同 石標付人馬

巡邏 大石 角平

西嶋安太郎

従者 一名 人足一人

同

立合 拙者

同 元作

人足 横山茂十郎

治平

休業

明治三十二年五月拾二日

同年五月拾三日 快晴

二瓶技手依頼

同 市川喜代作

午前定輪寺ヨリ境界石標附込タルニヨリ預り置キ、午

午前二瓶技手ヨリ、今里地籍ノ内字日陰沢ヨリ下和田

後ヨリ鈴木伊平細ノ沢ニ附上ケタリ。

地籍御料地まで境界踏査未定ニ付、該地実測引渡度旨申

明治三十二年五月十一日 快晴

越ニ付、出頭ス。今里坂田太郎平宅ニ於テ二瓶氏一行ト

午前七時二瓶技手千福共右及私有境界石標埋立ノ為メ

会合ス（坂田太郎平氏ハ今里御料地ノ世話係）。夫レヨリ坂田太郎平案内ニテ

今里御料地ニ登山シ、葛山・今里両字地籍境ナル日陰沢

日々登る山の勞もみな民の為にはなにか

石標ヨリ着手ス。本日ハ江藤・長倉ノ両管理者出頭ナキ

いとゞいとほん

ニヨリ拙者二名ニテ引渡シヲ受ク。当日ハ下和田及今里・

右ニテ午后六時過キ帰村セリ。

葛山ノ三字境ナル石標ニ至リ終了シ、葛山ニ下り帰村ス。

明治三十二年五月拾四日 快晴

坂田太郎〔平〕氏ハ山中ニテ相別レ今里ニ下レリ。当日

当日ハ梅ノ木沢ヨリ池ノ平迄寒測引渡ノ筈ナリシモ、

登山セシモノ左ニ

須山往還改良実測ノ為県庁ヨリ技手出張ニ付、役場ニ於

技手 二瓶貞次郎

巡邏 大石角平

案内 坂田太郎平

立合 横山健吾

人足 市川喜代作

外 二瓶従者一名 人足貳名

合計 八名ナリ

当日ハ天氣晴朗炎熱如燃ノ景況ニテ、顔面恰モ水ヲ流  
ノ感アリ。依テ二瓶氏左ノ一首ヲ詠セリ。  
ノ感アリ。依テ二瓶氏左ノ一首ヲ詠セリ。

誰が為に玉なす汗を流すらん誠ある人心して見よ

右二答ふる一首を 自詠

明治三十一年五月十五日 快晴

二瓶技手ハ山梨県南都留郡御料地及民有地ナル郡境踏

査ノタメ出頭セラレタルニ付キ、実測ハ休業セリ。

明治三十二年五月廿日 快晴

同年五月十六日 雨天

午前拾時出發、駿東郡役所ニ至リ江藤・長倉兩氏二境

居附近実測着手ニ付キ出頭スベキ旨通知ニ付、登山ノ旨回答セリ。

界実測引渡ノ件ニ付協議ヲ為シタリ。引渡境界甚々不満足ナリシニ付キ、矯正法ニ付キ終日協議シ、午后七時列車ニテ帰宅セリ。

同年五月拾七日 雨天

午前雨天ナリシモ正午ヨリ晴天ニ付キ、境界変更運動ノタメ静岡支庁工出頭ノ件ニ付、駿東郡役所ニ江藤・長倉ト会合ス。終日協議ノ上七時列車ニテ帰村ス。

本日ハ前駿東郡長タリシ岡本武輝殿台灣土地整理局同調査課長トシテ任用セラレ、赴任ノ途、恰モ同一列車ニテ余ト沼津ニ下車ス。沼津ニテハ郡吏・各村長迎トシテ停車場ニ待チ居タルヲ以テ、直チニ旅舍山本屋ニ休息シ各自面談、午后三時西行列車ニテ静岡ニ発車セラレタリ。

其後運動ノ手続キ協議ヲナシ、江藤・長倉ノ二氏静岡支庁ヘ出頭ノコトニ相定メ帰村セリ。

午后八時ニ至リ江藤村長ヨリ特使アリ。二瓶技手山居登山ノ為出頭セシニ付、中沢田大中寺客席ニ宿泊セシメ置キタルニヨリ、境界変更ノ件ニ付内談ヲ要シ度ニ付キ

夜中特使同道出頭スベキ旨書面アリタルモ、恰モ来ル廿二日ハ本村字松ヶ久保津田震一郎持地山林売買ノ件ニ付、横濱在留外国人ハープル氏代理東京々橋区伊東榮ナル者五竜館マテ出頭ノ約束アルヲ以テ、何分江藤氏ノ書面ニ応シ出頭ナシ難キニ付キ、廿二日夕景カ乃至廿三日朝出頭スベキ旨ノ返信ヲ發シ、特使ハ夜中差戻シタリ。

明治三十二年五月廿二日 快晴

江藤氏方ヘ出頭ノ筈ナリシモ、伊東榮前約ノ通り出頭セシニヨリ松ヶ久保山林売買登記執行ノ為メ、終日五竜

館二出頭セシニヨリ、中沢田大中寺エハ出頭セス。

同年五月廿三日　快晴

午前拾時市川喜代作召連レ登山ノ上、池ノ平ヲ経テ山居牧場ニ至ル。二瓶技手一行モ本日中沢田ヨリ登山セシ旨ニテ、江藤・森ノ両氏及鈴木亮平ノ三氏モ出頭セラレ居タリ。依テ當日ハ実測ニ着手セズトノ由ニ候。

夜ニ入り江藤氏ヨリ内談アリ。其要ニ曰ク、去ル廿日静岡支庁詰技師野呂貞次郎沼津ニ來リタルニヨリ、幸イ長倉同道面会ヲ為シ、境界ノ不明ニシテ将来紛擾ヲ來スベキ点少ナカラス、依テ此際変更ヲナシ将来相互異議ナ

カラシメタシト懇々其必要ヲ説キタリシニ、技師曰ク、境界変更ニ付テハ静岡支庁ノ所分三行カス、本局ノ命ニ非サレハ如何共ナシ難シ。幸イ局長九州地方ヨリ帰路名

古屋附近ニ滯在セラル、コトト推測セラル、ニヨリ、出

張ノ上局長ニ面謁、具ニ其必要ヲ説カレ且哀願書奉呈ノ外手段ナカルベシトノ説ニ付キ、充分協議ヲ要シタシ。

然ルニ長倉氏ハ本家誠一郎ノ老母死亡ノタメ本日マテ出動尤モ其功アリ。江崎技師局長同行ナレトモ、同氏ナソ

頭セス、森氏モ本日出頭セシノミニ付キ、野呂氏ノ説決定致シ兼ネ居タリシニヨリ、今夜熟議セラレタシトノ事

ニテ、哀願書草稿及変更ニ係ル場所ノ図面等調製アリシニヨリ、終夜森氏トモ熟議シテ局長ニ面接ノタメ名古屋ヘ出張ト決セシモ、森氏ハ浮島学校新築上棟式近日挙行ニ付キ出頭ナシ難キニヨリ、拙者ト江藤両名ニテ出張吳候旨依頼ニヨリ、急場止ヲ得サルニヨリ両名出頭ノコトニ相定メタリ。尤モ森氏ハ多用ナリトテ夜中帰宅セラレタリ。本夜宿泊セシモノ左ニ

山居宿泊　二瓶技手

大石巡邏

江藤村長

拙　　者

喜代作

外人足式名

此夜二瓶技手ヨリ、局長出先運動ノ件ニ付テハ裏面運

— 96 —

ハ尤モ其功能ヲ顯スベキ人物ニ付キ其意ヲ了セラレヨト  
テ、其裏面運動ニ付テハ局長千円、江崎五百円、高橋顧  
問官五百円、静岡野呂氏三百円及自分弐百円位ノ価値ア  
リ。依テ其手配ノ上出頭セラルベシ。此件ハ最モ秘密中  
ノ秘密ニ付キ、江藤氏エ相談ノ外他ニ洩レサル様セラレ  
タシ云々トテ、充分意主ヲ示サレタリ。依テ江藤氏ヘ伝  
話シ寢ニ付ケリ。

明治三十二年五月廿四日 快晴

二瓶技手ニワ休業ヲ依頼シ、早天長倉氏工特使差立テ  
金岡役場工直チニ出頭スベキ旨ヲ通セリ。午前拾時、運  
動ノタメ名古屋行ヲ決行スル為、金岡役場工江藤同道下  
山ス。午后一時金岡役場ニ到着ス。数刻ニシテ長倉氏モ  
出頭セリ。然ルニ長倉氏ハ金員運動ハ反対ニシテ、唯書  
面ヲ以テ正面ノ運動ハ可ナレトモ、金員運動ヲナシ企望  
採用ナラサル時ハ空シク運動費ヲ収納セラレ企望ハ果サ  
ストナリ、如何共致方ナキニ至ル故ニ、(鉛)惡マテ正面運動  
ナスノ外ナシトテ應セス。殊ニ大金ノ工風到底見込ナシ。

明治三十二年五月廿五日 快晴

前日ノ約束ニヨリ正午拾二時、佐野停車場ヲ発シ静岡  
ニ向フ。沼津駅ニ至リ江藤・長倉ノ両氏ニ会シ、同車午  
后二時静岡ニ着シ旅舎袋屋ニ投ズ。暫時休息シ、三名同  
道シテ御料局支庁ニ至リ野呂技師ニ面会ヲ求ム。直チニ  
応接所ニ於テ面会ス。支庁ノ方針ヲ打キタルニ、前日江  
藤・長倉面会ノ節ノ如シ。依テ秋山支庁長ニ面会ヲ求メ  
タルモ遠州地方出張不在ノ旨ナルニヨリ、局長ノ滞在所  
尋不タルニ野呂氏ノ曰ク、今廿五日ハ岐阜県垂井宿ニ到  
宿ノ様子、若シ然ラサルニ於テハ養老ナラントノ意見ニ  
ヨリ、兎ニ角確乎タル場所ハ名古屋支庁ニテ聞サレハ判

然セヌトノコトニ付キ、直チニ名古屋工出發ノコトニ相  
定メ退庁セリ。

帰途、前ノ駿東郡長ヲ鍛冶町ノ邸ニ問フ。岡本氏在宿  
ニニテ直チニ客席ニ通シ面接ス。氏ハ駿東郡ヨリ安倍郡  
長ニ転任スルヤ、直チニ台灣地理局ニ再度転任ノ命アリ。  
正ニ出發セントノ用意最中ニテ行李ヲ調工居ラレタリ。  
依テ直チニ今回名古屋行ノ件ヲ協議セシニ、大ニ同情ヲ  
表サレ、局長一行ノ顧問役タル前ノ山林局長高橋氏及技  
師江崎氏工添翰ヲ附セラレタリ。尤モ明廿六日早天迄ニ  
認メ置ケベシト諾サレタルニヨリ、暫時談話ノ上退邸シ  
旅舎袋屋ニ戻リ三名共一泊ス。

明治三十二年五月廿六日 快晴

師江崎氏工添翰ヲ附セラレタリ。尤モ明廿六日早天迄ニ  
認メ置ケベシト諾サレタルニヨリ、暫時談話ノ上退邸シ  
旅舎袋屋ニ戻リ三名共一泊ス。

明治三十二年五月廿七日 快晴

午前六時江藤・長倉両氏ヲシテ岡本前郡長ヲ昨日ノ約  
束履行シ訪問セシメタリ。岡本氏ハ駿東郡長タリシ際、  
愛鷹山引戻及払下ノ件ニ付テハ大ニ尽力セラレ、今回台  
湾二行ニ付キ慰労報酬トシテ金五拾円ヲ呈送セントテ、  
江藤・長倉両氏持參セリ。岡本氏ハ台<sup>マダ</sup>渡用意中旅費欠乏

ナリシヲ以テ大ニ悦ハレタルナリ。岡本氏ハ昨日約束ノ  
通、高橋及江崎工宛タル書翰式通渡サレタルニヨリ、両  
氏持參ノ上帰宿シ旅装ヲ整エ、午前八時三拾分西行列車  
ニ乗リ、名古屋ニ向テ出發ス。午后三時三十分名古屋ニ  
着ス。直チニ腕車三輛ヲ雇イ驅テ榮町ノ旅舍山田屋ニ投  
宿ス。江藤氏ハ始テ愛知ニ到着ナセシヲ以テ、当日ハ御  
料局ヲ訪問セス市中ノ繁榮ヲ視察セリ。午后六時帰宿一  
泊ス。

午前八時、三名山田屋ヨリ愛知県庁ニ至リ泉谷高次郎  
氏ヲ訪問ス（氏ハ江藤氏ノ親戚ニシ）。未夕出県ナキ旨ニ付  
キ退庁、直チニ御料局名古屋支庁ニ至リ、三名々刺ヲ通  
チテ局長一行ノ在所ヲ訪フ。取員出テ、曰ク、昨日岐  
阜県下養老泊ノ様子ナレトモ、当庁ニ於テハ別ニ通知ナ  
キニヨリ判然セス。唯新聞上養老カ或ハ大垣ナラント推  
測セラル。前々ヨリ各所ノ日割アリシモ、雨天其他ノタ  
メ大ニ相違相生シタルニヨリ確答シカタシ。是レヨリ岐

阜ニ至リ当庁出張所ニテ聞キ糺サハ判明スベシトノ言ニ付キ、直チニ岐阜行ト決シ退庁ス。帰途江藤氏ハ泉谷高次郎ヲ県庁ニ問イ、余・長倉両名ハ師団ヲ見物シ、夫レヨリ同城傍ナル東照公ノ私殿ニ参詣シ、拾二時ニ至リ旅舍山田屋ニ戻リタリ。暫時ニシテ江藤氏モ県庁ヨリ戻リタルニヨリ出立ノ要意ヲナシ、午后名古屋発西行列車ニ乗シ岐阜駅ニ向テ進行ス。午后三時半ニ至リ岐阜駅ニ着ス。下車シ直チニ腕車三輪ヲ命ジ、御料局岐阜出張所ニ至リ名刺ヲ通チタルニ、暫クシテ所員一名出テ迎フ。三名来意ヲ述べテ局長ノ処在ヲ問フ。所員曰ク、昨夜養老宿泊ニテ本日正午当地ニ到着、長良川ノ北岸ナル名古屋秋翠楼ノ別邸ニ滞在セラレ居レリトノ事ニ付キ、厚情ヲ謝シ、直チニ今小町旅舍玉井屋ニ投宿ス（此玉井屋ハ岐阜市第壹等ノ旅舍ニシテ、震災後ノ建築ニテ万事周到ナリ。客席及器具・装飾品・湯殿・廁ニ至ルマテ間然スル處ナキ旅舍ニシテ、東海道ニワ余り見サル処ノ旅舍ナリ）。三名案内ニヨリ楼上ノ一室ニ投ジ、名刺三枚ヲ示シテ宿

所ヲ示ス。夫レヨリ境界変更ニ係ル縮図ニ変更ノ場所ヘ朱点等ヲ附シ猶書面ヲ淨書シ、午后五時ニ至リ腕車ヲ命シ、三名共長良川北岸字大河原ナル秋翠樓ノ別邸ニ至ル（今小町ノ玉井屋ヨ）（邸ハ長良川ニ沿ヒ金華山ノ北麓ニシテ、山水明美ナル最モ難得好位置ナリ。其邸家屋構造モ亦夕間然スル所ナシ）。下車シテ三名々刺ヲ通ヂ江崎技師ニ案内ヲ請フ。暫クシテ取付キノモノ案内ニテ技師ノ部屋ニ至レバ、江崎一名ニテ親シク面談セラル。依テ來意ヲ述テ書面ヲ呈ス。江崎氏曰ク、大ニ将来ニ関係スル理由アル説ナレトモ、唯是座上ノ空論ニ過キサルノミ。是ハ此レ実地問題ナレバ唯三名ノ理論ヲ信シテ許否スル訛ケニ行カサルベシ。幸イ局長ニモ別室ニアルヲ以テ熟議スベシトノ意見ニテ、願書ト函面トヲ持參シ局長室ニ至レリ（局長ハ高橋氏ト圓碁最中ノ様子ニ見受ケタリ）。暫時ニシテ江崎氏出テ來リ曰ク、局長トモ熟議セシニ、貴殿等ノ説ノ如クセハ双方将来ニ好都合ナランモ、先キ二説明スル如ク実地問題ニ属スル件ナレバ、至急静岡支

序工命シ調査ヲ遂ケシメ、然ル後チ許否決答スベシトノ  
局長ノ意主ニヨリ、右ニ承知セラレタシ云々。依テ三名  
共、本日中是非共静岡支庁工御命令ヲ請イタシ云々ト述  
ベタルニ、江崎氏曰ク、今夕必ス公文ヲ以テ命令スベシ  
ト承知セラレタルニヨリ、三名共其厚意ヲ謝シ局長及高  
橋二面会セズ退邸セリ。依テ再ヒ腕車ニ乗シ長良川ヲ渡  
リ旅舎ニ戻レリ（長良川ノ橋梁ハ凡百間計ニシテ、其川  
水流実ニ淨水ニテ他ニ比類ナキ明美ナル川ナリシナリ）。

夫レヨリ入浴喫飯ス。暫クシテ玉井旅主來リ告ケテ曰ク、  
今夕局長一行ノ歓迎トシテ当地ニ於テ有名ナル鵜飼ノ挙  
アリ。遊覧セラル、ニワ最毛好時期ナリ。願クワ出頭ア  
レト。三名協議シテ其請求ヲ容レ、直チニ出頭ノ要意ヲ  
命ス。暫時ニシテ要意調フノ旨ヲ告ケラル。三名腕車ニ

乗シテ再ビ長良川ニ至ル。然ルニ旅舎ノ用意周到ニシテ、  
鏡岩丸ト称スル屋根船ハ橋畔ニ裝飾ヲナシ、球燈三四個  
ヲ点シテ余一行ヲ迎フ。直チニ下車、船中ニ移ル。船中  
茶菓其他ノ備付アルモ、惜哉酒肴ノ要意ナキヨリ直チニ

其要意ヲ命シ、船頭ヲ上流ニ向エ上ルコト殆ント廿町余、  
何レモ淺瀬ニシテ船主ハ河中ヲ網ニテ引登レリ。漸ク金  
ヲ張リ鵜飼ヲ見物セラレ居レリ。鵜飼船ハ總數拾二隻ニ  
シテ、左モ盛大ナル鵜飼ナリ。午後拾時、流ヲ下リ長良  
橋畔ニ至リ上陸シ、再ヒ腕車ニ乗シテ玉井屋ニ戻レリ。  
此一夜ノ雇船ハ總計一円五拾錢計ニシテ、至テ廉ヲ極メ  
タリ。此時ノ歌ニ曰ク、

ながらへて長良鵜飼ノ篝火を君と小舟ニ今宵見んとわ  
江藤氏モ一詩アリ。長倉氏モ一首アリタレトモ除ク。

〔擇外〕  
「本日御料局長工差出シタル願書寫

哀願書

今般駿河國駿東郡宇愛鷹山御料地払下御許可相成候ニ付  
テハ、目下静岡支庁ヨリ吏員派遣セシメラレ、兼テ提出  
置候請書之条項ニヨリ、曩年拝借當時ノ区域線ニヨリ界  
線踏査中ニ有之候處、右界線タルヤ熟レモ見通シ線ニ相

成居、其一斑ヲ陳述候得ハハ、或ハ起伏セル二三ノ山降、

若クワ支脈ト其間ニ横臥セル渓沢、若クワ凹窪地ヲ横断スルアリ、或ハ山腹ヲ中断スルアリ、実ニ邈タル異線ノ実況ニ有之。旁以テ将来境界ノ紛擾ヲ招致シ、夥多ナル組合人民等ニ於テハ、畏レ多クモ世伝御料地ト界線ヲ誤認スルカ如キ不幸ノ境遇ニ陥ルナキト、今ヨリ憂慮措ク能ハス候。加之前項ノ如キ境界ニ確定候場合ハ、御料局并ニ吾々組合村ニ於施業ノ区画ハ異様ノ奇觀ヲ呈シ、事業設製上少カラサル不利不便ナルコトハ、一目瞭然ノ次第二御座候。右ニ付キ從来ノ漠タル界線ハ双方地籍ノ取捨ヲ斟酌シ、以テ将来確固不動タル界線ニ拠リ御引渡相成度、別紙略図相添、此段奉懇願候也。

明治卅二年五月廿七日

管理者

委員

姓名

御料局長宛

明治三十一年五月廿八日 快晴ス

午前八時旅舎玉井屋ヲ出發シ、三名ニテ県厅・監獄署・中学・師範学校、其他市況ヲ巡視シ、金華山ニ登レリ。

茲ニ小亭アリ。眺望園ト名ク。園中一ノ時鐘樓アリ。時々岐阜全市ニ時刻ヲ報スル所タリ。眺望園ニワ姫翁ノ式名住シテ渋茶一煎ヲ呈ス。三名小憩シテ四方ヲ望メハ、西ハ大垣・養老、其他美濃過般ヲ眼下ニ遠瞰ス。北ハ長良川一帯ト連亘タル諸山ヲ望ミ、東南ハ名古屋ヨリ伊勢海ヲ遥カニ望メリ。岐阜市ハ其麓ニシテ其高キコト幾百尺ナルヲ知ラス。絶頂ニ至レハ織田信長ノ天主台ヲ建築シタル古跡ニ達ナリ、實ニ眺望絶佳ナリ。此ノ金華山ハ総テ赤黃色ノ岩石山ニシテ、樹木ハ數百年後ノ楠樹鬱蒼タリ。然ルニ天主台ニ至レハ深サ數十尺ノ井戸アリ。信長天主ニ住シテ使用セシトノ口碑アリ。斯ク絶壁ナル岩石山ニ天主ヲ築キ井ヲ穿チ、其拳ヲ一見シテ信長ノ豪勇ナルヲ想像スルニ余リアリ。午前拾壹時ニ至リ下山ス。帰途山麓ノ陶器店大吉園ニ於テ金華山焼ノ茶器數品ヲ購求

シ、旅舎ニ戻レリ。夫レヨリ旅装ヲ調イ午餐ヲ喫シテ全  
ク帰途ニ付ク。停車場ニ至リ乗車、午后六時静岡ニ到着  
シ袋屋ニ宿泊ス。

同年五月廿九日 快晴

午前九時三名ニテ袋屋ヲ出テ、御料局静岡支庁ニ出頭  
シ技師野呂貞次郎氏ニ面会シ、岐阜ニテ岩村局長及江崎  
技師ニ面会ノ顛末ヲ報告セシニ、野呂氏曰ク、昨日局長  
ヨリ同伴ニ付照会書來着セリ。依テ直チニ沼津出張所長  
吉田敬一ニ出岡ヲ命シタルニヨリ、本日午后出頭セラル、  
ナラン。局長ヨリノ照会ハ実地踏査シ何分ノ意見申報ス  
ベシトノコトニ付、吉田及二瓶技手ヲシテ登山調査セシ  
ムルニヨリ、同人等ト協議セラルベントテ、懇篤注意セ  
ラレタルニヨリ三名共厚意ヲ謝シ退席シ、正午拾二時東  
行列車ニテ各々帰宅之途ニ付キ、江藤・長倉両氏ニワ沼  
津ニテ別ヲ告ケ、午后五時全ク帰村ス。

同年五月三十一日 雨天

午前八時江藤金岡村長ヨリ特使來状アリ。其要ニ曰ク、

愛鷹山境界再踏査ノタメ沼津出張所長吉田敬一及二瓶技  
師登山ニ付、山居牧場宿泊ノ見込ヲ以テ直チニ出頭セラ  
レタシ云々。然ルニ早朝ヨリ降雨ナリシニヨリ、快晴登  
山ノ旨返報、登山セス。

明治三十二年六月壱日 快晴

昨夜来ノ降雨止ミタルヲ以テ、午前拾時市川喜代作ヲ  
従者トシテ字池ノ平ヲ経テ山中山居牧場ニ至ル。午後二  
時牧場ニ至レバ、二瓶技手及本局測量技手鬼丸長次郎ノ  
兩人ト大石角平并二人足數名居リシノミ。江藤・長倉ノ  
兩管理者未タ登山セス。午后五時ニ至リ沼津出張所長吉  
田敬一及牧場理事鈴木亮平ノ兩氏登山ス。夫レヨリ午后  
六時ニ至リ、江藤氏馬夫壱名ト共ニ登山ス。長倉管理者  
ハ事故ノタメ登山セス。壱同山居牧場ニ宿泊ス。

明治三十二年六月二日 快晴

午前七時吉田所長、二瓶技手、江藤管理者及拙者、大  
石巡邏ノ五名ト、二瓶氏雇人足武人、江藤従者壱人、市  
川喜代作、合計四名ノ人足ト共ニ、山居牧場ヲ出發シ各

地境界変更ノ場所見分ヲ為ス。第壹着手変更ノ場所、牧

投宿者左二

場上字行者小屋下ノ境界変更ヲ為シ、夫レヨリ青野・根  
古屋ノ両字地先キナル字廣合ヲ經テ天狗ニ至リ、猶黒岩

吉田敬一 二瓶貞次郎 拙者 及 大石角平 幷  
喜代作 外人足武人 合計七名

ノ変更ヲ為シ、字城山ニ至ル。途中長倉村長登山セラレ、  
夫レヨリ一同石川上ヲ見分シ、午后五時森藤七郎方へ到  
着、投宿ス。偶森氏不在ニ付面接セス。森氏ハ組合植樹

地害虫駆除ノタメ鷹根及金岡上ニ登山セシトノコトニテ、  
夜中寝後帰宅セリ。森氏迎ノタメ市川喜代作外堺名、根  
古屋マテ差出シタルモ、行違ノタメ会遇セス。人足毛夜  
二入り帰宅セリ。

同年六月四日 快晴

同年六月三日 午前快晴午后雨天  
午前八時吉田・二瓶・江藤・長倉・森及拙者ト及従者  
數名ト森氏ヲ出發シ、富士郡境ナル字江ノ尾丸見下マテ  
登山セシニ、途中降雨アリ。勢進ム能ハサルニヨリ、船  
津上及江ノ尾上ノ変更場所ヲ遠見確定シ、夫レヨリ下山  
シ再ヒ森氏ニ戻リ一同昼飯ヲ喫シ、雨中森氏ヲ発足シ金  
岡村中沢田大中寺ニ至リ投宿ス。于時午后四時ナリキ。

午前七時長倉・江藤ノ両氏自宅ヨリ大中寺ニ出頭セラ

レタルニヨリ、吉田署長及二瓶技手ト共ニ旅装ヲナシ大

中寺ヲ出發シ、人足宗吉ハ直チニ山居ニ荷物ヲ運送ス。  
二瓶従者青嶋及市川喜代作ノ式人ハ荷物及弁当ヲ持参シ

テ吾等一行ニ隨従ス。一同長久保ヲ經テ一色ニ至リ、夫  
レヨリ登山シテ梅ノ木沢牧場ニ達シ昼飯ヲ喫ス。夫レヨ  
リ梅ノ木沢日向ニ登リ字追分ニ至ラントセシニ、午后一  
時半ニ至リ大雨益ヲ覆スカ如ク降リ来リタルニヨリ、一  
時松樹陰ニテ休憩、協議ヲ尽シ、池ノ平及梅ノ木沢ノ変  
更ハ遠望ニテ相定メ、字追分日陰沢入ノ分ハ岡上ニテ変  
更シ、吉田及二瓶ノ両技手モ快諾セラレタリ。依テ一同

雨ヲ冒シテ定輪寺大石角平宅ニ至ル。雨益々猛烈ナリ。

及依頼アリタリ。

故ニ吉田・二瓶・江藤・長倉ノ四名ト從者青嶋ハ大石方

ニ宿泊ス。拙者及喜代作毛列座晚餐ヲ喫シ、夜中全ク帰宅ス。此際二瓶技手ハ圖面ニテ変更ニ係ル出入ノ反別歩合表ヲ作り、且静岡支庁工復命ノ書面ヲ作製セラレタリ。

此時吉田所長曰ク、今回ノ変更ニ付テハ明後七日二瓶技

手ト支庁工至リ野呂技師ト熟議ノ上決定スペキニヨリ、  
二付、内務・大蔵兩大臣工許可出願ノ件等議定ノ為、駿  
東郡役所工集会ス。  
愛鷹牧場処分及牡牛購入ノ件、静岡農工銀行起債ノ件

出席者 江藤管理村長 長倉同断

委員 高野義長 川口與五郎

横山健吾 合計五名

午后四時決定ノ上一同退散ス。

同年六月拾壹日 快晴

ンコトヲ望ム。如何トナレハ貸与地外ハ世伝御料ナレバ、  
容易ニ該地ノ境界ヲ変更スル能ハサレバナリ。右ノ理由  
ナルヲ以テ、<sup>(鉛)</sup>惡マテ貸与地境界ナリト見傲サレ組合一般  
ニモ斯ク示メサレタシ云々ト、懇切将来ヲ諭示セラレタ

リ。吾等三名ハ其厚意ヲ謝シ充分服膺スペキコトヲ答フ。

同年六月拾二日 快晴

依テ午后拾時別ヲ告ケテ喜代作同道帰宅ス。帰途二瓶氏  
ハ余ヲ邸外ニ送リ、運動実行ノ件及報酬上ノ件ニ付注意

午前八時、前日長倉氏報告ニヨリ人足拾名ヲ引連レ字  
沢入(通称大平 日陰通り)ニ出頭ス。午前拾時ニ至リ二瓶技手及江

藤氏、人足武名ト共ニ山居牧場ヨリ出頭ス。午前拾壹時

明治三十二年六月拾五日 快晴

ニ至リ又々長倉氏登山セリ。午后武時ニ至リ字沢入刈払及変更ノ測量ヲ終リ、人足五名ヲ以テ石標埋替ニ着手セシメ、外人足ヲ引連レ二瓶及江藤・長倉ト共ニ梅ノ木沢ニ至リ境界変更ヲナシ、刈払及測量トモ同所沢頭迄終了シ、午后三時半二瓶技手一行ハ山居ニ戻リ、長倉氏ハ自村ニ、江藤氏ハ余ト共ニ帰宅シ自宅ニ一泊ス。

午後九時ニ至リ金岡村役場書記杉山某、江藤氏工面会ノタメ出頭ス。其要件ノ大略ハ、愛鷹山ノ内西ハ柳沢川原ヨリ東ハ桃沢川ヲ限り、皇太子殿下御獵場ニ御指定相

成ルニ付、山口主獵局長出頭セラレ、明拾三日鷹根村鳥谷光嚴寺旅宿マテ午前六時江藤氏ニ出頭方被達タルニヨリ、其意ニヨリ夜半拾時出張セシトノコトニテ、江藤氏ハ杉山書記ヲ從工夜半拾壹時帰村セラレタリ。

本日登山ノ人足 西嶋元作 市川喜代作 横山篤作  
横山茂十郎 同 弥十郎 西嶋和十郎 同 文作  
秋山吉蔵 鈴木伊平

境界測量終了ニ付、種々協議ノタメ管理村長江藤氏ヨリ召集ニ付キ、金岡役場ニ出頭ス。出席員左ノ五名ニテ以下數項ヲ議決セリ。

川口與五郎 高野義長 長倉村長

江藤村長 摶者 ノ五名ナリ

第一ニ二瓶技手工慰勞報酬ノ件協議シ、種々討議ノ末、目録ニテ百五拾円ヲ贈呈スルコトニ確定ス。

午前七時人足萩田亀吉ヲ召連レ境界変更及刈払之タメ登山シ、字梅之木沢上追分ニ至ル。二瓶技手山居牧場ヨリ出頭ヲ待チ居ルコト數時間、天候雨ヲ催シタルヲ以テ出頭ナシ。依テ帰宅セントセシニ折柄長倉村長、大畠ヲ經テ出頭セラル。兩人対座二瓶氏ヲ待ツコト猶數時、然レトモ二瓶氏出頭ナキニヨリ、昼飯ヲ喫シ目標ヲ立テ、長倉同道帰村ノ途ニ付キ、長倉氏ハ大畠ニ下リ佐野ヨリ汽車ニテ帰村セリ。余及亀吉ハ午后二時全ク帰宅ス。

同年七月三日 快晴

第二二二瓶技手山居滞在中食料ノ件協議シ、無料ノ説モ  
アリタレトモ、無料ニテハ二瓶氏職務上迷惑トノコト  
ニ付キ、壹食八錢ヲ徵シ、人足ノ分ハ壹食五錢ヲ徵ス  
ルコトニ決定ス。

本局技手 鬼丸長次郎

同局沼津出張所長 吉田敬一

下田徳次郎

同所技手補

山本銀太

同沼津出張所巡邏

大石角平

第三ニ慰労ノ件協議ノ結果、來ル五日浮影樓ニ於テ關係  
村長及委員立合、二瓶技手及沼津御料局出張所長以下

以上來賓

ヲ召待スルコトニ相定メ、会費ハ老人凡壹円宛ノコト

金岡村長

江藤浩藏（管理者）

片濱村長

高野義長  
々倉計吉（管理者）

森藤七郎

川口與五郎  
及

拙者

以上踏査員

帰途沼津二回リ二瓶技手旅舎ヲ訪問シ、面会ノ上種々  
談話ノ末、慰労会ノ定日等略未申告シ、同氏ヨリ酒肴ノ  
饗應アリ。午后七時列車ニテ全ク帰宅ス。

大岡村長大嶽久三郎

牧場理事鈴木亮平

金岡村収入役岡田芳郎

同役場書記植松久治

同杉山某

ノ合計拾六名ナリ。大石角平ハ欠席セリ。

本局技手鬼丸長次郎等ノタメ、慰労宴ヲ沼津町港橋々畔  
ナル浮影樓ニ開クカ為メ出沼ス。

出席員左ノ如シ。

御料局靜岡支庁技手 二瓶貞次郎

是ニ於テ一同集合前、森藤七郎ヨリ二瓶技手報酬問題  
ニ付キ変更ノ意ヲ提出セラレ、最高額ヲ一百円ト修正ノ  
義主張セラレタリ。江藤・川口ノ両氏モ稍々同意ノ意見

ナルニヨリ、拙者ニ於テハ極力反対セシモ、尚高野・長倉モ森氏ノ変更意見ニ賛成ノ意ヲ表セラレ、遂ニ委員会決定ノ百五拾円説ハ修正セラレ、百円説ニ多數ニテ確定セラル。余ハ堀人ニテ委員会決定ヲ輕々ニ変更スベキモノニ非ス、且此ノ困難ナル踏査ヲ二瓶一人ノ意中ニテ組合ノ利益タルベキ様決定セラレタルハ、其功蹟大ナルニヨリ聊カ百五拾円位ノ金格ムニ足ズト主張セシモ、其功ナク百円ニ削減セラレ、長倉・江藤ノ両氏ニテ二瓶氏旅舎大原諒方ニ持參シ、秘密ヲ以テ二瓶氏ニ授受セラレタリ。

明治三拾二年年度組合費予算及組合財産管理規定其他ノタメ沼津高等小学校内ニ於テ組合会ヲ開ク旨、通知ニ付キ出頭ス。午后四時帰宅ス。

同年八月拾日 快晴

前日ニ引続キ會議ニ付キ出頭ス。午后四時帰宅ス。

同年八月拾壹日 快晴

尚前日ニ引続キ開会ニヨリ出頭ス。午后四時閉会シ、議員堀同港橋々畔浮影樓ニ於テ懇親会ヲ開キ、会スルモノ拾七名、午后拾時退散シ杉本和平方ニ一泊ス。

同年八月拾二日 晴天

午后三時ニ至リ浮影樓二会シ開宴ス。各々慰労ノ辞ヲ述べ宴酣ナルニ至リ、妓数名ヲ招キ各々得意ノ技藝ヲ演シ、午后拾時退散シ、余ハ二瓶氏旅舎大原方ニ一泊、翌六日全ク帰村セリ。

拾三点 森藤七郎 九点 川口與五郎

八点 横山健吾 八点 高野義長

管理者ヨリ委員会ノ通知アリシモ出席セス。

同年八月九日 快晴

八点 西山平次郎 以上五名各々承諾就任ス  
次キニ愛鷹山地籍決定ノタメ調査委員ヲ置クノ必要ア

リ、多數員ノ請求ニヨリ議長ノ指命<sup>(名)</sup>ニヨリ、左ノ七名當選就任セリ。

森藤七郎 川口與五郎 橫山健吾 高野義長  
西山平次郎 増山豊太郎 井口熊次郎

午后六時全ク閉会、退散セリ。

明治三十二年八月拾三日 晴天

本村ノ内字桃園ハ從来愛鷹山入会外ナリシヲ今回入会ヲ得度キ旨ニテ屢々申出アリ。本日モ亦夕杉山彌太郎午前二來訪、午後二至リ高崎新平及杉山彌太郎等來談アリ。

同年八月拾四日 晴天

右入会ノ件ニ付テハ長泉村高野義長反対ノ意見ヲ有シ居リ協議決定セサルニヨリ、同氏工充分事情ヲ説破シ交渉吳候旨ヲ以テ杉山・高崎ヨリ依頼ニ付キ、高野義長方ヲ訪問セシモ、同氏ハ江原素六氏ニ面会ノタメ沼津ヨリ御殿場ニ出頭セシトノコトニテ面会ヲ得ス、空ク帰宅シ、桃園申出ノ事情ヲ書面ニテ高野エ申越シ置タリ。

同年八月十七日 晴天

午前二於テ杉山彌太郎出頭曰ク、昨日金岡村役場出頭、江藤管理者ニ面接、入会ノ事情請求為シタルニ幸イ高野氏モ出頭セラレ居タルヲ以テ、江藤氏ヨリ高野氏二交渉ナシ吳レタリトノ挨拶アリ。

同年八月廿三日 快晴

沼津郡会堂ニ於テ委員会ノ旨管理者ヨリ通知ニ付キ出頭セシニ、組合各村長モ出席ニテ組合規定ノ変更ヲ議定セリ。午后帰村ス。

明治三十二年九月四日 快晴

管理村長ヨリ山居牧場ニ於テ牛馬壳却相談之為出頭吳トノ通知ニヨリ登山セシモ、江藤其他關係人壱人モ集合セサルニヨリ、牧夫等ニ聞キ糺シタルニ、昨三日鈴木理事及江藤管理者出頭セシモ、要用アリトテ即日帰村セラレタリトノ事ニ付キ、山居工壹泊ノ上江藤方工特使ヲ發セリ。然ルニ翌五日早天江藤ヨリ返書ニ曰ク、種々差問ノ事情アルニヨリ金岡役場工出頭吳候旨申越ニ付、不得止午前拾壹時山居出発、金岡役場ニ至リ江藤氏ニ面会ス。

同氏曰ク、売却牛ハ技師ニ撰査ヲ托シ其上ニテ売却スル事二鈴木理事トモ協議相定メタルニヨリ、不日技師ノ調査ヲ遂ケ猶確定スペキニ付キ承知呉云々トノコトニ付キ、

午后二時金岡役場ヲ発シ帰村ス。

本日ハ売却牛撰査ノ預定ニ付キ、横山梅吉・西嶋寅藏ノ兩人モ買入望ミアリ、同道山居ニ至リシモ、前文ノ次第二付同所壱泊ノ上、兩人ハ翌五日直チニ帰村シ余ハ金岡村役場ニ出頭セリ。

同年九月十四日 快晴

管理者ヨリ組合財産処分委員会ノ旨通知ニ付、午前金岡村役場ニ出頭ス。会スルモノ左ノ如シ。

高野義長 横山健吾 長倉計吉 西山平次郎 及

江藤浩藏

各協議ノ結果、来ル拾九日ヨリ金岡村岡ノ宮光長寺境内ニ於テ牛馬売却ノコト決定、午后五時退散セリ。

同年九月十九日 晴天

本日前日決定ニヨリ組合財産牛馬競売定日ナルニヨリ

出頭スペキノ処、千福大字ニ於テ拙者ノ愛鷹山尽力ノ慰労会ヲ開カル、旨通知ニ付キ、光長寺競売場ニワ出頭セス。

千福ニ於テ拙者ノタメ慰労会ヲ催ストノ通知ニ付、其大要ヲ略記ス。人民惣代横山源次郎ヨリ午后三時普時寺ニ於テ慰労会ヲ開ク旨ニテ按内アリ。午后迎ノ者來リ依テ同道出頭セシニ、村内一同普明寺ニ集合團座ス。横山源次郎ヨリ愛鷹山払下尽力ノ功ニヨリ慰労会ヲ開クトノ辭アリ。併テ払下ノ顛末ヲ報告セラレンコトヲテ請求アリタルニヨリ、明治廿四年十二月最初出願ノ當時ヨリ払下ニ至ルマテノ顛末ヲ詳細ニ二時間余説演シ、一同満足ノ意ヲ表シ、終テ別席ニ於テ酒宴アリ。村内人民一同ニワ聊カ酒肴ヲ饗セラレ、余ハ別席ニテ人民惣代横山源次郎外拾數名ノ接待ニテ充分酬ヲ尽セリ。其節、送リ物トシテ鮮魚一尾（サバ）及折詰ヲ送ラレタリ。

明治三十二年九月廿日 快晴

牛馬競売ノタメ金岡村光長寺ニ出頭ス。江藤管理者初

メ委員集合、夫々競売ヲ為シ居タリ。前日競売好景ナルヲ以テ見物人及買受人等群ヲナシ、サナカラ村社祭典ノ景況ヲ呈セリ。本日競売ノ數三拾五頭ニシテ、午后四時ニ至リ閉鎖セリ。本日ハ光長寺本堂ニ一泊セリ。

同年九月廿一日 晴天

前日ニ引続キ午前九時ヨリ競売開始セリ。本日至テ好

景ニテ牛馬合計式拾壹頭ヲ売却セリ。午后三時閉鎖セリ。都合三日間ノ競売ニテ売却見込數悉皆売尽シタルニヨリ、本日ヲ以テ全ク市場ヲ閉鎖セリ。本日モ亦タ光長寺ニ一泊ス。

明治三十二年九月廿二日 快晴

前日競売之調査其他今後ノ件ニ付、光長寺ニ於テ協議会ヲ開ク。前三日間ノ売却牛馬數七拾八頭ニシテ此代金合計式千百有余円也。午后三時協議ヲ閉鎖シ各退散ス。余ハ直チニ帰宅ノ途ニ付キ夕景全ク帰宅ス。

同年九月廿八日 晴天

午前七時自身買請ニ係ル牛式頭代六拾壹円及小泉村佐

野大塚仲藏買入ニ係牛壹頭代残金式拾六円ヲ取立テ持參シテ金岡村役場ニ出張セシモ、江藤村長出沼不在ニ付キ書記植松久次ニ付キ精算之上同人ニ現金引渡シ、午后四時帰村ノ途ニ付キ、帰路郡役所ニ於テ江藤村長ニ面接、起債ノ件及牛馬競賣代金ニテ牛馬飼用料借入金返金ノ件等協議ヲナシ、帰村セリ。

拙者買受ニ係牡牛式頭ノ内五才壹頭代金參拾八円、當才壹頭式拾參円、合計六拾壹円ノ内、式拾五円ハ旅費日当ニテ差引、殘額ノ内參拾円六拾錢ハ境界踏査ノ際刈払人夫百式人千福ヨリ出勤シタルニヨリ常設委員横山源次郎ノ請取証ニテ引渡シ、尚殘額五円四拾錢現金ニテ相渡シ、買受牛代皆済精算ス。后日即チ十二月千福協議割合之節、人夫賃ハ横山源次郎ヘ引渡シ精算セリ。

明治三十二年拾月十日 晴天

開墾地区域選定日誌

管理村長江藤氏ヨリ開墾地選定ニ付浮嶋村役場マテ出頭方通達ニヨリ、午前七時発足金岡村役場ニ至リシニ、

管理者江藤始委員、事務員浮嶋村工向テ出発セシモ、数日來ノ降雨ニ付キ、鷹根村以西ハ總テ一帯ノ湖水トナリ  
村道通行モ杜絶致居リ、為メニ浮嶋ニ至ラスシテ鷹根村  
上ノ原野選定中ナリトノ旨ニ付、直チニ鷹根村役場ニ至  
リ書記山口氏ニ引合相糺候処、今朝本村助役道同管理者  
外數名登山セリ云々タトノ事ニ付キ、夫ヨリ案内者毫名雇  
入レ現場ニ出頭セシニ、同村ノ内太字鳥谷上ニ選定中ニ  
テ、江藤始メ川口與五郎・西山平次郎ノ両委員及事務員  
參名人足武名ニテ実測シ居タリ。午后四時ニ至リ下山シ  
同村大字東原望月良平（鷹根村<sup>助役</sup>）方ニ壱泊ス。川口氏ハ  
山上ニ於テ別ヲ告ケ帰宅セリ。江藤氏ハ晩食后、組合起  
債ノ件ニ付キ内務省及大蔵省工交渉ノタメ、明拾壹日出  
京ノタメ帰宅セラレ、余及西山外事務員宿泊ス。

同年拾月拾壹日 晴天

西山委員及拙者ト両名ニテ事務員ヲ率イ發足、鳥谷上  
ナル現地ニ至ル（字元ノ）。案内望月氏ノ請求ニヨリ査定  
中、川口氏出頭セリ。依テ二隊ニ別レ実測ス。午后三時

ニ至リ処用ノタメ一同ニ別ヲ告ケ、山中ヲ經テ長久保ニ  
至リ夫レヨリ一色ヲ経テ、午后七時帰宅ス。  
爾后開墾地選定ニワ参与セス。

明治三拾二年拾月廿二日 快晴

牧場廻分ノタメ管理者ヨリ召集ニヨリ午前七時発足、  
金岡村役場ニ至ル。会スルモノ左ノ如シ。

管理者 江藤浩藏	長倉計吉	合貳名
委員 森藤七郎	高野義長	西山平治郎
拙者 合四名		

各々協議ノ結果、左ノ件ヲ議定ス。

一牧場ハ一己人ニ於テ借牧請求アル場合ニ於テハ相当ノ  
〔条件ヲ附シ〕貸シ渡スコト。若シ望ミ人ナキニ於テハ  
断然廃牧ノ見込ヲ以テ、良牛廿五頭ヲ残シ他ハ悉皆売  
却スルコト。

一本月限り動物及家屋其他ノ整理ヲ為シ、沼津町外拾  
町村組合工引渡スコト。

一 牧場設置ノ際有志ヨリ株金募集セシニヨリ、此際動物  
売却代金ヲ以テ株金ノ元金ヲ各有志株主ニ返戻スルコ  
ト。

一 右決議報告ノタメ近日有志株主ヲ召集シ意見ヲ聞キ慰  
労ノ宴ヲ開クコト。

右ニテ協議会決定シ午后四時退散シ、夫レヨリ沼津ヲ經  
テ汽車ニテ帰宅セリ。

同年拾壹月八日 晴天

牧場処分議定ノ為管理者ヨリ通知二付キ駿東郡役所内  
二出頭ス。会スルモノ両管理者及委員一同、有志株主出  
頭セリ。依テ旧牧場株式会社株主ニ元金返戻ヲ議定報告  
シ、終テ浮影樓ニ慰労会ヲ開キ、午后拾時退散セリ。依  
テ沼津本町杉本屋ニ壹泊ス。

翌日、沼津中学校設置ノ件ニ付協議ヲ為シ、郡会ノ決  
議設立スルコトニ決議セルヲ以テ、午后四時帰村セリ。

明治三十二年拾壹月十二日 雨天

動物処分ノタメ駿東郡役所ヘ委員集合ノ旨、管理者ヨ

リ通知アリシモ、雨天ニ付キ出頭セス。翌十三日出頭セ  
シモ散会後三付キ、夫レヨリ長濱兜玉方ヘ出頭ス。

同年拾壹月十三日 晴天

組合管理者ヨリ愛鷹山巡視選任ノ旨通知アリ。

富岡村大畑 市川四郎平

金岡村東沢田 高田 篤親  
鷹根村西椎路 伊 東 豊作

同年拾壹月十七日 晴天

愛鷹山之内字八合及須釜入ニ属スル元四ヶ村入会  
(御宿・上ヶ田・金沢・葛山) 地ノ実査トシテ管理者及委員出頭ノ旨通  
知ニヨリ、午前八時旅装ノ上御宿ナル村役場マテ出頭、  
待受ケタリ。午前拾時二至リ左ノ諸氏富岡村役場ニ出頭  
ス。

管理者金岡村長 江藤 浩藏

同 片濱村長 々倉 計吉

組合常設委員 川口與五郎

同 高野 義長

同 西山平次郎

小泉村 渡辺孫三郎 渡辺恵作

同 拙者 外拾五六名

組合巡視 市川四郎平

右一同同道シテ葛山之内田場沢・大河原境界線ヨリ今

同 高田 篤親

里界ヲ登山シ、各々実地ノ見分ヲナシ、字須金沢ナル今

同 伊東 豊作

里用水源ノ湧沸所ニ至リ休息シ、長泉村及小泉村惣代ハ

組合事務所書記雇 江藤敬太郎

字簗洞日陰ヲ見分ナシタキ旨ニテ、人足壹名ヲ附添工簗

右壹同ト富岡村長湯山氏外惣代人左ノ諸氏ト午前拾壹時富岡村役場ヲ出發ス。

富岡村長 湯山庄作 元四ヶ村惣代 湯山一

各々明日ヲ約シ帰村セリ。

同 土屋甚平 同 湯山順作

明治三拾二年拾壹月十八日 晴天

同 坂田佐七郎 同 坂田太郎平

午前八時今里杉本兵作及坂田佐七郎方出發、下和田界ナル字八合ニ至リ休息、夫レヨリ御料地境界ナル極点ナル大河原上ニ至リ、夫レヨリ雷神峠ニ下山シ葛山稗畠二

同 勝又富作 同 芹沢孝三

至リ、猶千福界ニ移リ千福ニ下山、各々帰村セリ。同日

同 市川仲藏 同 中村宇三郎

富岡村長及元四ヶ村惣代ハ前日ノ如ク登山セシモ、字稗畠ニ至リ別ヲ告ケ、各々自村ニ戻レリ。

岩佐茂市

長泉村及小泉村有志トシテ左ノ諸氏実地見分トシテ道

行セリ。

長泉村 永井完太郎 秋山村次郎

前夜杉本及坂田氏エ一泊ノ節ハ、今里用水使用者惣代

等数名乗り、用水源区域及水路借受ケ度旨申出テニテ、文久年間杉本兵作養父杉本重右衛門、勝又仁三郎実父仁左衛門発起、三ヶ年ノ星霜ニテ成工セシ旨其沿革ヲ説明セラレ、管理者及委員一同毛貸与ノ件略承諾セラレ、追テ願書差出スコトニ双方承諾セリ。夫レ故、酒肴ノ饗応アリ。一同深更ニ至リ寢ニ付ケリ。余及管理者両名ハ杉本方ニ泊シ、残委員其他ハ坂田方ニ宿ス。

同年十二月三日 天晴朗

〔以下、記載なし〕

(裏表紙)

筆者 横山健吾

愛鷹山關係雜誌



富沢、富岡村ノ内大烟ニ閑スル駿東郡愛鷹山拝借地及  
筆三係ル

同山一切ノ事件ニシテ其共同事務ヲ處理決定スルモノ  
トス。

第三条 組合議員ハ左ノ割合ヲ以テ各町村會議員ニ於テ  
互撰ス。

### 愛鷹山関係雜誌

(縦一五〇ミリ×横一〇四ミリ)

沼津町 片濱村 浮嶋村 鷹根村 金岡村 大岡村  
長泉村 原町 各武人  
清水村 富岡村 小泉村 各壹人

第四条 組合會議員ハ特ニ任期ヲ定メズ各町村會議員ノ  
職ヲ罷ムルト共ニ消滅ス。

第五条 組合會議員ノ欠員ヲ生シタルトキハ其都度補欠  
撰挙ヲナスベシ。

第六条 組合會議員撰挙ハ各町村ニ於テ之レヲ行ヒ直チ  
二當撰者ノ姓名ヲ管理者ニ報告スベシ。

第七条 組合ニ於テ支弁スペキ費用ハ從前ノ習慣ニ拠リ  
差等ヲ設ケ賦課徵収ス。

第八条 本組合ノ事務ハ各町村長ノ互撰ヲ以テ管理者壹  
武

名ヲ定メ其管理ヲ受ケルモノトス。

第九条 本組合ノ事務実施手続キニシテ此規定ニ掲載セ  
サルモノハ都テ町村制ニ規定セル制条ニ準拠ス。

右之通協議決定ニ付許可ヲ請フ。

明治廿四年九月三十日

駿東郡富岡村惣代

市川四郎平

小泉村惣代

渡辺恵作

長泉村惣代

永井嘉六郎

室伏平右衛門

清水村惣代

石垣政平

同 大岡村惣代

関 新平

(鉛筆) 上口  
井 熊次郎

片濱村惣代

長倉誠一郎

原町惣代

渡邊太郎次郎

井口儀三郎

浮嶋村惣代

森藤七郎

深沢諒平

鷹根村惣代

岡野弥平太

望月良平

金岡村惣代

岡田金吾

鈴木亮平

沼津町惣代

仁王藤八

和田仁三郎

駿東郡長 河目俊宗殿

前書之通願出二付進達候也。

明治廿四年十月十四日

駿東郡富岡村組合村長

芹沢孝三

同 長泉村長

高野義長

同 小泉村長

菅沼佐太郎

同 清水村長

高田讓八郎

同 大岡村長代理

助役 宍倉篤三

同 片濱村長

長倉計吉

組合會議員姓名

壹番

長倉誠一郎

弐番

西山平次郎

參番

渡辺恵作

長澤市平

同

原町長

同 浮嶋村長

森茂二郎

同 鷹根村長

岡野平八郎

同 金岡村長

江藤浩藏

同 沼津町長

山形敬雄

(朱筆)

印所役郡

議第三〇四号ノ四

申出之趣許可ス

明治廿四年十一月十六日

静岡県駿東郡長 河目俊宗

印

四番 望月 良平

五番 鈴木 亮平

六番 関 新平

七番 井口 熊次郎

深沢 諒平

九番 横山 健吾

拾番 永井嘉六郎

拾一番 井口儀三郎

拾二番 増山 源吉

拾三番 室伏平右衛門

拾四番 石井 政平

拾五番 仁王 藤八

足助喜兵衛

拾六番 渡辺太郎次郎

拾七番 岡野 弥平太

拾八番 成嶋 正三郎

愛鷹山民有引戻証拠物件

〔朱筆〕  
〔第一号〕

一天明式年寅七月富士駿東論山内済為取替証文并附属  
〔七七八二〕

### 書類

#### 説明

本証ノ発リハ宝曆九年卯三月駿東富士入会愛鷹共山境  
（字春山須津山）争論ニシテ、當時宮村孫左衛門様御代官所工  
訴出候處、凶年ノ事故原宿問屋年寄立入壱時延期ヲ願置  
キ、其后該問屋年寄ノ取曇ヲ以テ、争論地（方今駿東郡  
地内）ノ立木ヲ伐採シテ代金三拾三両ヲ両郡組合工貳ツ  
割トナシ示談内済致候。當時取扱ヒタル旨趣ハ、相互ニ  
論線内ニアル立木ヲ売却セシメ其代金三拾三両ヲ半額宛  
駿富両郡組合ヘ分割シタルワ、乃チ其地益上ニ於テ論点  
ノ劃線ヲ定メ相互ニ所有者ノ権利ニ重キヲ置キ和解セシ  
メタルハ、最民有タルノ事実ヲ確ムルモノトス。

〔朱筆〕  
〔第二号〕

一天明四年辰閏正月車齒檜木鍛治屋炭燒出為取替証文  
〔七七八四〕

## 説明

本証ハ文義尽シアルヲ以テ特トニ説明ヲ要セサレ共、前条ニ於テハ其所有主ナル組合拾七ヶ村相互ニ協議ヲ以テ愛鷹山一部ノ（字大澤）立木ヲ分割シ組合町村ニ於テ車歯ニ（即輪板ナリ）伐木シ、后条ニ於テハ田地養水欠乏ノ害トナリ且立木減少セシ故ニ樹木濫伐ノ弊ヲ防カソ為組合町村熟議ノ上取締ヲ設ケ車歯檜木（船具ナリ）炭木等ヲ伐採スルコトヲ止メ保護ヲ設ケタリ。右ハ何レモ組合町

村共有ナルカ故ニ之レヲ伐採スルモ制止スルモ他ノ関渉進退スルノ権利ヲ有スルハ明瞭ニ有之候。  
〔朱筆第四号〕  
一 寛延四年西十二月十一日深山番人諸入用割帳  
〔朱筆第五号〕

ヲ受ケヌシテ自由ニ处分ヲ為シタルコト本証ニ依テ明瞭ナリ。

〔朱筆  
第一号〕

一 寛延四年未三月廿五日済口証文

## 説明

本証ノ要點ハ、享和年中愛鷹山関係外ノ人民屢々登山シテ入会地ノ樹木ヲ盜伐スルモノ有之ニヨリ、愛鷹山東南表拾五ヶ村組合名主組頭相談之上山番人ヲ置キ、右盜伐ノ取締ヲ為シタル給料ヲ毎村工割合集金シタルモノニ係ル。畢竟毎村ノ持山ナルヲ以テ番人ヲ設ケ、持山ノ権利ヲ維持シ他ノ為メニ犯サレサル様之レヲ保護セシナリ。  
〔ヲ相手〕駿府御代官所工訴出候。然ルニ三ヶ村ノ内炭焼  
〔朱筆  
第二号〕  
本証ノ発リハ 寛延三年三ヶ村（愛鷹山組合之内  
船津・西船津・境）ニテ愛鷹山春山ヨリ炭焼出候ニ付差止メノタメ拾四ヶ村ヨリ  
〔三ヶ村〕  
（ヲ相手）駿府御代官所工訴出候。然ルニ三ヶ村ノ内炭焼

〔一八三五〕  
一天保六末年四月組合外ノ者入会差許ノ約束書

説明

本証ノ要旨トスル処ハ愛鷹山入会所有主タル町村ノ内四ヶ村ヨリ無関係人民（慶長以後開発ノ新田、植田、助兵衛新田、壱本松ノ三村）ヲシテ

薪林採収ノタメ該山工出入ヲ許スニアリ。往古ヨリ所有者タル入会町村ニ於テハ、他ノ無関係者ニ対シ薪林ノ採

収ヲ許否スルノ権利アルハ素ヨリ怪ムニ足ラサルモ、規

定ヲ設ケ鑑札ヲ与エテ人数ノ制限ヲ定メ登山セシムルカ

如キワ、最モ所有者タルノ権利ヲ重シ併テ濫伐保護ヲ約束セシニ外ナラズシテ、敢テ他ノ〔下〕関渉ヲ受ケシコトナキワ則チ入会所有者タルヲ確信ス。

〔朱筆第六号〕

〔一八三五〕  
二元和九亥年十二月香貫村願書

説明

本証ノ要点ヲ挙レハ、當時香貫村人民等力愛鷹山ニ入り

薪ヲ伐採セシヲ該山根付組合村ノ内沢田・熊ノ堂・岡宮

ノ人民之レヲ差押エシヨリ、右ニ対シ香貫村ヨリ札山手

等ノ証拠及事實ヲ挙ケ訴出セシモ竟ニ敗訴ニ帰シ、爾来組合人民等力曾テ共有タル権利アルニ外ナラザルモノト確信ス。

〔朱筆第七号〕

〔一八三七〕  
一天保八酉正月改覚明細帳并ニ御定免改覚東熊堂村、

安永六年下長窪村明細帳

〔標外〕  
〔一〕安永六年駿東郡下長窪明細帳

説明

本証ハ當時官庁ニ進達セシ東熊堂村明細帳并ニ御定免改

覚書、下長窪村明細帳、其記スル所ニヨレハ愛鷹山山手

役ハ同村本高入ト明瞭セル上ハ、民有ノ田畠屋敷ト其所

有権利ノ厚薄差違ナキモノト信ス。此ノ如キ証左ハ本証

末段但書組合村モ亦同一ナリトス。

〔朱筆第八号〕

〔一八三五〕  
一宝永二酉年石川村年貢割付

〔一八三六〕  
一慶応二寅年新宿村年貢割付

## 説明

本証ノ要旨ヲ挙クレハ、慶応二寅年新宿村

(新宿村ハ愛  
鷹組合ナリ)

ルニヨルモノニシテ、民有ノ証拠ナルコトハ全体ノ文義  
ニ於テ明瞭ナルモノト思考ス。

年貢割付ニ一高百三拾五石六斗六升八合ノ内高七斗六升

式合山手役、其内訣書ニ取米三斗八升壹合ト掲記セリ。

宝永二酉年石川村年貢割付ノ主項ニ高式斗四升取米壹斗

式升山手ト明細シアル処ノ証拠ニヨレバ、組合人民等力

田畠屋敷地ト均ク納租ノ義務ヲ負担シ従テ所有權ノ奪フ

ベカラサルハ、敢テ民有田畠屋敷ト異ナルヘカラス。

但、新宿・石川・東原ノ如キハ明治元年迄本証ノ通引続

キ居候。

〔第十九号〕

〔<sup>〔一八四四〕</sup>天保十五辰年六月愛鷹山論所東西兩組規定書〕

## 説明

本証ハ東西両組合共に入会地ノ境界線爭論ニシテ文章中  
西山組持分云々明記有之、亦毎村庄屋・年寄・名主・組  
頭等連印ヲ以テ芝地・深山・木立ノ區別ニ因テ争論ニ要  
スル費<sup>用</sup>ヲ分割出金シタルワ各共有ノ土地立木ヲ保護ス

字同	千三拾七番	同	三町八反三畝四步	同	五町五反五畝拾五步	富岡村千福民有引戻願地
字同	千四拾六番	同	三町八反三畝四步	同	五町五反五畝廿四歩	山林五畝廿四歩
字同	千四拾七番	同	三町八反三畝四步	同	五町五反五畝廿四歩	山林四町四反五畝武歩
字同	千五拾四番	同	三町八反三畝四步	同	五町五反五畝廿四歩	字姥子沢
字姥子沢	千五拾六番	同	三畝廿壹歩	同	五町五反五畝廿四歩	千七拾一番

字同  
千五拾八番

同 四畝廿四歩

字同  
千六拾八番

同 參反式畝拾八歩

字ウスント  
千七拾武番

同 壱反壹畝廿七歩

字同  
千七拾八番

同 式町八反三畝四歩

字同  
千七拾九番

同 式町四反六畝歩

字同  
千八拾番

同 四町九畝廿三歩

字同  
千八拾一番

同 七町九反廿五歩

字同  
千八拾武番

同 三反八畝拾七歩

字同  
千八拾六番

同 五町壹反式畝廿七歩

字同  
千八拾七番

同 四反五畝歩

字押立  
千八拾八番

同 九町三反六畝四歩

字佛立  
千八拾九番

同 拾五町五反四畝四歩

字頭無  
千九拾番

同 壱反五畝歩

字同  
千九拾一番

同 式町三反四畝歩

字平山中場  
五百五拾三番

メ白廿三町壹反三畝拾武歩

愛鷹山牧場残馬等所分其筋へ伺之上、牧場ハ相廢シ跡地立木有無共地所都テ壹等官林ニ相定メ、原宿外五拾壹ヶ村金納ニ引直シ取立之積リ、残馬ノ義ハ最早多分ノ馬數毛有之間敷候得共、全ク取尽シ候上ハ以来年々捕馬時節日数ヲ定メ捕馬請負、馬代金入札之上壹時限り請負人申附候条、官林等取締ハ勿論残り馬等右入札之外ハ捕馬致候義不相成候条、地先村々工無洩漏可告知、此旨相達候

第壹大区々長

字箕洞日陰  
(釋外)千三百十二〔番〕 ○ 穂場六拾六町式反三畝四歩  
○ メ百三拾六町三反八畝廿八歩

印合計式百式町六反二畝○式歩

宇南山  
千三百十四〔番〕 秩場四拾三町壹反廿八歩

字中ゾリ  
千三百十一〔番〕 同 拾六町九反式畝五歩

字中尾  
千三百九番 同 六拾六町式反五畝廿三歩

葛山分

事。

明治八年拾月拾日

静岡県権令 大迫貞清

内務省乙第三号

静岡県少書記官 永峰弥吉

号外

駿東郡千福村

其村地内旧字市場平・小堰平<sup>(杉)</sup>・ウスント・大平四ヶ所并

二地籍外字平山中場林場山地之義、昨十三年一月官民有

未定地区分取調之節原由書差出候ニ付、調査之末字平山

中場ハ官有地第三種、其他四ヶ所ハ民有地第壹種工編入

可致旨同四月廿日令及置候処、該地ハ明治八年十月拾日

附ヲ以テ壹般相達置候愛鷹山官林中ニ属シ當時元山林局

直轄之場所ニ付、別段原由書ニ由リ官民有区分更ニ処分

及ズベキ地ニ無之候間、最前之指令ハ取消候条、此旨相

達候事。

但、本文旧字市場平外三ヶ所之義ハ民有ノ原由確証ヲ

以テ下戻シノ義更ニ静岡山林事務所工請願スベシ。

明治十四年十一月十六日

内済熟談為取替証文之事

静岡県令大迫貞清代理

愛鷹山東南表字箕洞之内千福村外一ヶ村ト富沢村外拾四

地租改正事務總裁

大久保利通

ケ村トノ境界ハ、貞享年中御代官野村彦太夫様御手代中  
御取極メ被遊候処、年歷相立自然境筋確ト不分明ニ相成  
彼是有争論。既ニ韭山御手附森十一郎様迄願出双方取糺  
之上其御筋工通達ニモ可相成処、木瀬川村名主後見人長  
平衡外式入立入御日延御猶予相願、双方篤ト承糺仕山絵  
図面ヲ以テ山岳熟覽之上必到之利合ヲ勘考致、猶双方相  
互ニ旧書取調候処、前顯貞享之度差鍼候節為取替証文等  
も有之上八万端古復ニ基キ無申分熟談仕、尤向後異論無  
之為、字大フキ沢ヲ切、下ハ新塚ヲ境、上ハ横渡道迄境  
界際立候様、塚拾ヶ所築棒杭相立テ、夫より東北ハ式ケ  
村、西南ハ拾五ヶ村入会、是亦貞享度ノ古復ニ泥ミ取極  
メ、五ヶ年毎ニ双方立合棒杭立替、都テ別紙絵図面之通  
リ確ト相定メ、其余双方申争之廉ハ扱人工費受、内済熟  
談仕候上ハ相互ニ違背致間敷候。為後証双方并ニ扱人一  
同連印為取替証文依テ如件。

慶応四年正月

千福村組頭

政  
藏

上土狩村組頭

與右衛門

水久保村組頭

嘉六郎

納米里村名主

藏

一色村組頭

傳右衛門

大畑村名主

助次郎

富沢村名主

久左衛門

平

葛山〔村〕名主

六郎左衛門

友  
藏

中土狩村組頭	民	藏	柿田村名主	文左衛門
下土狩村名主	平右衛門	三嶋宿問屋	木瀬川村名主後見	扱人六之助
長沢村組頭	伝右衛門	同	長	平
本宿村名主	要右衛門	徳倉村組頭	同	收
八幡村名主	丈右衛門	平	平	平
伏見村名主	直	〔朱筆第十一号〕	平	平
新宿村名主	平十郎	一安永六年葛山村明細帳	平	平
源左衛門	元七	説明	平	平
本証ハ當時地頭ニ進達セシ葛山村明細帳ニシテ、其記載 スル處ニ拵レバ、愛鷹山手役ハ高入ニシテ高三石壹斗四 升ニ对スル取米ハ五ツ四分、共有山八ヶ字ニ係ル御年貢 米壹石六斗九升五合六勺ヲ年々上納シ来レリ。				
文章中當村岳山之内箕洞迄ノ処十五ヶ村入会云々明記有				

之場所ハ、即今回愛鷹山請願ニ係ル地ニ有之候。其他附

箋ノ項目ヲ見ルモ民林ナルコトハ明瞭ト認メリ。

〔未筆〕  
「第十一号」

一文久元酉年千福村ヨリ御宿村湯山保三郎工愛鷹山ノ内

字小座釜外二字山林壳却証并本地二対スル附属書類

説明

本証ハ愛鷹山ノ内字小座釜カイリヤウバコノ澤木立ヲ  
千福村ヨリ本郡御宿村湯山保三郎へ壳渡、翌文久二年三  
月湯山保三郎ヨリ從來所有セシ山林共野火消防其他取締  
ヲ千福村へ依托ノ際、曩ニ買受ケタル字小座釜地先一筆  
ヲ同村へ返戻シ、爾後火防上ヨリ紛議ヲ生シ、其末同村  
維持法ノ為メ残二字ノ返戻ヲ（承）爾談セシニ、所有者之レニ  
応シ右地所并ニ壳渡証文其他関係証書共返戻セシコトハ

本号第二第三第四ノ証ニ明記アリ。又第五証ノ如キハ嘉

永六年二月中本証ニ係ル土地工植樹セシ書類ナリトス。

之レニ依テ是レヲ觀レバ古來人民ノ所有セシコト判明ナ  
リトス。

〔未筆〕  
「第十二号」

一明治七甲戌年四月千福・葛山両村入会愛鷹山ノ内字箕

洞山林雜木立陸軍御用炭焼出ニ付壳却后争論内済為取

替規定書并附属書類

説明

本証ハ明治一己年六月、徳川藩陸軍御用炭焼出請負人葛  
山村勝又嘉平外老人ヘ千福・葛山両村入会愛鷹山ノ内字  
箕洞雜木立ヲ代金貳百両ニテ壳渡ノ協議整ヒ、着手後約  
定代金ノ不足ナルヨリ壳主両村ヨリ手入差拒タル為彼  
は争論ニ及ヒタルヲ、當時大区長窪田某ノ内命ニテ御宿  
村戸長湯山半七郎ノ取扱ニ係リ内済熟談セシ為取替書ニ  
シテ（本書写ハ當時大区ヲ経テ本  
県ヘ差出シタルモノナリ）本書及附属書類ヲ閱スル  
モ該山民有タル事蹟ヲ証スルニ足ルベシ。

但、第十二号ノ三附属証ハ慶応四辰年正月字箕洞ニ於  
テ千福・葛山両村ト一色・納米里等ノ十五ヶ村ト入会  
境界争論ニ係ル内済為取替書ニシテ、本書并ニ絵図面  
ニ拠レバ立木伐採ノ箇所及ニヶ村・十五ヶ村ノ所有セ

シヲ判明ス。

〔朱筆〕  
〔第拾三号参考書〕

(元長窪) (大岡) 等ノ諸村ニ於テ民有トナリシモノア  
リト雖モ同山同性ナルヲ以テ之レヲ省略ス。

一明治十四年十二月千福・大畑・佐野三箇村愛鷹山ノ内

字佛ヶ尾外二字ニ対スル官民有区分願并指令

説明

〔欄外〕  
〔本願〕ニ対スル証拠書類ハ前紙ニ各号ヲ付シ説明シアル  
ヲ以テ是処ニ省ク」

本参考書ニ記載アル字佛ヶ尾・アナイタヒラ・大洞ハ愛

鷹山元牧場地内ニシテ、古来大畑村外二ヶ村入会地タル

コトハ比隣村ニ於テ熟知セシ所ナリ。然ルニ明治十四年

十二月十六日附ヲ以テ本地ニ係ル官民有区分ヲ出願シ、

其指令ニ対スル証左ヲ挙クレハ、該入会地工植樹セシ苗

木代及立木売払代金ヲ右三ヶ村ニ於テ割合セシ確証ナリ

トス。是レニ依テ之レヲ観レハ、該入会地ニ接続セル他

ノ一般入会地ト同性同質ナル事ハ地盤ト云ヒ牧馬ノ慣行

ト云ヒ敢テ異ナラサルモノトス。果シテ然ラバ今回呈供

ノ証拠物件ヲ以テ該証拠書類ニ照ラスモ判然民有タル事

ヲ確信ス。

但本書ノ外元(水窪)(富沢)(上土狩)(上)(下)

状スヘカラス。依テ同年十月古来竹木伐採ノ慣行ハ論ス  
ルマテモナク証拠物件ヲ挙ケ民有据置ノ義ヲ出願ス。然

ル二明治九年二至リ提供ノ証拠物ニ対シ何等ノ説明モ無之、願意難聞届旨御指令相成タリ。是ニ依テ數千ノ村民等遺憾措ク能ハス、血涙ヲ呑ミ今日迄経過シ来リ候。然

明治廿四年十二月十九日

レトモ古來各町村数回ノ権利論ニ対スル旧政府ノ与ヘタル御裁許証其他確証ヲ所有伝來スルニモ拘ハラス、官林

ノ部へ編入スルノ理由ハ決シテ無之次第ナルヲ以テ、比

同

年関係ノ書類及実跡ニヨリ観察スレハ尚必要ノ書類何レ

ニ力存在スベキノ理ヲ悟リ、今回旧家ニ就キ証拠物件ヲ

頻々搜索セシニ、果シテ別紙標目ノ通り実跡ニ符合スル

民有ノ証拠物件ヲ発見セリ。其書目ハ天明二、天明四、

寛延四、享和元、天保六、元和九、天保八、安永六、宝

永二、慶応二、天保十五、文久元、明治七等ノ年歴ニ為

シタルモノニシテ、右等ノ書類ニ徵スルトキワ民有タル

ノ事跡判明ナルモノト深ク信認仕候ニ付、証拠物件工各

号ヲ追ヒ説明書ヲ付シ上呈仕候間、証拠物件ノ成立セシ

当時ニ対照シ御詮議ヲ遂ケ民有引戻相成度、駿東郡沼津

町外拾ヶ町村組合会及富岡村会ノ決議ヲ經、比隣村保証

ノ印章並証拠物件第壹号乃至第拾三号其他参考書等本書写共添付、此段請求ス。

駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

駿東郡金岡村長 江藤浩藏印

同

駿東郡長泉村長 高野義長印

駿東郡富岡村組合村長芹沢孝三代理

助役 横山健吾印

静岡県知事 時任為基殿

本願之通相違無之ニ付保証致候也。

静岡県駿東郡楊原村

村長 奈良橋儀八印

同 富士郡須津村

村長 鈴木又二郎印

愛鷹山組合町村名

式ヶ村組合	元千福村	葛山村	拾五ヶ村組合	元大畠村	一色村	富沢村	〔丙部〕	元東椎路村	西椎路村	東原村
〔欄外印〕	八ヶ村合併シテ壱村トナリ（大岡村ナル）、依テ其後廿四ヶ村ナル」		〔欄外印〕	水窪村	上土狩村	中土狩村	鳥谷村	柳沢村	青野村	
外下長窪村			〔乙部〕	納米里村	下土狩村	竹原村	根古屋村	○東井出村	○西井出村	
沼津上土町	本	町三枚橋町	伏見村	新宿村	柿田村	石川村	○東船津村	○西船津村		
○上石田村	○中石田村	○下石田村	元上長窪村	元長窪村	下長窪村	境村	村原宿	大塚町		
○木瀬川村	○日吉村	○高田村	○北小林村	○南小林村	岡一色村	今沢村	松長村	大諏訪村		
沢田新田	西間門村	東間門村	岡ノ宮村	東熊堂村	西熊堂村	小諏訪村				
沼津上土町	本	町三枚橋町	東澤田村	中澤田村	西澤田村	〔○印〕	合併シテ井出村・船津村トナル。依テ其後拾七 ヶ町村トナル」			
○上石田村	○中石田村	○下石田村	○上石田村	○中石田村	○下石田村	庶第壹壹四式号ノ壹				
○木瀬川村	○日吉村	○高田村	○木瀬川村	○日吉村	○高田村	御料原野民有引戻願之義ニ付副申				
沢田新田	西間門村	東間門村	〔愛鷹山引戻請願ニ付郡長ヨリ知事ニ本書ノ通り副申ア リタリ〕	〔愛鷹山引戻請願ニ付郡長ヨリ知事ニ本書ノ通り副申ア リタリ〕						
郡下沼津町外拾ヶ町村組合管理者及富岡組合村長ヨリ御 料地愛鷹山原野民有引戻之件、町村組合会及村会之決議 ヲ経テ別紙ノ通願出候ニ付取計候処、該地ハ明治八年官										

明治廿四年十二月廿日

静岡県駿東郡長 河目俊宗印

静岡県知事 時任為基殿

民有地区分ノ際堺等官林ニ編入相成候ヨリ同年十月民有引戻之義願出候得共、翌明治九年ニ至リ願意聞届ケ難キ旨御指令相成候。然ルニ當時各地山林濫伐ノ風大ニ行ハレ右愛鷹山ノ如キモ其儘ニ打過キ候テハ後來人民ノ禍福

ニ関係アルヲ以テ、全野ノ半ヲ山林トシ他ノ一半ヲ牧場

トシテ牛馬ノ繁殖ヲ謀リ、一方ニ於テ山林ヲ保護スルト

共ニ関係町村田圃ニ要スル肥料ヲ供給センカ為、明治拾五年三月中農商務省ニ出願候末、同拾六年七月ニ至リ同

年ヨリ向二十ヶ年間無料貸与相成、爾來農商務省御指令一金五円三拾錢

民有引戻出岡日当  
九日分及汽車賃

是ハ廿五年壹月廿日千福協議費割ニテ悉皆支出シ置

民有引戻ニ付日當及諸費調

駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合規定  
〔稿外朱筆〕  
一愛鷹山組合規定」

第壹条 本組合ハ駿東郡沼津町、片濱村、浮嶋村、鷹根村、原町、金岡村、大岡村、長泉村、清水村、小泉村、願地ニヨルニ非サレハ田圃ノ肥料ハ勿論日用ノ薪炭ニモ差支、事体頗ル人民ノ休戚ニ関スルモノニ有之候。則チ右事情具陳ノ為、該町村組合會管理村長等出県候ニ付テハ事実詳細御聴取ノ上特別ノ御詮議相成候様致度、關係書類相添此段副申候也。

第貳条 本組合町村会ハ沼津町、片濱村、浮嶋村、鷹根村、金岡村、大岡村、長泉村、原町ノ内原・大塚、清水村ノ内長沢・八幡・柿田・伏見・新宿、小泉村ノ内水窪・富沢、富岡村ノ内大畑・千福・葛山〔未筆〕「二於テ  
二関スル駿

古来共有人会地タル愛鷹山(明治八年一等官林ニ編入)民有引戻請願乞切ノ事件ヲ處理スルモノト  
東都愛鷹山民有引戻請願乞切ノ事件ヲ處理スルモノト  
許可ノ上ハ該地ニ对スル管理規定ヲ設ケ将来本組合町村之公益ヲ計リ之レカ事  
務ヲ處理スルモノトス

第八条 本組合ノ事務実施手続ニシテ此規定ニ掲載セサ  
ルモノハ都テ町村制ニ規定セル制條ニ準拠ス。  
〔附則〕第九条、第三条ノ改正ハ次期ノ改選期ヨリ施行

〔欄外朱筆〕明治卅年一月廿六日改正ス」

第参条 組合議員ハ左ノ割合ヲ以テ各町村會議員ニ於テ

〔朱筆〕其町村民中選舉權ヲ有スルモノヨリ擇挙ス」  
互撰ス

沼津町 片濱村 浮嶋村 鷹根村 金岡村 長泉村

原町ハ各々武人

清水村 小泉村ハ各壱人

第四条 組合會議員ノ欠員ヲ生シタルトキワ其都度補欠

選挙ヲナスベシ。

第五条 組合會議員選挙ハ各町村ニ於テ之レヲ行ヒ直チ  
二當選者ノ姓名ヲ管理者ニ報告スベシ。

第六条 組合ニ於テ支弁スペキ費用ハ從前ヨリノ習慣ニ  
ヨリ差等ヲ設ケ賦課徵収ス。

第七条 本組合ノ事務ハ各町村長ノ互選ヲ以テ管理者武  
名ヲ定メ其管理ヲ受クルモノトス。

駿東郡金岡村長 江藤浩藏印  
同 長泉村長 高野義長印  
同 鷹根村長 安藤繁一印  
同 浮嶋村長 杉山源作代理  
助役 鈴木菊太郎印  
〔原町長 脱力〕  
同 片濱村長 長倉計吉印  
同 沼津町長 山形敬雄印  
同 大岡村長 大嶽久三郎代理  
助役 宍倉篤三印

〔欄外朱筆〕明治卅年一月廿六日追加ス」  
右各町村会ニ於テ議決候ニ付許可ヲ請フ。

明治廿五年拾月廿四日

同

清水村長 高田譲八郎代理

同

富岡村組合村長  
須山村組合村長

助役

平井喜十郎印

同 小泉村長 菅沼佐太郎印  
同 須山村組合村長芹沢孝三印

静岡県駿東郡長

河目俊宗殿

〔采筆  
指令朱〕

議第參六四号ノ三

駿東郡金岡村長

同 長泉村長

鷹根村長

浮嶋村長

原町長

片濱村長

沼津町長

同 大岡村長

清水村長

同 小泉村長

明治廿五年拾月稟請沼津町、片濱村、浮嶋村、鷹根村、  
金岡村、大岡村、長泉村及原町ノ内原・大塚、清水村ノ  
内長沢・八幡・柿田・伏見・新宿、小泉村ノ内水窪・富  
沢、富岡村ノ内大畑・千福・葛山二閑スル愛鷹山民有引  
戻出願等ノ事務ヲ共同処理スル為、沼津町、片濱村、浮  
嶋村、鷹根村、原町、金岡村、長泉村、清水村、小泉村、  
富岡村ノ拾壹ヶ町村ヲ以テ組合設置ノ件、許可ス。

明治廿五年拾月廿七日

〔静  
駿岡県駿東郡長 河目俊宗印

愛鷹山民有引戻請願組合会議員

壹番 室伏平右衛門

式番 深沢諒平

三番 渡辺恵作

四番 土肥高正

五番 鈴木新平

六番	井口儀三郎
七番	川口與五郎
八番	森藤七郎
九番	西山平次郎
拾一番	長倉銀太郎
拾二番	横山健吾
拾三番	井口熊次郎
拾四番	秋山彦四郎
拾五番	足助喜兵衛
拾六番	植松保策
拾七番	増山源吉
拾八番	鈴木亮平
拾九番	長倉誠一郎

愛鷹山東南表之儀、私共村々往古ヨリ入会仕山税上納來

愛鷹山入会山之義ニ付歎願書

リ候処、去ル寛政九年野場牧馬御取立以來御用地ノ名称ヲ帶ヒ候得共、古往之通薪秣肥草刈取悉皆田圃ノ培養或ハ日用農家炊煙之要品ト仕産業相勉來候処、御維新以来數回御布令之趣モ有之、就中壬申年地券法御發行之際村持共有地等御取調ニ付、右入会山繪圖并ニ小前帳相添奉上申取調濟ニ相成居、其後民有共有御調之節モ組合持ノ旨奉書上置、尚本年七月中御布達并御雛形ニ照準、此程民有原由取調羅(麗)在候中、今般ノ御達ニ牧場御廢跡地立木有無共地所渾テ一等官林ニ御定之旨被仰出、一同驚歎仕候。右原由調ノ所謂ハ、本年六月廿三日内務省乙第三号御布達ニ、各地方山林原野池溝等有稅無稅ニ不抱官民有区分ノ儀証拠トスベキ書類有之者ハ勿論區別判然可致候得共、從来數村入会又ハ一村持等積年ノ慣行存在シ比隣郡村ニ於テモ其所ニ限り進退致來候ニ無相違旨保証致候地所ハ、仮令簿冊ノ明記無之共其慣行ヲ以テ民有ノ確証ト視認シ是レヲ民有地ニ編入候儀ト可得心、尚疑似ニ涉リ候者ハ其事由ヲ詳記可伺出、此旨相達候事ト御布令有

之趣、各種新聞ニ於テ拝見仕、依之私共村々愚考仕候ハ、各御成規ニ基キ於其序民地ト御視認被為在民有ニ御編入被成下候義ト、該村民愁眉ヲ開キ安堵罷在候處、前頭之御達拝承、各村小前末々ニ至ルマテ大ニ愕然失望仕、實ニ途方ヲ失シ困迫ニ堪兼候。最毛深山木立ノ場所ハ官民有区分ノ義村々ニ於テ判然承知不仕義故、官林ノ御沙汰ヲ蒙リ候義無余儀次第ト奉存候得共、万一芝地迄モ官林内工御編入ノ御賢慮哉毛難計、一同苦心仕候。蓋シ薪秣肥草刈取仕来之義ハ都テ從前ノ通御差許ニ相成安穩ニ耕耘ニ從事仕候義、聊力疑ヲ容レサル处御座候得共、自向來時勢ノ変遷大政府ノ御詮議ニ寄如何様ノ御所置被仰出候哉毛難計、然ルニ於テハ官林之名称ヲ帶ヒ候以上ハ小民輩ハ何様憤發仕候テモ抗スヘカラサルハ言ヲ待タズ奉存候。前顯ニ申拳グル如ク此山有テ此村落ヲ為ス儀ニテ、該民堺日トシテ此一山ニ憑ラサルナシ。万ニ此一山之内不自由ヲ生シ候節ハ數千町歩ノ田圃モ不毛ニ帰シ、上ハ至重ノ貢租ヲ欠キ下ハ五拾余ヶ村人民殆ト生活ノ路ヲ絶

スルニ至ルワ目前ノ義ニ御座候。退テ思惟仕候ニ、人ノ常情トシテ甲人其事業ヲ成サントス乙人之レヲ障礙スル古今固有ノ通弊ナリトス。今日當該村民宿弊ヲ墨守スルナラント於御序御疑團可為在モ難因奉存候得共、決テ横障之筋ヲ以テ苦情申上候趣旨ニワ毛頭無<sup>アマ</sup>御座、事實該村民后来ノ安危存亡ニ關シ各村數千ノ人民憂苦愁傷スルヲ村吏ノ職務トシテ座視默止スルニ忍ビサル各自ノ至情深ク御洞察被成下置、内務省乙第三号御布達ニ基キ民有地御編入被成下置、該村聖明ノ御政体ニ浴シ人民國家工尽スノ義務ヲ完全仕度、依之別紙數箇ノ証書孕含仕候原由証書相添、此段連署ヲ以テ奉願候也。

明治八年十月

第一大区六小区大岡村

戸長  
飯田甚平印

岡一色村

東熊堂村

西同村  
東沢田村

中同村

西同村

沢田新田

右副戸長 野秋茂橋

杉山仙右衛門

清 五平

山田源太郎

井出八郎

芹沢久作

西山平治郎

戸長 江藤舒三郎

被告

原告

佐藤健之丞

訴訟代理人

高木益太郎

外壱人

愛知県知事 時任為基  
訴訟代理人 山本正心

同 三崎龜之助

外壱人

〔朱筆〕  
行政裁判々決例

民有地回復二閥スル訴

明治廿八年行政裁判第廿五号  
年十一月九日宣告

判決要旨

〔朱筆〕  
判決文

被告ハ愛知県尾張國東海郡津嶋町大字向嶋字狐嶋三千二百四拾番地反別三反八畝廿四歩、同字三千二百四拾壱番

一論地力古來有租地ナルコト明ナル以上ハ之レヲ官有地ナリト謂フヲ得ス。

一幕政時代ノ村吏タル庄屋ニ於テ署名捺印シタルモノハ

有徵ノ証書トス。

愛知県海東郡津嶋町大字向嶋

三百六十八番戸平民農

草生反別二町六反七畝廿歩ノ地所ヲ原告所有ノ民有地ニ

編入ス可シ。

但訴訟費用ハ被告ノ負担トス。

〔民有引戻手続〕

農商務省令第拾参考

官有森林原野ヲ民有ニ引戻ヲ請フモノハ自今左ノ手続キ

ニ拠ルベシ。

明治三十年八月六日

農商務大臣 伯爵 大隈重信

住所身分職業

氏名

年令

タルベキ証左ニヨリ地所又ハ立竹木ノ引戻ヲ請フモノ

ハ、官林ニ閑シテハ大林区署、其他ノ官有地・御料地

申請目的物

何……

事実

申請書ハ別記雛形ニ準拠スベシ。

第二条 前条ノ申請アリタルトキハ府県庁並二大林区署

理由

ハ所見ヲ具シ六十日以内ニ農商務省ニ進達スベシ。

第三条 農商務省ニ於テ必要アリト認ムルトキハ直接申

請人ニ就キ推問ヲ為スコトアルベシ。

第四条 申請ニ対スル指令ハ府県庁又ハ大林区署ヲ經テ

申請人ニ交付スベシ。

第五条 本令發布以前府県庁工出願セシ分ハ本令ニヨリ

提出シタル申請ト看做ス。

(別記雛形)

何々申請書

第一 条 官有森林原野ニ編入セラレタルモノニシテ民有

又ハ未定地脱落地ノ民有編入ニ係ルモノハ府県庁ヲ經

由シテ農商務大臣ニ申請スベシ。

何……

事実

申請書ハ別記雛形ニ準拠スベシ。

第二条 前条ノ申請アリタルトキハ府県庁並二大林区署

理由

何……

立証

何……

(証拠ハ本書並ニ写ヲ添付スベシ)

右申請仕候也

年月日

市町村長 氏名 印

(市町村長ニ於テ意見アルモノハ  
別紙ヲ以テ具申スルコトヲ得)

農商務大臣宛

(裏表紙)

明治廿四年 第拾二月

駿東郡富岡村

千福

横山健吾

## 解説 明治三二一年の愛鷹山払下と「代脳録」

湯川郁子

ここに裾野市史資料叢書3として翻刻したのは、千福の横山正美家が所蔵する「代脳録」第一号・第三号と「愛鷹山関係雑誌」である。愛鷹山の民有引戻・払下運動が積極化する明治二〇年代半ばから払下が許可される明治三二（一八九九）年三月を経て実際の引渡が完了するまでの経緯を、運動の中心的位置にあつた横山健吾氏が活写した貴重な記録である。

愛鷹山は明治七（一八七四）年に官林に編入、さらに翌明治八年一〇月には一等官林に編入される（「愛鷹山関係雑誌」⑥参照<sup>(1)</sup>）。それ以降、明治三二年三月のおよそ三三〇〇町歩の払下に至る過程を、明治期の民有引戻・払下運動として時期区分すれば、以下のようになる。

### 第一期 官林編入と初期の引戻・払下運動（明治七年～明治一五年）

第二期 官林の無料貸与と牧場經營（明治一六年～明治二三年）

第三期 御料林編入と引戻・払下運動（明治二二年～明治三二年）

本資料叢書所収の「代脳録」「愛鷹山関係雑誌」は、第三期、とりわけ沼津町外十ヶ町村組合を主体とする愛鷹山の民有引戻・払下請願運動の具体的な経緯を解明しうる資料である。

愛鷹山御料地の払下について、帝室林野局編『帝室林野局五十年史』（一九三九年刊）は次のように述べている。

静岡県駿東郡愛鷹山御料地内原野三千町歩は明治十六年中牧場地其の他として地方民に払下予約貸下地であつた

が、明治三十一年十二月同所二百七十二町余と共に払下出願があつた。本地は曩に民有下戻を屢々願出の事もあつたので翌三十二年合面積三千二百七十二町余を四千九百八十九田余を以て払下げた。<sup>(2)</sup>

明治三二年という時期に三三七二町歩余という大面積の御料地が払下げられたということは、異例のことに属する。払下許可に至る過程では、ここに述べられているように、愛鷹山御料地のうちおよそ三〇〇〇町歩が払下予定の貸付地であったことが大きな意味をもつた。とすれば、払下予定貸付地以外の二七二町歩余がともに払下げられているのはどうしてだろうか。そもそも、愛鷹山の民有請願運動は駿東郡愛鷹山全山六〇五一町歩余の民有引戻を要求して始まつたが、それが三三七二町歩余の民有払下に帰結しているはどうしてだろうか。明治三二年の愛鷹山民有払下について考えるとき、こうした疑問がたちどころに浮かんでくる。以下においては、とりあえずこうした疑問を念頭に置いて、まず「代脳録」「愛鷹山関係雑誌」の資料としての位置を確認し、次に「代脳録」を読み解く上で前提となるいくつかのことがらについて若干の考察を加え、最後に筆者横山健吾について触れて、本資料叢書の解説としたい。

\* \* \*

幻の「代脳録」第一号 既にお気づきの読者も多いとは思うが、本資料叢書には「代脳録」第一号が収められていない。

資料叢書をまとめるにあたり、所蔵者横山正美氏の御厚意を得て、第二次調査として資料の収められている土蔵に入つた。そこには第一次調査に洩れた数多くの貴重な資料があり、編さん室に持ち帰つて整理したが、めざす「代脳録」第一号はなかつた。「代脳録」第一号はどこにあるのだろうか。

横山家文書には、明治中期以降、「諸記臆当座帳」「諸日誌当座帳」「諸雜記明細帳」「諸用雜記明細」など表題はさ

まさだが、一年ごとの金銭出入りなどを記す横帳が残されていて、その初めの数丁は「特記事項」とか「重要事項」とかの小見出しのもとに日誌風の日々の記録に充てられている。多くの場合、紙数の関係もあるのだろうが三月くらいで記述が終わっており、おおむね私的な記録である。そうしたものの一つ、横山健吾の筆による明治二六（一八九三）年の「日記諸控帳」の当該部分には、「代脳録」第二号の記述に先立つ次の記載がある。

四月廿七日

愛鷹山民有引戻請願之件及廿六年度経費予算議定之為、沼津公会堂ニ於テ沼津町外拾ヶ町村組合會議開会ニ付、出席方同管理者金岡村長江藤浩藏ヨリ通達之旨ニテ役場ヨリ被達候ニ付、同日出席ス。然ルニ本日ハ出席議員定數ニ満タス会開ニ至ラス会散セリ。依テ午後四時三十分之汽車ニテ帰宅ス。

四月廿八日

前日之件議定之為、午前拾時三十分ニテ駿東公会堂へ出席ス。出席議員少數ナレトモ再会召集之故ヲ以テ会開ス。経費予算ハ原案之通り可決ス。民有引戻請願之件及行政裁判執行其他協議之為、管理村長外議員中ヨリ議員惣代ヲ撰挙シ、願書携帶各省大臣及主務官吏等面接陳情之為選挙セシニ、左ノモノ当選セリ。

議

員

鷹根村鳥谷 川口與五郎

中

富岡村千福 橫山健吾

管 理 者

金岡村長 江藤浩藏

長泉村長 永井嘉六郎

右選挙之上、午後七時退散セリ。

四月廿九日

愛鷹山牧畜及拝借地ニ係ル廿六年度経費予算議定之為、本郡会堂内ニ沼津町外拾ヶ町村組合会開会之旨達ニ付、本日出席、議了、午後七時帰宅セリ。

明治廿六年七月二日

愛鷹山民有引戻請願之タメ金岡村長江藤浩〔藏〕及拙者兩人ニテ東京工出張、最初京橋区銀座西本方工投宿、中頃ニシテ神田区南甲賀町伊田為三郎方へ止宿、夫レヨリ農商務省山林局主任者二手続ヲ得ントシテ長野県選出衆議院議員中村彌六君江原本郡選出議員ノ紹介召介ニテ面談シ、中村氏ノ周旋ニテ略ホ手続キヲ得、証拠書類ノ鑑定并ニ下書等起草相頼ミ、周旋料トシテ一百五拾円ヲ中村氏工相渡シ、江原氏工人力車代トシテ金武拾円相渡シ、願書進達次第許可相成約束ニテ同年八月二日兩人共東京ヨリ一時帰村ス。此明細ハ愛鷹山引戻日記簿ニ明記アリ。

最後の明治二六年七月二日の記事は、七月二日の上京以後、東京での「中央工作」をまとめたもので、八月二日に帰郷した後に書かれている。この年の「日記諸控帳」には、これ以後、愛鷹山引戻運動関係の記事はない。「代脳録」第二号の記述が明治二六年七月二日から始まることを考えあわせれば、引用資料末尾に書かれている「愛鷹山引戻日記簿」が「代脳録」第二号に相当すると考えるのが自然である。それ以前の記録が「日記諸控帳」にあることからすれば、第二号に直接つながる形での「代脳録」第一号の存在は、疑わしいことになる。「代脳録」という命名は後日のこととで、横山健吾が明治二六年七月以前の記録をまとめてそれを「代脳録」第一号とする意志はあつたものの果たせなかつたという推測も成り立つ。とすれば、「代脳録」第一号は初めから存在しなかつたことになる。とはいえ、そ

れは推測の域を出ない。いずれにせよ、「代脳録」第一号は、その所在もそしてまたその存在も幻のままである。

### 「代脳録」第二号、第三号について

「代脳録」とは、その字面から推して、脳に記憶する代わりに記録するといった意味あいで、備忘録、覚書などと同義であろう。決して一般的な用語ではない

が、「代脳録」にも頻出する東沢田村の江藤浩蔵の明治一〇年代後半の手記に「愛鷹山牧畜代脳雑誌」なる文書があることからして、あるいはそれにならつて命名したのかもしれない。正式には、その表紙にあるように「愛鷹山民有請願代脳録」とすべきで、愛鷹山御料地の民有引戻・払下請願運動についての横山健吾の日誌である。第二号は、表紙に「明治廿六年六月廿九日起稿」とあるが、実際には、七月一日、横山健吾が沼津町外十ヶ町村組合管理者の江藤浩蔵とともに同組合議員總代として「中央工作」のため上京するところから始まり、明治三二年三月二〇日、払下の許可指令下付を伝える沼津町外十ヶ町村組合の協議会の記事に終わる。第三号は、表紙に「明治参拾一年三月ヨリ

起稿」とあるが、同年一月四日の千福・葛山地籍分の境界下調査の記事に始まり同年一二月三日に終わる。第二号は愛鷹山引戻・払下請願運動の日誌で、第三号は払下地の実地引渡過程を中心とした日誌ということができるよう。

上の表は「代脳録」第二号・第三号に記述のある年月日を書き上げたものである。「代

表)「代脳録」第2号、第3号の記載月日

「代脳録」第2号		
明治26年	7月 2~31日 8月 1~5,7,9,11,12,15~18,24日 11月 20, 22~24日 12月 4~7, 10~12, 17日 * 11月 10, 16~29日 * 村長就任	30日 分 14日 分 5日 分 8日 分 15日 分 6日 分 1日 分
明治27年	12月 (10), 11~14, 19日	3日 分 2日 分 3日 分 2日 分 6日 分 1日 分
明治29年	3月 23日	98日 分
明治30年	*	
明治31年	7月 2~4日 10月 9, 10日 10月 15~17日 11月 18, 19日 12月 15~22日 3月 20日	3日 分 2日 分 3日 分 2日 分 6日 分 1日 分
明治32年		94日 分
「代脳録」第3号		
明治32年	1月 4日 3月 20, 24, 25, 28~31日 4月 1~9, 11, 12, 14, 16, 20~30日 5月 1~4, 6~17, 20~29, 31日 6月 1~4, 10~12, 15日 7月 3, 5, 16日 8月 9~14, 17, 23日 9月 4, 14, 19~22, 28日 10月 10, 11, 22日 11月 8, 12, 13, 17, 18日 12月 12/3 (記事なし)	1日 分 7日 分 24日 分 27日 分 8日 分 3日 分 8日 分 8日 分 3日 分 5日 分

「脳録」は愛鷹山の民有請願運動に主題を限定した日誌であるから、その記載が連日にわたるといった性格のものではない。また、明治二六年末からのほぼ一年間、富岡村長に就任した明治二七年一二月からの一年間、明治三〇年四月から六月の三か月間など、実際には運動が進展しているにもかかわらず、横山健吾が運動から若干離れていて記載が欠落している部分もある。しかしながら、横山が実際に運動にたずさわっている部分については、記述は詳細をきわめている。

愛鷹山の御料地編入から明治三二年の払下に至る経緯については、内海秀夫氏の編著による『愛鷹山組合沿革史』が考察を加えている<sup>(4)</sup>。内海氏は、この間一貫して沼津町外十ヶ町村組合管理者の地位にあった江藤浩蔵の手記「愛鷹山民有引戻ニ係日誌」に依拠して叙述している。江藤浩蔵の愛鷹山に關係する手記には、この「愛鷹山民有引戻ニ係日誌」のほか、前掲の「愛鷹山牧場代脳雜誌」、「愛鷹山牧畜其他ニ係日誌」等があるが、いずれも現在所在不明で利用することはできない。「代脳録」第二号は、愛鷹山の民有引戻・払下運動が積極化する明治二〇年代半ば以降の過程を一人の筆で記録した、現在ではおそらく唯一の資料といえよう。また、江藤の「愛鷹山民有引戻ニ係日誌」は明治二九年一二月二日に終わっており、「愛鷹山組合沿革史」は「為に其の後の運動の情況に関しては全く判然しない」としている。「代脳録」第一号の記述は、表に明らかのように、断続的ながらそれ以後の記述もあり、特に引戻請願として続けられてきた運動が払下請願に方針転換を余儀なくされる過程を明らかにしうる点で貴重である。

「代脳録」第三号は、民有払下が決定した愛鷹山の実地引渡の過程を詳述する。この過程は今まで問題にされることがなかつた。第三号の記述は、やや單調ではあるが、そのなかに地元住民の利害関係がかいまみられる点は興味深い。第一号が中央官庁との折衝、県当局との折衝が主題であったのとは対照的に、舞台を愛鷹山に移し、現地での派

遣官員とのやりとり、駆け引き等のなかで地元の利害が実現されていく過程が描かれる。

千福の横山健吾がこうした記録を残したのはなぜか。愛鷹山の民有引戻・払下運動は、終始請願運動という形態をとった。そのため、運動は、地元住民の愛鷹山への思いを背景としてもちつつも、それとはやや違った次元で、一二三の中心的メンバーに担われて進められた。したがって運動の具体的局面を知りうる人物は、この間、沼津町外十ヶ町村組合管理者の地位にあった江藤浩蔵・永井嘉六郎・長倉計吉にくわえて横山健吾といつたごく少数に限られた。

このうち永井は明治二六年末ないしは二七年に管理者を辞任し、その後任を長倉がつとめたから、この間一貫して運動の中心にあつたのは江藤浩蔵であり、ついで横山健吾ということになる。横山が運動から若干離れる時期があつたにしろ、運動のごく近い位置にいたのにはわけがある。後述するように千福・葛山の二大字が沼津町外十ヶ町村組合のなかで特別な位置にあつたからである。いわば、沼津町外十ヶ町村組合のなかで千福・葛山の利害代表として中心的なメンバーたらざるをえなかつたのである。江藤浩蔵が沼津町外十ヶ町村組合管理者としてかかわったのとはまた違つた角度から愛鷹山引戻・払下運動を見ることになり、そのことが「代脳録」にまた違つた意味での資料的価値を付加しているといえる。

本資料叢書では「代脳録」第二号・第三号にくわえて、「愛鷹山関係雑誌」を取り上げ「愛鷹山関係雑誌」の位置た。裏表紙に「明治廿四年第拾二月」と記された「愛鷹山関係雑誌」は、沼津町外十ヶ町村組合の結成に始まり、幻の「代脳録」第一号に代わりうる資料と位置づけられる。横山健吾は明治二四年二月、沼津町外十ヶ町村組合会議員に当選就任し、この町村組合による愛鷹山の民有引戻運動に深くかかわるようになる。この「愛鷹山関係雑誌」は「代脳録」のような日誌ではなく、愛鷹山の民有引戻運動に関連する重要文書を、横山健

吾が運動の過程で折にふれて書き写したものである。初期の沼津町外十ヶ町村組合規約はじめ、今回の翻刻で初めて活字化される資料も少くない。煩を厭わず訂正部分の復元につとめたが、それは、この訂正部分が規約類の改正等を反映しているからである。

以下、収録された文書表題にその収録順に番号を付し、それについて簡単な解説をくわえる。

① 「駿東郡<sup>原</sup>沼津町外拾ヶ町村組合規定」（一一七頁）

愛鷹山の民有引戻運動の主体となる沼津町外十ヶ町村組合は明治二十四年一月に設置された。その規定である。同年九月三〇日に関係各町村惣代が稟請したものを一〇月一四日関係各町村長が上申、一月一六日付指令で駿東郡長の設立許可を得た。<sup>(5)</sup> 沼津町外十ヶ町村組合は、沼津町・片浜村・浮島村・鷹根村・原町・金岡村・大岡村（以上現在沼津市）・長泉村（現在長泉町）・清水村（現在清水町）・小泉村・富岡村（以上現在裾野市）の一町村で構成され、「駿東郡愛鷹山拝借地及同山一切ノ事件ニシテ其共同事務ヲ處理決定スル」ことを目的とする。現在の裾野市域でこれに關係するのは、小泉村の水窪と富沢、富岡村の大畑の三大字である。組織的には明治一六年の無料貸与にかかる原駅外五ヶ町四六ヶ村聯合会を継承し、のち明治二六年の早い時期に原町外十ヶ町村組合と改称、規約改正により、その目的は「駿東郡愛鷹山拝借地ニ係ル事件ニシテ其共同事務ヲ處理決定スル」ことに限定される。

② 「組合會議員姓名」（一一九頁）

年月日の記載はないが、沼津町外十ヶ町村組合発足時の組合會議員の名簿であろう。

③ 「愛鷹山民有引戻証拠物件」第壹号・第九号（一二〇頁）

明治二十四年一二月一九日付の「愛鷹山民有引戻請願」（後出⑪）に添付された証拠物件のうち第一号証から第九号

証までの説明書である。

④「富岡村千福民有引戻願地」（一二三頁）

⑤「同 葛山分」（一二四頁）

富岡村千福・葛山は明治一六年の愛鷹山無料貸与地には関係しないが、沼津町外十ヶ町村組合とともに愛鷹山引戻運動を展開する。その際のそれぞれの引戻対象地を書き上げたものであろう。千福分は二八筆合計一二三町一反三畝一二歩（各筆の反別の実際の計算値は一二三町八畝一二歩で若干の齟齬がある）、葛山分は五筆合計一〇二町六反二畝二歩である。葛山分については、実際に明治三二年に払下げられた地籍反別と比較するとかなり少ないので、あるいは横山健吾の居住する千福と何らかの関係がある分だけを書き上げたものなのかもしれない。

⑥明治八年一〇月一〇日付 第一大区・第二大区両区長あて静岡県権令大迫貞清の達（一二四頁）

愛鷹牧場廃跡地が一等官林に編入されたことを伝える達である。第一大区は駿東郡、第二大区は富士郡である。駿東郡・富士郡にまたがる愛鷹山全山が一等官林に編入されたが、これを契機に両郡でそれぞれ民有引戻運動が展開される。富士郡の「須津山」は、この時の運動が功を奏して民有地第一種に編入されている。

⑦明治一四年一二月一六日付 千福村あて静岡県少書記官長峰弥吉の号外達（一二五頁）

旧字市場平外三か所についての官民有区別の取消通知である。千福地籍の字市場平・小杉平・ウスント・大平および地籍外の字平山中場については、明治一三（一八八〇）年の官民有区別調査の際、同年四月二〇日付で字平山中場は官有地第三種に、字市場平ほか三か所は民有地第一種にそれぞれ編入する指令があつた。これらの地は明治八年一〇月一〇付の達の愛鷹山官林に属するため、この指令を取り消す旨を伝える号外達である。千福の引戻対象地には、

こうした経緯があり、千福ではこれらの土地の地税を明治一三年以後納入していた。そのことが、これらの地を民有とする主張の根拠となつていることが「代脳録」の記述に見られる。

⑧明治八年六月二二日付 内務省乙第三号達（一二二五頁）

この内務省乙第三号は、入会慣行と比隣郡村の保証をもつて民有の確証とみなすとした内務省の達で、朝令暮改の官民有区別についての布達のなかで最も入会慣行を尊重する内容をもち、地元町村が民有を主張する際に援用するとの多い文書である。

⑨慶応四年一月「内済熟談為取替証文之事」（一二二五頁）

字箕洞にある千福・葛山両村入会地と、富沢村ほか一四か村入会地との境界争論の和解証文である。三島宿問屋、木瀬川村名主後見、徳倉村組頭が扱人として仲裁に入り、示談が成立、境界が確認された。愛鷹山引戻証拠物件第一二号の三附属証として提出されたもの写である。

⑩愛鷹山民有引戻証拠物件 第十号～第拾三号参考書（一二二七頁）

明治二十四年一二月一九日、③とともに愛鷹山引戻証拠物件として提出された証拠物件第一〇号証から第一二号証および第一三号参考書の説明書である。

⑪明治二十四年一二月一九日付「愛鷹山民有引戻請願」（一二二九頁）

明治二十四年一一月に結成された沼津町外十ヶ町村組合管理者と大字千福・葛山を代表する富岡村・須山村組合村長芹沢孝三代理助役横山健吾との連名で静岡県に提出された民有引戻請願書である。

⑫愛鷹山組合町村名（一二三〇頁）

愛鷹山民有引戻に関係する旧町村を書き上げたもの。甲部・乙部・丙部というのは明治一六年九月の「駿河国駿東郡原宿外五ヶ町四拾六箇村入会愛鷹山牧場地保護方規約書」<sup>(6)</sup>に見られる入会区分である。甲部一五か村の一色村は南一色村の誤りか。乙部は二五か村（合併して一八か村）で、沼津城内町が加わり、末尾の「外下長窪村」というのは意味不明である。丙部は二一か村（合併して一九か村）で、東船津村は船津村の誤り、東平沼村と西平沼村が加わり、東西平沼村は合併して平沼村となるが、船津村と西船津村に合併の事実はない。なお、甲部・乙部・丙部は画然と分かれていたわけではなく、甲部・乙部にまたがって入会する村落として元長窪・上長窪および大岡村、乙部・丙部にまたがって入会する村落として東間門・西間門があつた<sup>(7)</sup>といふ。

⑬明治二四年一二月一〇日付「御料原野民有引戻之義ニ付副申」（一三三一頁）

静岡県知事時任為基あての駿東郡長河目俊宗の副申、明治二四年一二月一九日付の民有引戻請願に添えられた。

⑭「民有引戻ニ付日当及諸費調」（一三三二頁）

明治二四年一二月に民有引戻請願を静岡県庁に持参した際の旅費・日当であろう。この時期千福は沼津町外十ヶ町村組合に所属していないため、翌明治二五年一月二〇日、千福の協議費割で支出しているのである。

⑮「駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合規定」（一三三二頁）

明治二五年一〇月一四日稟請、同年同月二七日に駿東郡長の許可指令を得た、富岡村の千福・葛山をくわえた沼津町外十ヶ町村組合規定である。同名の千福・葛山を含まない沼津町外十ヶ町村組合が既に存在していたため、欄外朱筆にあるように「愛鷹山組合」として区別しているのかもしれない。

⑯「愛鷹山民有引戻請願組合會議員氏名」（一三四四頁）

ここにいう「愛鷹山民有引戻請願組合」とは、⑯の沼津町外十ヶ町村組合を指す。明治二十五年発足時の組合会議員名であろう。

⑰明治八年十月付「愛鷹山入会山之義ニ付歎願書」（一三五頁）

愛鷹山の一等官林編入をうけて、第一大区六小区に属する村々から出された民有地編入を要求する嘆願書の写である。明治八年一〇月には千福村でも「一村進退株薪山ノ義ニ付願書<sup>(8)</sup>」が提出され、同様に民有地編入を要求している。

⑱「行政裁判々決例」（一三七頁）

沼津町外十ヶ町村組合では請願による民有引戻が功を奏さない場合、行政裁判所に訴えることを考えていたようである。明治二八年一一月九日に宣告された愛知県東海郡津島町大字向島の民有地回復の事例を写し取っている。

⑲明治三〇年八月六日付 農商務省令第一三号 民有引戻手続（一三八頁）

明治三〇年八月六日に出された官有森林原野を民有に引戻す際の申請手続きについての農商務省令を書き写したものである。

\* \* \*

明治一六年の無料貸与

はじめに述べたように、明治三一年の払下に至る過程では、愛鷹山御料地のうちおよそ三〇〇町歩が払下予定の貸付地であったことが大きな意味をもつた。

明治一六（一八八三）年の無料貸与に帰結する動きは、明治一三（一八八〇）年四月一六日付の「愛鷹山官林外株薪場民有御定方願<sup>(9)</sup>」の提出に始まる。これは、一駅一町四六ヶ村人民総代名で内務省山林局静岡出張所に提出された。

山林局は明治一四年四月に農商務省に移される。同年秋から始められた「中央工作」では、江原素六を介して農商務省山林局長牟田口元学および主任者曾根静夫に接触し、その助言を容れて引戻から払下に方針を転換する。さらに、一二月には静岡県令大迫貞清の斡旋で農商務少輔品川弥二郎に面会し、「二十ヶ年ヲ約シ、開墾成牧場ナリニ開クトキハ安代金ヲ以テ人民ニ払下候様可致間、ソレナラハ尽力」するとの約束を引き出している。<sup>(10)</sup> そこで翌明治一五年三月一四日付でおよそ三〇〇〇町歩の「官林拝借願」が二駅一町四六ヶ村人民総代名で農商務省静岡山林事務所に提出され、同月二〇日付の「願書下戻願」で先の「民有御定方願」の下戻手続きがとられた。

「官林拝借願」は、明治一六年七月一三日に許可された。その指令条項には、「第一 貸渡年限ハ明治十六年ヨリ來三十五年迄二十ヶ年季無料貸渡候事」、「第二 貸渡年限中ト雖モ、周囲ニ土墨或ハ木柵ヲ結構シ放牧ノ後、動物ノ繁殖、牧場維持ノ見据相立候ハ、申立ノ素地相当代価則反別一町歩ニ付金壱円五拾銭ノ割ヲ以テ直ニ払下ベク候、其際更ニ願出スベク事」とある。駿東郡愛鷹山東南表山反別およそ三〇〇〇町歩が明治一六年から二〇年間無料貸与され、二〇年後の明治三五年あるいは貸与年限中でも牧場維持の見込みがつき次第、一町歩一円五〇銭で払下げられることになったのである。八月二〇日には「駿河國駿東郡愛鷹山入会原駅外五ヶ町四拾六ヶ村聯合会規則」<sup>(11)</sup> が制定され（九月二二日許可）、原駅外五ヶ町四六ヶ村聯合会が貸与地の管理運営にあたることになった。

なお、この間、千福村・葛山村は別に民有引戻手続きをとつており、およそ三〇〇〇町歩の無料貸与には関係していない。したがつて、原駅外五ヶ町四六ヶ村聯合会に千福・葛山は属していない。

次に、愛鷹山の民有引戻・払下運動の主体となる沼津町外十ヶ町村組合の成立について、述べておきたい。愛鷹山に関する町村組合としては、原町外十ヶ町村組合と沼津町外十ヶ町

沼津町外十ヶ町村組合

村組合が、構成大字を若干異にして併存していた。これについて『愛鷹山組合沿革史』は、明治二四（一八九一）年一月に従前の原宿外五ヶ町四六ヶ村聯合会の権利義務を継承する原町外十ヶ町村組合が明治一六年の無料貸与地関係町村を構成員として発足し、翌明治二十五年一月に専ら愛鷹山民有請願を目的とする沼津町外十ヶ町村組合が貸与地に關係のない富岡村千福・葛山の二大字をくわえて結成されたと説明している。私もこれを踏襲して同様に説明してきたが、この説明には若干訂正の必要がある。

明治三二年三月の愛鷹山払下に直接つながる引戻・払下の動きは、明治二二（一八八九）年一〇月の御料林編入以降に始まる。この間の事情を「愛鷹山民有請願ニ付陳述書」は次のように述べている。

明治廿二年十月官内省告示ヲ以テ御料林ニ編入セラレ、次テ御料局静岡支庁沼津出張所ヲ置カレ愛鷹山之レカ所属トナルヨリ、該出張所ハ曩ニ指令セラレタル旨趣アルニモ拘ハラス、亦タ牧畜業ノ何モノタルヲ問ハスシテ、彼是厳重鉗束セラル、ヨリ、業務ノ困難ハ勿論従テ事業ノ發達ヲ妨ケラル、コト少ナカラス。遂ニ牧畜當業者ノ更迭ヲ來スニ至ル等、一トシテ之レニ源因セサルハナシ。人民等之ヲ思考スルニ、曾テ遵奉セル特典ノ指令今日ニ抵リ却テ言フヘカラサルノ難事ヲ惹起セルモノニシテ、時勢ノ変遷既ニ斯ノ如シトセハ将来願出ノ結果夫レ如何ナルヘキカ、実ニ憂懼ニ堪ヘサルナリ<sup>(12)</sup>

御料林編入後の管轄官庁である御料局静岡支庁沼津出張所との摩擦から、無料貸与地の先行きに不安を感じた関係有力者たちは、明治二三年一〇月、明治一六年の無料貸与時の指令第三項に基づいて、貸与地の払下を申請した。この払下申請は、当時の御料局長が貸与交渉の際に援助を受けた品川弥二郎であつたことを見込んでのことであつたが、何の反応も得られなかつた。翌明治二十四年二月には拝借地関係の有力者らの集会で「捲土重来の運動方針」が協議さ

れ、証拠書類を収集して民有引戻の請願をすることにした。こうして永井嘉六郎・江藤浩蔵・森藤七郎の三名の請願委員による民有引戻請願書を県当局に提出するが、九月には郡役所から「其筋ヨリ更ニ町村会ノ決議ノ上町村長ヨリ出願スヘキ旨」の指示を付されて一件書類が一括返戻される<sup>[13]</sup>。

この指示を受けて三名の請願委員は、町村会を開いて引戻請願書に關係各町村を連署させるか、あるいは関係一いか町村の組合を組織してこの請願書を議決した上で出願するかを協議し、後者を選択、すなわち組合を組織した上で正当な手続きをふむことに決定した。ついで、関係町村長および総代らが參集して組合を組織することに衆議一決、組合規定の草案作成に着手したのが九月一一日である<sup>[14]</sup>。その後郡役所との間でやりとりがあつて、明治二十四年一月一六日付で沼津町外十ヶ町村組合規約の許可指令が下付される（「愛鷹山関係雑誌」①）。ここに愛鷹山の引戻を目的とする沼津町外十ヶ町村組合が成立したのである。

明治二十四年一二月一九日付の「愛鷹山民有引戻請願」（「愛鷹山関係雑誌」⑪）、明治二十五年二月二六日付の「愛鷹山民有引戻請願書」<sup>[15]</sup>には、いずれも駿東郡沼津町外十ヶ町村組合管理者江藤浩蔵・高野義長とならんで駿東郡富岡村・須山村組合村長芹沢孝三代理助役横山健吾が連署している。明治二十四年一一月に組織されたのは、原町外十ヶ町村組合ではなく沼津町外十ヶ町村組合であり、その沼津町外十ヶ町村組合には富岡村の千福・葛山が含まれていなからである。

明治二十五年八月二三日、江藤・高野両管理者の協議により、以下の議案が作成された。

一請願一件二付、更三千福・葛山ヲ合セ一管理ニ属セシムルニ就テハ、拝借地ニ係ル組合ノ外ニ更ニ一ノ請願ニ係ル組合規定ヲ設クルヲ正当トナストキハ、今回組（合）会開会後ニ於テ各町村會議ヲ開ク手続ヲナシ、組合

## 規定ヲ編成スル事

ついで九月六日の組合会では以下の決議がなされる。

一 民有引戻請願ニ付、富岡村ノ内千福・葛山ノ二字ヲ併セ更ニ沼津町外十ヶ町村組合ヲ組織セントス

但本案決議ノ上ハ当組合会議員ノ内ヨリ三名ノ委員ヲ互選シ富岡村委員ト共ニ組合会規程ヲ組織セントス<sup>(16)</sup>

これにより制定されたのが明治二十五年一〇月二七日に郡長の許可指令を得た「駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合規定」〔「愛鷹山関係雑誌」<sup>(17)</sup>〕である。<sup>(17)</sup>ここにわずかな期間だが、沼津町外十ヶ町村組合と名前を同じくしながら、「拝借地ニ係ル組合」と「請願ニ係ル組合」の二つの町村組合が併存することになった。

明治二六年の早い時期に「拝借地ニ係ル組合」（＝「愛鷹牧場ニ係ル組合」）は原町外十ヶ町村組合と改称し、若干の規定更正をしている。これにより明治二六年の無料貸与地関係町村で構成される「拝借地ニ係ル」原町外十ヶ町村組合と、拝借地には関係しない富岡村千福・葛山を含む愛鷹山民有請願に係る沼津町外十ヶ町村組合の二者が存在することになつたのである。

世伝御料ということ  
明治二二（一八八九）年に長野・岐阜・静岡・山梨・神奈川諸県所在の官林と官有山林原野が

御料地に編入され、静岡県の分はこの年一〇月一二日に授受されるが、このなかに愛鷹山官林も含まれ、愛鷹山は御料地となる。愛鷹山は翌明治二三年さらに世伝御料に編入される。そのことは、愛鷹山引戻請願についての静岡県当局の調査過程で問題となり、明治二六年一二月、河口俊宗駿東郡長を介して組合管理者に伝えられるが、その時まで、この事実は地元の人々の知るところではなかつた。そして愛鷹山が世伝御料であることが駿東郡愛鷹山全山引戻を困難なものとしたのである。

世伝御料とは、皇室財産制度の一つで、天皇の世襲財産で分割したり譲渡したりすることが許されないものであつた。明治二二年二月一一日に制定された皇室典範の第八章世伝御料は次の二条からなつてゐる。

第四十五条 土地物件ノ世伝御料ト定メタルモノハ分割讓与スルコトヲ得ス

第四十六条 世伝御料ニ編入スル土地物件ハ枢密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス  
皇室財産の基礎となる世伝御料は、国会の開設前に設定しておく必要があつた。しかし、当時は明治二二、二三年にわたる官有林野の御料地編入早々であつたので、世伝御料とすべき財産の区域・数量等は台帳面の記載に基づくほかなく、実地と符合するかどうかを検討するいとまもなかつた。そこで、面積反別等は他日の精査に俟つこととして概括的に表示し、枢密顧問の諮詢を経て、明治二三年一一月二七日急遽勅定したのである。一一月一八日付の宮内省告示第二七号は、世伝御料地に定められた土地物件を挙げているが、その所在の表記は郡市までで、その「面積段別及境界ハ御料局ニ保存スル所ノ図面ヲ以テ標準ト」<sup>(18)</sup>された。

この宮内省告示第二七号により富士御料地が世伝御料に編入される。しかし、富士御料地が静岡県駿河国駿東郡・富士郡、山梨県甲斐国西八代郡・南都留郡にまたがることは示されているが、所在町村が示されていないため、愛鷹山が富士御料地に含まれているかどうかはこれだけではわからない。地元の人々が承知していないのも当然である。

しかし、御料局から宮内大臣に提出され、さらに枢密顧問諮詢の際に参考欄に掲記された調査書には、富士御料地六万六七一二町三反五畝一步は「甲駿両国ニ跨リ富士ノ山腰ヲ環遡スル所ノ大山林及之レト僅カニ相隔テ、東南ニ相対スル愛鷹山及東方ニ隔在スル大野原等ヲ總称ス」とされてゐる。<sup>(19)</sup>愛鷹山は、世伝御料に編入された富士御料地に含まれているのである。また、御料局から宮内大臣に提出された「世伝御料編入見込地の由緒現況」に富士御料地は以下

のようすに書かれている。

駿河甲斐ノ両国ニ跨リ富士ノ山腰ヲ環遶スル所ノ大森林ト、駿河国駿東郡内ニ在リテ之ト僅ニ相隔テ、相対スル所ノ愛鷹山大野原等ヲ總称セリ。富士ノ森林ハ大半峻峻ノ地ニ在リテ土石崩落ノ抑止ナルニヨリ、營林事業ノ常則ヲ以テ将来収入ノ多キヲ望ムハ易事ニアラスト雖トモ林麓原野ノ大半ハ既ニ耕地ニ変シ、又愛鷹山大野原等ノ如キハ鉄道ニ近クシテ且海ヲ去ル遠カラサルヲ以テ、将来収利ノ多キ予メ知ルヘキナリ。<sup>(20)</sup>

御料局では、収益の面ではむしろ愛鷹山・大野原の方に注目していたといえよう。

さて、愛鷹山の引戻請願に関連して静岡県知事が御料局静岡支庁に照会したところによれば、駿河国駿東郡愛鷹山御料林反別六〇五一町四反八畝二七歩のうち三〇五一町四反八畝二七歩が富士世伝御料地に編入されていた。<sup>(21)</sup> すなわち愛鷹山の世伝御料は明治一六年に無料貸与を受けたおよそ三〇〇〇町歩を除いた部分にあたる。既に地上権が設定されている部分を除いて世伝御料への編入がなされたのである。

#### 千福・葛山の位置

明治二六年一二月一七日、沼津町外十ヶ町村組合の協議会で世伝御料のことが問題となつて以降、翌年一月一〇日まで「代脳録」の記載はない。組合管理者の江藤浩蔵・永井嘉六郎（のち辞職して片浜村長長倉吉が就任）両名がいくども県庁に出頭して督促につとめた末、一月七日に県の調査が完結、願書が下付されている。この間の経緯を『愛鷹山組合沿革史』で補つておきたい。

「代脳録」によれば、明治二六年一二月一七日の協議会では、從来どおり愛鷹山全山引戻の方針で、万一愛鷹神社の神地について県当局から質問があつた場合には、愛鷹全山とは神地すなわち山八合以上を除く部分であるとして、あくまで全山引戻を主張することに決定している。世伝御料の意味が十分には理解されていなかつたようである。翌

明治二七年一月以降は、世伝御料部分を除き原野部分のみを引戻の対象として県との交渉に臨んでいる。ところが、ここに問題が生じる。「果シテ然ルトキハ拝借地関係外ナル千福・葛山ハ民有請願スル能ハサルモノ、如ナルニ付、甚夕此点ニ於テハ千福・葛山人民大ヒニ苦慮ニ堪ヘス、亦夕管理者ニ於テモ疑懼スル所ナリ」とは、組合管理者江藤浩蔵の言である。千福・葛山を合わせて新たに沼津町外十ヶ町村組合を結成したのに、その足並みが乱れることにつながりかねない。組合側は、先に提出した引戻願の反別六〇五一町四反八畝二七歩をおよそ三三〇〇町歩と訂正して、二月二日に県に提出する。およそ三〇〇〇町歩が無料貸与地、残りの三〇〇町歩が千福・葛山地籍分をさす。ところが、県当局はあくまでも引戻反別をおよそ三〇〇〇町歩と訂正することを要求する。世伝御料に含まれる部分の引戻を認めるわけにはいかないからである。千福・葛山地籍分もこのおよそ三〇〇〇町歩に含まれるとする県の説得により、組合管理者は一〇月三〇日県庁に出頭した際これを容れておよそ三〇〇〇町歩と訂正している。この訂正を受け一月七日、県の調査が完結、願書下付に至るのである。<sup>(22)</sup>

『裾野市史 近現代資料編I』に掲載した明治二七年三月一五日付の引戻願は、引戻反別をおよそ三〇〇〇町歩とされている。この史料には表紙に朱筆で「静岡県庁ヲ經農商務省工進達控」と書かれている。三月一五日付ではあるがその後の県との折衝による訂正を経たものと思われる。横山らはこれを持参して上京、舞台は農商務省に移る。

駿東郡愛鷹山全山引戻として運動が始まつたとき、富岡村の千福・葛山は、無料貸与地関係町村と同一歩調をとることになつた。ところが、運動の過程で、世伝御料部分の引戻が困難なことがわかり、世伝御料に含まれない無料貸与地およそ三〇〇〇町歩と世伝御料に含まれる千福・葛山地籍分を同一に扱うことが難しくなつてくる。沼津町外十ヶ町村組合のなかで千福・葛山は微妙な位置に置かされることになる。

これ以後、農商務省での調査は遅々として進まず、農商務省の調査が終わって書類が宮内省御料局に渡されるのは、明治三〇年五月から七月の間である。御料局との折衝過程で、引戻から払下に方針転換を余儀なくされ、その最終段階で再び千福・葛山地籍分が問題になる。横山健吾が苦渋の選択をし、それによつて三二七二町歩の払下が実現するのであるが、その過程については「代脳録」に譲る。

\* \* \*

### 筆者横山健吾について

〔現在裾野市千福〕の旧家、横山家に生まれた。父は瑞平（直勝）、幕末から明治初年にかけて愛鷹牧の牧士りきしをつとめ、かたわら千福村の名主もつとめていた。母は沼津藩士岩城岩輔の二女じよさく、漢学者岩城魁の妹であつた。健吾はその長男である。

寛政九（一七九七）年に愛鷹山に開設された愛鷹牧は、江戸幕府が直接設置・経営した馬の牧場である。牧士といふのは、若年寄一御小納戸頭取（野馬掛）—野馬方のもとに、各地の牧におかれた現地での管理責任者というべき存在である。地元の有力農民から採用され、苗字帶刀が許され、幕府から扶持をもらつて、捕馬・払い馬の実施、土手普請の見積・監督、馬の飼養・管理、用地の管理などの仕事を行つた。愛鷹牧の牧士は当初は五名だつたが、文政期からは一二名となり、この頃から横山家の当主が牧士（同見習）を世襲している。裾野市域では横山家だけである。

健吾自身は、明治初年の廃牧により牧士となることはなかつたが、愛鷹山と関係の深い家柄であり、また在地の有力者であつたことから、愛鷹山の引戻・払下運動に深くかかわり、また愛鷹山の御料編入以後、千福・葛山が沼津町

外十ヶ町村組合に加わると、千福・葛山の特殊利害を代表するものとして、組合管理者とともに運動の中心人物の一  
人となつた。こうした横山健吾の位置が、愛鷹山の引戻・払下運動の様子を後世に伝える「代脳録」「愛鷹山関係雑  
誌」を書かしめたといえよう。

さて、巻末一六七—一七〇頁に掲げた横山健吾の履歴は、大正六（一九一七）年一月千福報徳社から地域に対する  
「功績顯著」を表彰された際のものである（口絵写真参照）。愛鷹山関係でいえば年月日等に若干の齟齬が見られるが、<sup>(23)</sup>  
大正初年までの横山健吾の活動のあり様を概観することができる。

横山健吾は、明治一五（一八八二）年の千福村委会議員をかわきりに、数々の公職を歴任している。行政村である富  
岡村（明治三二年七月までは須山村と組合村）では、村委会員、助役、村長をつとめ、愛鷹山に関する沼津町外十ヶ  
町村組合・原町外十ヶ町村組合のほかにもさまざまな町村組合会の議員に就任している。また駿東郡の郡会議員、郡  
参事会員、郡農會議員・同幹事などもつとめ、その活動は郡レベルに及んでいる。とはいっても、居住村落千福で、夜学  
会を開いて青年教育に意を尽くし、また愛鷹山民有請願運動とその後の共有林における事業に見られるように、その  
活動は千福あるいは富岡村から遊離することなく、まさに村落レベルの名望家であつたといえる。

大正期以降も同様の活動が続く。町村制が施行された明治三三（一八八九）年以来、富岡村村委会員に連続一一回  
当選、大正五（一九一六）年二月から一年二か月ほど病氣で職を離れたが、その期間をのぞいて一貫して村委会員を  
つとめた。昭和一三（一九三八）年四月一七日、内務省主催の自治制發布五〇周年記念式典では、自治功労者の一人  
として内務大臣から表彰状と木杯三組を授与されている。

その後、昭和一七（一九四二）年八月二十四日、地域での公職に明け暮れた横山健吾は、八四歳でその生涯を閉じた。

青年横山健吾とロシア正教 最後に、公職に就く以前の青年横山健吾のあまり知られていない一面を紹介しておきた  
い。明治二七年まで記載された自筆の「履歴書」草稿と大正半ばに書かれた「回顧録」  
による。<sup>(24)</sup>

横山健吾は慶応二（一八六六）年九歳で母方の祖父で沼津藩士の岩城岩輔のもとに預けられ、同藩士本田柳太郎や  
山崎兼三郎から習字や読書を学んだが、沼津藩の上総菊間への転封とともに千福村に戻り、その後は普明寺の住職平  
山階年や三島の医師横山某に習字・読書を学んだが、何れも数か月の短い期間で、幕末・維新の混乱期にあつて勉学  
がままならなかつたという。明治六（一八七三）年四月、一六歳になつた健吾は、叔父の旧沼津藩士岩城魁が校長を  
つとめる伊豆修善寺の芝山学舎に入学、漢籍・習字・算術を修め、明治八年三月（明治七年一二月ともいわれる）に  
退学する。続いて四月に御宿村の行余舎の助教になつたことは巻末の履歴の冒頭に記されているが、明治九年一二月  
には退職している。

年が明けて明治一〇（一八七七）年三月には、数年前に瑞平の養女として迎えられていたみち（君沢郡長浜村の児  
玉弁之輔の妹）と結婚する（戸籍では明治九年一二月）。妻みちを迎えてから、青年健吾に一つの変化が見られる。

一明治十年三月養女ヲ妻トシ婚姻ノ式ヲ挙ク。即チ今ノ妻ナリ。

一同年同月耶蘇基督教伝導者宮城県士族笛川清吉ナル人ヲ聘シ教理ヲ研究シ略其真意ヲ悟ル。

一同年五月憤然立テ函嶺ヲ越、東京駿河臺ナル耶蘇聖教会魯國司祭ニコライノ門ヲ訪フ。偶々旧沼津藩士タル山  
崎兼三郎氏二面会シ、同氏ノ伝教所本郷富士前町二同寓シ猶教理ヲ研究ス。

一同年七月公会ノ決議ニヨリ山崎氏青森県下八ノ戸ニ出張ス。依テ再ヒ浅草平右衛門町伝教者假野成満氏方ニ同

居シ教理ヲ研究ス。

一 同年九月魯國司祭エフミイ氏東海道巡回豆国修善寺ニ於テ洗礼ヲ妻みち及外數名ト共ニ受ク。代父ハ丹後國ノ人伝教者中小路誠一郎氏、代母ハ宮城県士族菅野アンナ氏（當時女子神学校長）ニ嘱托ス。

一 同年拾月ヨリ伊豆三島出張伝教者宮城県士族大越弘毅ニ付キ教理漢学ヲ研究<sup>(25)</sup>ス。

「回顧録」によれば、健吾には「明治四年（十四歳ノ時）春三月青雲ノ志ヲ擁キ蹶然意ヲ決シテ無断東都ニ出テントシ函根駅ニ至リシニ後ヨリ追手来遂ニ引キ戻サル、ニ至レリ」という経験があつた。明治一〇年の上京は二度目の企てである。今回は途中で引き戻されることもなく、少年時代の読書の教師であつた山崎兼三郎のもとに身を寄せ、ロシア正教の「教理ヲ聽聞」している。九月には妻みちとともに洗礼を受けている。一〇月にはやはり旧沼津藩士の伝道師尾崎弘（容力）とともに帰郷しているが、その後も三島の教会に通つていたようである。妻みちの実家児玉家は早くからの信者で、その影響であったのかどうか。あるいはまた、かつて教えを受けた沼津藩士たちの影響も考えられる。

その後健吾がどういう信仰の変遷をしたのか、今それを跡づける資料を持ち合わせていないが、これ以後「回顧録」にも「履歴書」草稿にもロシア正教に関する記事はない。ただ「回顧録」には「両親ハ非常ニ耶穌教嫌ニテ時々衝突セリ」と記されている。両親そして「家」との葛藤のなかで健吾は次第に信仰から離れていたようにも見える。

「代腦録」には愛鷹山関係以外の記述はきわめて少ない。しかし上京した折には、横山健吾は一人で駿河台の神学校を訪ねたり、明治二七年一一月一九日には駿河台の「魯國教堂」（ニコライ堂）で開かれたロシア皇帝アレクサ

ンドル三世の葬儀礼の大祈禱を参観したりしている。当時の横山健吾は、既にそれほど熱心な信者であった形跡はないが、どのような感慨をもつて東京を歩いていたのか。そんなことを想像してみるのも、資料を読む楽しみの一つである。

△参考文献▽

帝室林野局編『帝室林野局五十年史』（一九三九年）

内海秀夫編『愛鷹山組合沿革史』（愛鷹山組合役場、一九四九年）

沼津市明治史料館企画展解説書『愛鷹牧』（沼津市明治史料館、一九九一年）

樋口雄彦「ロシア正教と日本 北海道・宮城・静岡県・東京都」（『歴史の道・再発見 第一巻 平泉からロシア正教まで』フォーラムA、一九九四年）

△注記▽

(1) 本資料叢書所収「愛鷹山関係雑誌」からの資料引用ないし出典表記は、資料掲載順により①②③……で示す。

本解説一四六頁一一五一頁参照のこと。

(2) 帝室林野局編『帝室林野局五十年史』（一九三九年）三〇七頁—三〇八頁。

(3) 内海秀夫編『愛鷹山組合沿革史』(愛鷹山組合役場、一九四九年) 八三頁。

(4) 前掲『愛鷹山組合沿革史』九三頁一一三頁。

(5) 前掲『愛鷹山組合沿革史』は、この指令の日付を一月一九日としている。

(6) 沼津市鳥谷・川口家文書(沼津市明治史料館所蔵)。

(7) 前掲『愛鷹山組合沿革史』八八頁。

(8) 『裾野市史』第四卷資料編近現代 I (裾野市、一九九三年) 所収。

(9) 沼津市鳥谷・川口家文書(沼津市明治史料館所蔵)。以下、本項の資料は特に断りがない限り沼津市鳥谷・川

口家文書による。

(10) 前掲『愛鷹山組合沿革史』七四頁。

(11) 「民有御定方願」「官林拝借願」の二駅一町四六ヶ村の二駅一町とは沼津駅・原駅・大塚町をさし、原駅外五ヶ

町四六ヶ村聯合会の五ヶ町は沼津本町・上土町・城内町・三枚橋町・大塚町をさし、その構成は同じである。

(12) 「愛鷹山民有請願二付陳述書」(千福・横山正美家所蔵)。駿東郡愛鷹山入会町村人民総代として、沼津町外十

ヶ町村組合管理者江藤浩蔵(金岡村長)・高野義長(長泉村長)・富岡村・須山村組合村長芹沢孝三代理助役横山健吾、有志者永井嘉六郎・森藤七郎らが、愛鷹山民有請願の理由を述べたもので、民有引戻請願書に添えて提出したと思われる(活版)。横山家には、明治二五年月日とされた明治二五年二月二六日付の請願書に添えられたものと、日付のみを明治二七年三月二五日と訂正して同日付の請願書に添えられたものとの二通が残されている。

(13) 前掲『愛鷹山組合沿革史』九四一九五頁。

(14) 同前、九五頁。

(15) 千福・横山正美家所蔵。

(16) 前掲『愛鷹山組合沿革史』九九頁。千福・横山家所蔵の「明治二十四年度ヨリ解散迄 駿東郡原町外拾ヶ町村組合（愛鷹山組合）議按決議書綴 横山控」には、年月日不詳「諸第七号」としてほぼ同内容の資料がある。違いは「沼津町外十ヶ町村組合」の部分が「一ノ組合会」となっている点である。鉛筆で「確定」と書き込まれている。

(17) 前掲『愛鷹山組合沿革史』は、九月十七日に組合規定の編成が委員会で満場異議なく決定され、一一月二日には完成、各町村連署の上郡長に進達するはこびとなつたとしている（九九一一〇〇頁）が、日付に若干の齟齬が見られる。

(18) 前掲『帝室林野局五十年史』三三六頁。

(19) 同前、三四〇頁。

(20) 同前、三四五頁—三四六頁。

(21) 前掲『愛鷹山組合沿革史』一〇四頁。

(22) 同前、一〇四頁—一〇六頁。

(23) 例えば、明治二四年一二月一〇日の「原町外十ヶ町村組合」は「沼津町外十ヶ町村組合」の誤り、また愛鷹山の民有払下許可の年月を「明治三十一年一月」としているが「明治三十二年三月」の誤りである。

(24) いずれも千福・横山正美家所蔵。

(25) 横山健吾「履歴書」草稿より抄出。

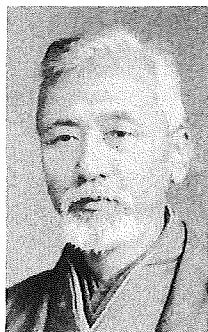
### △付 記▽

資料の翻刻と解説は裾野市史調査委員の湯川郁子が担当し、校訂には市史編さん室室瀬田明があたりました。

また、口絵写真の撮影には市史編さん室室瀬田明があたりました。  
裾野市史資料叢書3の刊行にあたり、「代脳録」「愛鷹山関係雑誌」の所蔵者である裾野市千福の横山正美氏はじめ御家族の方々には、資料の閲覧、写真の借用、その他いろいろお世話になりました。また、地区協力員の西島秀雄（千福）、勝又常一（葛山）、芹澤正巳（葛山）の三氏はじめ千福・葛山の方々には、愛鷹山の現地踏査等でお世話をになりました。記して感謝の意とします。ありがとうございました。

## 横山健吾履歴

(大正六年一月十日 千福報徳社による横山健吾の表彰状 口絵写真参照)



ル

富岡村千福十二番地

横山健吾

一明治十八年四月四日御宿村外十ヶ村用係拝命

一明治廿年六月六日再度沼津町外百五十九ヶ町村聯合会

安政五年七月生

議員當選

一同年十一月佐野村外廿二ヶ村聯合會議員當選

一明治廿一年二月廿九日佐野村外廿二ヶ村聯合會議長命

セラル

一明治廿二年三月富岡村會議員當選

一明治廿三年三月富津町外廿六ヶ町村聯合町村會議員當選

一明治廿四年三月十六日小泉村外三ヶ村聯合村會議員當選

一明治廿五年三月十六日富岡村須山村組合村會議員當選

一明治廿六年三月十六日小泉村外三ヶ村聯合村會議員當選

一明治廿七年三月十六日富岡村須山村組合村會議員當選

一明治廿八年三月十六日富岡村須山村組合村會議員當選

一明治廿九年三月十六日富岡村須山村組合村會議員當選

一明治三十一年三月十六日富岡村須山村組合村會議員當選

一同年十月六日本県ヨリ御宿村外十ヶ村衛生委員申附ヲ

ク

一 同年十月廿日沼津町外廿七ヶ町村組合會議員當選

一 同年九月十五日築橋建築費寄附賞状ヲ受ク

一 明治廿三年五月八日駿東郡山林組合組織委員當選

一 同年同月壽橋建築費寄附賞狀及木盃一個ヲ受ク

一 同年十月有志ト協議シ壽橋架設ヲ画策シ廿四年四月竣

一 明治廿七年十二月八日清戰役軍資金獻納賞狀ヲ受ク

一 明治廿八年三月十日富岡村須山村組合村長當選認可

一 同年七月富岡村須山村赤十字社員ヲ嘱托セラル

一 明治廿四年十二月十日原町外十ヶ町村組合會議員當選

一 同年十二月征清軍人歡迎二付県知事ヨリ感狀ヲ受ク

一 同年十二月ヨリ右組合ト協力シ元千福共有山野及元千

一 明治廿九年六月八日清戰役赤十字事業幫助ノタメ兩

一 福葛山入会山野ノ民有引戻ニ着手ス

一 明治廿五年十月十五日沼津町外十ヶ町村組合會議員當選

一 明治廿九年十月八日郡制實施二付本郡會議員當選

一 同年同月ヨリ該組合擇舉ニヨリ該管理者ト共ニ愛鷹山

一 明治廿九年十月岳南校長ヲ聘シ自家ニテ夜學校ヲ開設シ

一 御料地及元千福葛山兩村入会地及下郷十五ヶ村入会地

一 明治卅年十月岳南校長ヲ聘シ自家ニテ夜學校ヲ開設シ

一 等ノ払下ヲ出願シ苦心數年漸ク明治三十一年一月民有

一 青年ヲシテ就学セシム

一 ノ許可ヲ受ク

一 明治卅一年愛鷹山民有引戻シト同時ニ元千福共有地ノ

一 内字小杉平外三字ヲシテ千福共有ニ回復セシム

一 明治廿六年三月小泉村外三ヶ村学校組合會議員當選

一 明治三十年三月郡農會議員當選同年四月同幹事當選

一 同年三月四日製艦費獻納感賞ヲ表サル

一 同年三月十日沼津町外廿七ヶ町村共有建物費寄附賞狀

一 同年四月一日廿七八年戰役ノ勞ニヨリ賞勲局ヨリ木杯

一 受ク

一 同年九月一日同廿五年下和田火災救恤米寄附賞狀ヲ受ク

一 組下賜セラル

一 明治三十一年十一月率先夜学会ヲ設ケ西島親則氏宅ヲ  
仮借シ青年ヲシテ就学セシム

一 明治三十六年五月一日静岡県臨時経済調査駿東郡委員  
嘱托セラル

一 同年箱根湖水逆川事件ニヨリ東京控訴院名古屋控訴院  
大審院ヲ経テ遂ニ勝利ニ帰セシム

一 同年十月廿六日郡会議員當選同月三十日同參事公員當選  
一 明治三十七年四月富岡村農会副会長當選

一 同年五月十五日芦湖水利事件ノ功ニヨリ同組合ヨリ感  
状及花瓶一对ノ贈呈ヲ受ク

一 同年十月夜学ノ組織ヲ変更シ千福農業補習学校ヲ設置  
シ校長ニ横山良吉氏ヲ嘱托セリ

一 明治三十二年四月赤十字社ヨリ社業拡張ノ尽力ニヨリ  
銀盃一個ヲ受ク

一 明治三十八年三月郡農会總會議員當選  
一 同年春季ヨリ愛鷹山組合地ヲ借地シ人民總代鈴木氏等  
ト協力シ<sup>マツ</sup>經続事業トシテ千福共有基本林ヲ創設ス

一 同年二月十四日愛鷹山民有ノ功ニヨリ銀盃一個及金若干ヲ受ク

一 同年二月十四日愛鷹山民有ノ功ニヨリ銀盃一個及金若干ヲ受ク

一 明治三十三年二月夜学校基本林ヲ画策シ原野一町二反  
歩ニ杉松ヲ植樹セシム

一 明治三十九年八月小泉村外三ヶ村組合学校組織改正ニ  
付キ調査委員當選

一 明治四十年四月卅日沼津町外十ヶ村組合會議員當選  
一 明治四十二年四月小泉村外三ヶ村学校組合會議員當選

一 明治三十四年三月千福基本財産トシテ共有山林字向山  
ニ杉松ヲ植樹セシム

一 明治三十五年十一月赤十字社終身社員トナル  
ヲ嘱托セラル

一 明治三十五年十一月赤十字社終身社員トナル

一 明治四十四年三月郡農会評議員當選同時ニ幹事當選

一同年七月郡農会ヨリ小笠榛原両郡ノ農業ノ視察員ヲ嘱

托セラル

一大正二年四月富岡村會議員當選

一大正三年二月駿東郡地主会員當選

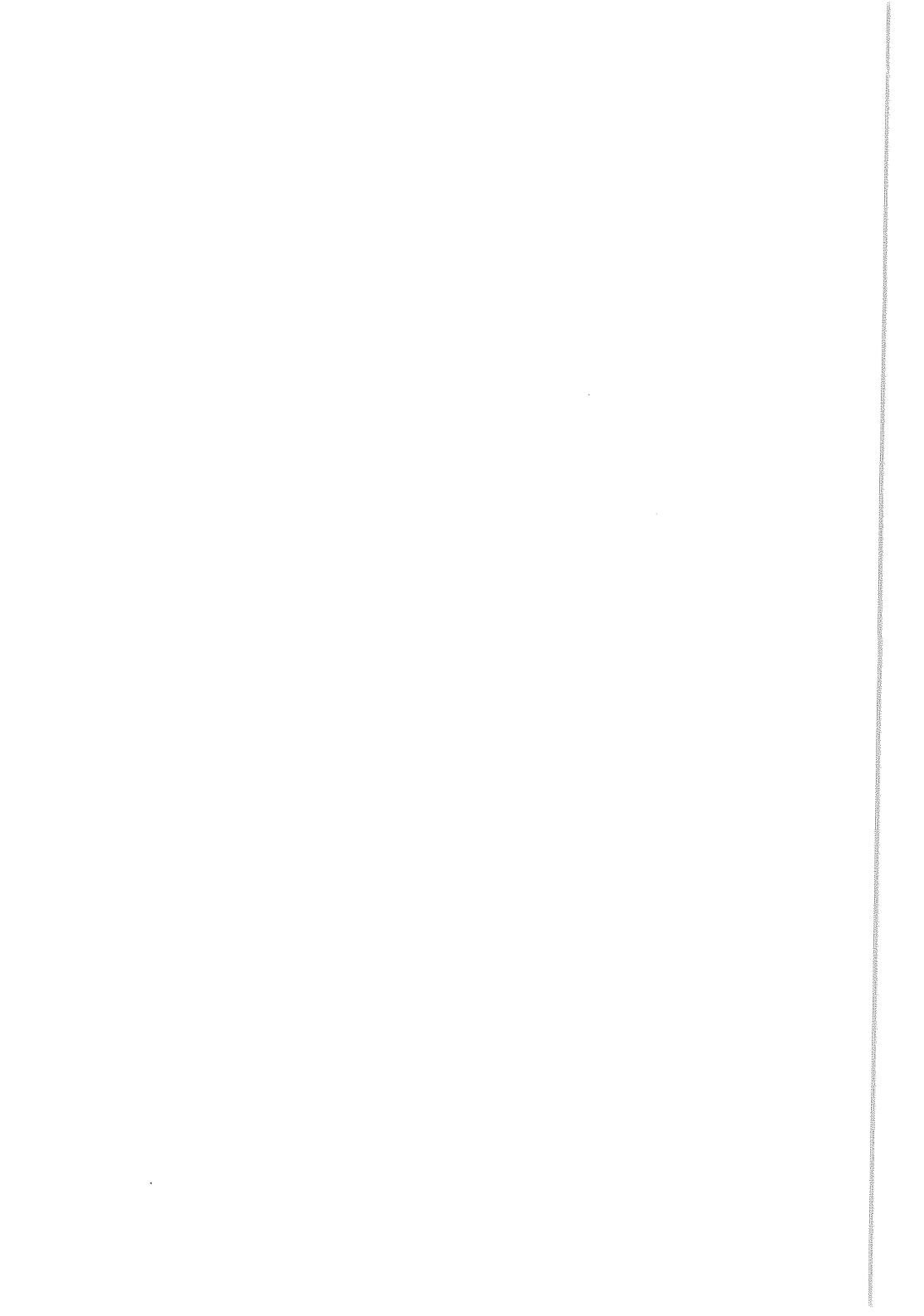
一同年四月沼津町外十ヶ町村愛鷹山組合常設委員當選

右履歴ニ徵シ其功績顯著ナリ仍テ額面ヲ贈リ之ヲ表彰ス

大正六年一月十日

千福報徳社

印



裾野市史資料叢書3

代 脳 錄 愛鷹山民有請願日誌

平成八年三月二十五日

編集 裾野市教育委員会市史編さん室

発行 裾野市茶畑三九九

電話 ○五五九一九三一七一七〇

印刷 有限会社 大和印刷所